

第三章 明治時代の富山売薬業



センニンソウ(和威靈仙)

## 第一節 明治前期

### 一、廃藩置県と富山売薬業

#### (ア) 売薬営業の官許

富山売薬業は、江戸時代には加賀百万石の分家、富山藩前田家の政治的な保護と富山商人たちの配置制に基く先用の大号令によって「越中富山の反魂丹」売りとしてよく知られていた。慶応三年（一八六七）十二月九日に王政復古の世論の中で、新しい時代に身を処すことになった。

王政復古の大号令にもとづいて、北陸道鎮撫使・高倉三位一行が明治元年（一八六八）三月二日金沢に着いた。加賀藩では、藩主慶寧よしのぶに代って、年寄本多政均がこれを迎え、御趣意書及び布告に請書を提出した。富山藩でも加賀藩同様請書を出したが、越後の諸藩の動向は定かでなく、加賀藩は新川郡泊町へ兵力を集めた。

高倉三位一行は四日中に江戸に着いたが、越後諸藩は奥州諸藩に味方し、反薩・長連盟を組んだ。富山藩から明治元年閏四月十四日、越後の高田へ向け、大砲八門と将兵四四三名が出発した（『富山県史 通史編VI 近代上』）。加賀藩からは閏四月十九日以後、総勢七六〇〇余名が送りこまれた（『石川県史 第貳編』）。

このように、あわただしい武士の軍事行動とそれに伴う諸郡への人夫の割符わりつけは、時代の変動を越中の人々に知らせ

た。明治政府は同年閏四月、政体書を發布して、従来の大名知行制を廃して、地域を中心とする府・藩・県の設置を行い、藩は従来の家格による奉行制度に換えて、執政・參政・公議人を置き、各奉行所は刑法方・庶務方・軍務学校・会計方・内家知事などに分かれ藩主の家政と藩の行政職務は分離された。こうした制度の改廃は支配者たる武士のこゝとであつたが、それは売薬には関係がないというわけにはいかなかつた。

明治三年（一八七〇）十月五日、次の達書が民政局より出された。

このたび万国公法に基づき、諸株廃止せしめ候、もつとも、酒造株ならびに売薬人の儀は、まずは迄の通り候事、但し、諸商売とも改めて当局へ願ひ出さべく候事、店税の儀は追つて申し達すべく候事

午 十 月

民 政 局

〔史料集〕三五〇頁

そして、富山藩内へは次の口演書が回達された。

口 演

このたび諸株廃止せられ候に付、反魂丹・酒造の儀は従来これまでの通りと仰せ渡され候趣、ありがたく仕合せに存じ奉り候、一同あい洩らさず、申し渡すべく候事

午 十 月 五 日

右、廻文は周尾より返却なさるべく候也

年 行 司

〔史料集〕三五一頁

ところが、同年十二月になると、「今般、売薬取り締りの儀、大学東校の所轄に仰せつけられ、別冊の通り規則あい定められ候う条、府・藩・県において、管内の売薬の者どもへあい達し、取り締り致すべく。かつ、従来の売薬の漢方書ならびに功能・用法・定価など詳細にあい記し、東校へ差し出すべき事」(『史料集』三五三頁)と達せられ、売薬の取締りが江戸幕府時代の洋学所の後身である大学東校で行われることになった。それは漢方を主として製造する売薬に対して、一抹の不安を与えることになった。

売薬取締規則

一 売薬類は自今、大学東校において名実功否を検査の上、免状を与へ、売りひさぎを許すべき事  
一 従来、売薬に勅許・御免などの文字を用い、また、神仏夢想・家伝秘法などの名称を用い候儀、自今、一切禁止の事

一 新規に売薬を發行致しき者は、薬方・功能・定価目方などに付など明細をあい記し、東校へ願ひ出で免状を受くべき事

一 抜群有益の漢方または製薬類を新に發明する者は七か年の間、当人の専売を許し、發明の賞とする。七か年の後は其の薬の明細を記し、諸国一般に布告して、広く發行するを許すべき事

一 諸売薬の薬品原価を巨細にあい糺し、東校において相当の定価を極め、免状へ記し、あい渡し候条、定価の外、いささかたりとも増価の儀、かたく禁止の事

庚午十二月

大学東校

(『史料集』三五三頁)



このように売薬類は大学東校で検査の上、定価を定めて免状が渡されることとされたが、富山藩では売薬取締規則を売薬行商人の取締りと受けとり、次のような売薬仮免状が渡された。

売薬人

淡路廻り

越中富山

松屋市郎兵衛

手代 久三郎

右は大学東校より売薬免状お渡しまで、証として、この一書を持たせ置き候う条、異儀なくお見通しこれありたく候也、

明治四年辛未五月

富山藩民政掛 印

(『史料集』三五九頁)

大学東校は、売薬の品質検査に重点をおいて売薬取締規則を運用し、明治四年(一八七二)六月、富山藩に対して、次の七種の売薬を官許した。

- |     |        |        |
|-----|--------|--------|
| 反魂丹 | 正味六分弱  | 定価一二四文 |
| 感応丸 | 正味三厘五毛 | 定価金一分  |
| 一角丸 | 正味二厘   | 定価一六四文 |
| 万金丹 | 正味四分強  | 定価八〇文  |

奇 応 丸	正味一厘	定価八〇文
熊 膽 丸	正味一分二厘	定価二〇〇文
紫 金 錠	正味一分二厘	定価一〇〇文

〔史料集〕三六五～三六六頁

しかし、売薬行商人達は五月に富山藩民政掛より出された仮免状をもって諸国に旅立っており、持参の売薬が官許のものかどうかは不明であった。明治四年（一八七二）七月、廃藩置県となり、富山藩は富山県に、金沢藩は金沢県となった。

富山県は従来と変わらず売薬行商人の取締りに重点を置き、八月には次の売薬鑑札（タテ十一センチ、ヨコ七・四センチ）を発行した。

表 売 薬 鑑 札

今般、大学東校ヨリ当県管 轄売薬免許ニ相成リ候間従 来ノ如ク可売リ弘候也、 明治四辛未年八月
---

裏

富 山 県
-------

〔史料集〕三六七～三六八頁

というものであり、富山藩の売薬行商組二二組の行商組織は守られていた。しかし、十一月二十日、旧来の大名配置を核とした諸県区分が廃され、古代国郡制を主とする新県が定められた。

加賀国一円が金沢県、能登国と越中国射水郡が七尾県、越中国の砺波郡・新川郡・婦負郡が新川県となり（『富山県史料篇近代上』一二〇頁）、富山藩と金沢藩一部が合わさった新川県では新しい売薬行政が必要となってきた。一方政府でも、明治五年（一八七二）三月文部省より売薬取調べにつき薬方・分量・効能・元価・定価等の書式を通達し、遠国の分は各地管轄庁で取集めて差出すようにして売薬検査の充実をはかろうとしたが、漢方薬を中心とする売薬を科学的に分析する能力に欠けており、同年七月、大学東校での売薬検査を取りやめ、各県に検査を任せることにした。

売薬免許の節、大学東校において検査の上鑑札お渡しにあい成り候所、今般ご廃止に付ては、自今、新規免許願などの分は当分旧法に据置き、県切りに検査をとげ、仮鑑札あい渡し候条、勝手に取扱い申すまじき事

壬申七月

太 政 官

（『史料集』三七七頁）

この結果、「富山売薬」は、明治四年六月に官許になった反魂丹など七品の他「旧冬四十品の薬法書を上げ置き候所、ご僉議中大学東校が廃止となり、文部省で取扱いにあい成り候由にて、右の方剂書がお差し返しにあい成り、当（明治五年）四月に至り同省より薬方認方書式の雛形が渡され、詳細に書上げ候よう御達しに付、県の雛形に照準して五十品の薬法ならびに薬品効能書などを取そろえ、差し上げ候処、お調べの儀、見合わせにあい成り、当御県（新川県）において御検査の上、鑑札が下賜され、ありがたく頂戴たてまつり候」（『史料集』三八九頁）と一挙に五〇品が免許になったのである。

(イ) 太政官布告による売薬規則

売薬の取扱いにつき、行政組織も、医薬についての方針も定まらないなかで、富山売薬行商人たちはゆれ動いたが、明治六年（一八七三）には五〇品以上の和漢薬の製造・販売が行われていた。同年に売薬業者が取扱った薬として次の四八品が知られる。次の表は、北中国組の「薬方・分量・定価書上帳」より作成したものであり、それぞれの薬品には原料薬とその分量と定価が明記されている。

延寿反魂丹	目方 二分	定価	一一〇文
黒丸	目方 三分	定価	一一〇文
奇応丸	目方 七毛	定価	一二〇文
肝涼丹	目方 一厘五毛	定価	一六〇文
蒼龍丸	目方 二厘五毛	定価	二五〇文
驚風丸	目方 二厘五毛	定価	二五〇文
解毒丸	目方 一匁	定価	一二〇文
小万金丹	目方 一匁	定価	二〇〇文
紫金錠	目方 一匁	定価	二五〇文
如神丸	目方 二分	定価	二五〇文
熊のみ丸	目方 五厘	定価	二五〇文
熊膽円	目方 五厘	定価	三〇〇文



万能膏	目方 三分五厘	定価	三〇文
熊のゐ丸	目方 一分	定価	一六〇文
帰脾湯	目方 五〇目	定価	三貫〇〇〇文
三臟円	目方 五〇目	定価	一貫五〇〇文
化痰膏	目方 五〇匁	定価	一貫五〇〇文
疳虫丸	目方 二厘五毛	定価	三〇〇文
熊参円	目方 一分	定価	二〇〇文
解毒延冷円	目方 三分五厘	定価	二五〇文
喰傷丸	目方 一分七厘五毛	定価	一二〇文
紫雪	目方 三分	定価	一貫〇〇〇文
無二膏	目方 五分五厘	定価	四〇文
五香湯	目方 三匁	定価	一二〇文
そめいさん	目方 三匁	定価	一二〇文
神明湯	目方 三匁	定価	一二〇文
葛根湯	目方 三匁	定価	八〇文
正気湯	目方 三匁	定価	八〇文
歟鳩菜湯 <small>くまこ</small>	目方 二匁三分	定価	一二〇文
発表湯一角風薬	目方 五分	定価	二〇〇文

前記の四八品は北中国組の帳面にあるものであるが他の組の人々も当然持ち歩いた売薬であると思われる。  
明治六年（一八七三）十二月二十七日、太政官より、売薬取締りが再び文部省で行われることが布告された。

#### 第四百二十九号

売薬取締りの儀、明治五年七月廃止候処、今般改めて、文部省において検査致し候条、薬品分量および用法・効能など取調べ、製剤をあい添え、管轄庁を経て、同省へ伺い出さべく、この旨布告候事、

明治六年十二月廿七日

太政大臣 三條 実美

（『史料集』四四三頁）

このように再び薬品検査を行わざる得なかつたのは、漢方薬にしろ、洋薬にしろそれは人命にかかわるものであり、「にせ薬」を横行させておくことはできなかつたからである。明治七年（一八七四）八月、わが国の近代医薬制度の基となる「医制」（『富山県薬業史資料集成』一七七―一七九頁、なお以下は『資料集成』とする）が公布されて「第四十一条 医師たる者は自ら薬を嚮ぐことを禁ず」と医薬分業が定められた。「第五十五条 調薬は薬舗主・薬舗手代及び薬舗見習に非ざれば之を許さず。第五十七条 薬舗手代は二十歳以上にして予科課目の大意及び処方学の試業を遂げ免状を受くべし。第六十二条 薬舗には精微の秤量器及び日本薬局方中の薬品純精なるものを選んで之を備へ、欠亡あらしむべからず」と薬は薬品純精なるものを選んで調剤されるのが基本となつたのである。しかし、薬品の基準となる「日本薬局方」が制定されたのは、明治十九年六月に内務省令としてであつたが、七年十月には「売薬は検査の上、更に鑑札を下げ渡すに付、従来所持の鑑札を返納せしむ」（『史料集』四八七頁）と「文部省第十四号達」によつて、検査の制度化

をめざした。

このような政府の「薬」に対する品質検査主義に応じて、越中国一円をその管下としていた新川県では、明治八年（一八七五）四月五日、売薬取締会社設立綱領並条例を定めた。

綱領の第一条は「官、さきに売薬検査の降令あり、実に教化の徳沢は人民保護の上に溢る。（中略ゆえに今、売薬を営業する者四千有余名、ご旨意をいただき、心を合わせて互にその製薬を検査し、もつて品位を一層精良ならしめんことを要す、これ、是の会社を設立する第一挙なり）」（『史料集』四九六頁）としている。県下一円を一会社に統合することはできなかつたが、富山町や高岡町の売薬人が協議して、神教丸他二三品の法判書を提出していたが、明治八年七月四日、内務省が火災となり、文部省宛に差し出してあつた「売薬検査に係る願・伺など」が全て焼けてしまい、再び内務省宛差出すことが求められた。新川県の売薬取締志波久次郎、同売薬総代阿部弥一郎は更めて七月十四日、三二品の方判書を提出した。

この内、能膽丸、救命丸、敬震丹、五龍円の四品は能書不都合、反魂丹、肝蔵円、如神丸、蒼龍丸の四品は禁止にて不許可となつた。残りの奇応丸、感応丸、紫金錠、万金丹、一角丸、疳消丸、肝涼円、黒丸子、解毒丸、疳驚丸、安神散、退疔散、龍神湯、救衆湯、実母散、五香湯、蘇命散、枇杷葉湯、正気散、紅梅散、延齡丹、五臟円、神教丸、葛根湯の二四品は十月二十七日許可となつたが、神教丸、葛根湯の二品は「当分発売不苦候分」と条件付きであつた。免状が阿部弥一郎外四名であつたので他の千百余名の合冊製薬人にも免状を願つたところ、「他日付与致し候まで、製薬師ども販売差しつかえ申さずと県庁へもあい達すべし」との言葉を得たのであつた（『史料集』四四頁）。

しかし、不都合又は禁止となつた反魂丹、熊膽丸などは「富山売薬」の中心的な薬であり、明治九年（一八七六）一月に、反魂丹、熊膽丸、如神丸、蒼龍丸、救命丸、廻生丸、調痢丸、健胃丸、消焮点眼水、妙振出しの一〇品の売薬



検査を願ひ出て、五月十日に許可されたのであつた（『史料集』五二六―五二一頁）。

売薬検査申請中の四月十八日、新川県が廃され石川県へ合併されることになった。新石川県は八月二十一日、敦賀県をも合併し、越中国、能登国、加賀国、越前国にまたがる大県となり、明治十二年（一八七九）一月には人口一八二万六九二七人であつた（『富山県史通史編VI近代上』一〇四頁）。

明治十年（一八七七）一月、太政官第七号「売薬規則」が布告された。その主要な条文をあげると次の通りである。

## 売薬規則

### 第一章

第一条 この規則に称する処の売薬とは、丸薬・膏薬・煉薬・水薬・散薬・煎薬・等家方を以て合劑し販売するものを云う。

第二条 この売薬営業者は、薬味・分量・用法・服量・効能を詳しく記したる書に、族籍氏名を記し、その管轄庁を経由して内務省に願ひ出で、免許鑑札を受くべし、

第五条 売薬を請売りせんと欲し、その営業者の許諾を得たる者は、族籍氏名を記したる願書に営業者の所持する官許公文の写及び営業者と取り結びたる約定書を添え、その管轄庁へ願ひ出で、内務省の免許鑑札受くべし、  
第七条 売薬営業者及び請売者において、自ら行商し又は売子を派出して行商を為さしめんと欲するときは、そのよしを管轄庁へ届け出で、行商鑑札を願ひ受け、行商する時は必ずこれを所持すべし、

（『史料集』五四三―五四四頁）

この売薬規則によって売薬業者は製薬を主として行う売薬業者、製薬はしないで販売を主として行う請売者、他府県へ薬を売りあるく行商人の三つに区分された。その税金は、

第十六条 売薬業者及び請売者は、左の通り、税金ならびに鑑札料を上納すべし、

売薬営業税 薬劑一方に付、一カ年、金貳円

右鑑札料 薬劑一方に付、一枚、金貳拾錢

売薬請売鑑札料 薬劑の方数に拘わらず一枚、金貳拾錢

売薬行商鑑札料 薬劑の方数に拘わらず一人一枚、金貳拾錢

と定められ、製薬を行う売薬業者の税が多くなり、帳主である請売者は鑑札料さえ出せばよいことになった。

この売薬業者の中心を帳主としてではなく製薬者としてとらえる売薬規則は、零細帳主を単なる行商人にしてしまった。九州の売薬業地、田代売薬では明治八年（一八七五）に一三六通以上の「売薬出願人名簿」並に「売薬検査人名簿」が出されていたが、明治十年四月十八日、田代の八坂直藏、久光与作、吉田格次ら一九名は濟世堂組合を設立、製劑並売薬所一か所を設け、八坂直藏を組合頭に定めて売薬業者を八坂直藏とし、他の組合員は営業鑑札の返納を願ひ出た。このようにして廃業届を出した者は四月以来一四六名に及んでいる。その間五月九日には承応堂組合が設立され、占野嘉助が代表者になっており、帳主の統合が進んだ（『田代家庭薬発達史』六七頁）。

富山売薬は明治九年（一八七六）九月十二日に売薬会社の設立が許可され、売薬会社を売薬營業人にしようとした。しかし、明治十年五月十八日、石川県布達丁千八十式番により「自今結社売薬不相成旨其筋より達に相成候」となった（『史料集』五六六頁）。

このため、軒沢盛哉調合所広貫堂を売薬営業者とする者、阿部弥七郎を売薬営業者とする者、中田清兵衛を売薬営業者とするものなどに分かれたのである。

『富山県統計書』によれば、売薬製造人は次表のようになっている。

年次 地域別	明治 20年	明治 17年
富山	52人	203人
上新川	94	396
婦負	5	34
魚津	3	10
下新川	5	25
高岡	16	55
新湊	2	9
氷見	1	
射水	32	91
砺波	14	73
計	224	890

帳主の規模を明治三年（一八七〇）の高岡町の例でみると、二九一脚を九七名でもっていたが、一〇脚以上は六名、五脚以上は一〇名、四脚以下が八一名で零細な売薬人が多かった。

#### (ウ) 明治初期の売薬仲間組

越中売薬は江戸時代の後期になると富山藩領の売薬商人は反魂丹役所の統制下に向寄仲間組を作り、加賀藩領では各郡の十村とむらの統制下に、新川、射水でそれぞれに向寄仲間組を作って活躍をしていた。

富山藩領の他国出行商人は二十一組をつくっていた。これに対し加賀藩領新川郡では金山十次郎や西水橋范七郎が

売薬取調理主付であり、売薬行商人は九組の仲間組を作っていた。そして、向寄の各組で仲間示談書を作っていた。また旅先の仙台藩において、富山領の売薬商人と加賀領の売薬商人が協同して、『史料集』一九四五頁、さらには両者が旅先行商について議定書を作成して一つの仲間組のような規約によって行動したり、『史料集』一九七三頁)した。

このように売薬商人たちは、仲間定書を作成したが、それらはいずれも類似した規約をもっていた。それは明治に入っても引きつがれており、たとえば明治四年(一八七二)五月、薩摩組三八名の示談定法書の要点を記すと次のようである。

#### 示談定法書

一、薩州表の儀は御上様より重て御趣意を以て、御領國中売薬入付方御免許仰付け置かせられ、年々滞りなく商業仕来候、

一、御国恩を忘却なく、御国法万事堅固にあい守り申すべき旨肝要の事、

一、かの御地の儀は先前より唐物厳重御取締り仰付け置かれ候故、唐物は申すに及ばず御国産等すべて売物の品取扱い申すまじく候、

一、かの御地にて一向宗門、古来より重き御禁制の処故、……法語の所望申しかけられ候共隠密にも右話し合い堅く相成らず候、

一、かの御地は申すに及ばず、道中・船中たりとも、御法度の博奕、賭の諸勝負、喧嘩口論、すべて悪しき参会かたく致すまじく候、

一、鹿兒島着のみぎり、定宿へ逗留いたし、持参の往来証文差出し、御改めを受け、……御付状を申し請け候上、

夫々徘徊申すべく候事、

- 一、御城下を始め諸郷に訓練等がある節は、見物などに行かせ申すまじき事、
- 一、向後得勝手に付、所持場所譲引き仕候共、最初仲間中聞糺し、望人これなき時は他へ売出し申すべく候事、
- 一、諸所、外城境入付の義、先前より仕來の通り心得廻り方致すべく候、若不法に及び壺軒にても内分入付致居候族あい顕れ候節は、その年の薬代銭は申すに及ばず、科料として右取上り高倍増いたし……急度差出し申すべき事、

- 一、所々より入り来り候諸商人は申すに及ばず、すべて他郷の者へ内分にても薬の下売一切あい成らず候、
- 一、御城下において滞在中並びに道中筋など、仲間付合いをもつて酒宴等あい催し候儀堅く停止の事、
- 一、御城下、田舎において為替金取組み候共、一口に大金取組み候儀堅くあい成らず候事、

未 五 月

〔資料集成〕 一一二七―一二二九頁

以上のように仲間規約を富山藩、加賀藩、各郡、各町そして売薬に行つた先で向寄組や各国別に何重にも結んだ。薬の品質管理をねらうよりもむしろ売薬行商人の人間管理によつて越中売薬の信用を保つとしていたことが知られる。

なお、幕末から明治初期にかけての他国出富山売薬人の脚数は増加しており、特に、五畿内組、九州組、奥中国組、四国組、秋田組では二〇脚をこえる増加となっている。

売薬行商人の脚数は懸場帳が基になっており、急速に増減するものでなく、薬が売れていないから次の年は行商をやめるといふことができないものであった。薬の品質も大切であるが、行商人のセールスマンとしての資質が行商地域内の売上げを増加し、懸場帳を分冊して一人脚を立ててもよいことになるのである。そこで懸場帳の売買証

文などによりこの期の富山売薬の構造を考えたい。

まず反魂丹売渡証文の例をあげると、次の通りである。

〔印〕 永代売渡申反魂丹売券証文之事

一 私所持場所の内、弍厘、出羽の国最上新庄不残、懸高 千三百七拾弍貫五百五拾文の帳面老冊、〔印〕代銀拾五貫弍百目ニ一々引渡の極を以売渡、代銀唯今残らず受取申所実正ニ御座候、……

明治五年申二月晦日

富山藩

頼母子連中

山屋善藏 〔印〕

右帳面相調理申処懸高相違御座なく候、以上

出羽組年行司 嘉助 〔印〕

同 大次郎 〔印〕

右帳面ノ高見届申候、以上

反魂丹方掛 澤本伸八郎

同 万里治郎 〔印〕

右の通承届候也

坊 正 〔印〕

〔資料集成〕六二二頁

右の例にしたがって、この前後の売渡の係の名称を表にすると次の通りである。

帳面売渡係の名称一覧表

① 文久三年二月二九日	年関 行東 司組	調 兵 衛役	当 番 肝 煎 督	当 番 上 縮 督
② 文久五年四月一四日	年江 行州 司組	"	"	"
③ 明治四年二月二八日	年美 行濃 司組	調 善 理 役 蔵	"	当 番 市 長
④ 明治五年二月 晦	年出 行羽 司組	反 魂 丹 方 掛 沢 本 伊 八 郎 石 黒 治 郎	小 督	坊 ( 総 正 督 )
⑤ 明治六年四月八日	五 畿 内 組 周 松 旋 村 治 方 平 田 中 清 平	締 密 田 林 蔵 方	總 代 沢 本 兵 一 郎 ( 小 督 )	反 魂 丹 掛 阿 部 弥 一 郎 ( 總 正 督 )

①の証文では向寄組の関東組があり、その年行司がいて、その上に調理役があり、人支配の關係から富山町の当番煎の印と当番上縮の印がおされている。反魂丹役所は江戸期を通じて一定の役所に所属していたわけではなく、「産物方或ハ町役所、或ハ開物方役所、御勘定所」と変転をくりかえした。

明治四年(一八七二)二月の③の証文では当番上縮のところが当番市長となっているが、使用されている印(総正督)が同じである。

明治五年(一八七三)二月になると調理役・当番煎がなくなり、反魂丹方掛となって沢本伊八郎と石黒治郎が署名する(『資料集成』六二頁)。当番市長は坊正となる。ここでも人の支配は江戸期の町奉行支配下にあるという状態であり、近代的行政機関の窓口としての反魂丹掛に変質してはいなかった。

## 二、洋薬の新採用

慶応三年（一八六七）加賀藩は金沢郊外の卯辰山に養生所を開き、洋式の治療と教育とを始めた。舎密局せいみつと薬園とが付設され、洋薬の研究も進められた。翌明治元年（一八六八）十月養生所棟取黒川良安が長崎に派遣され、医学校と病院の制度を調査した。明治二年五月良安等は人体模型、医療器械、薬品類及びマンスヘルトの講義録を携えて帰国した。明治三年二月、金沢医学館が金沢大手町の津田玄蕃邸跡に設立され、卯辰山養生所にあった医学校は移転することとなった。養生所は貧病院となり、高岡、魚津に貧病院出張所が設けられ、施薬と種痘が行われた。

医学館の本科第二等第八科では薬性学、製薬学、処方学が講ぜられ、高峰精一、鈴木儀六がこれに当った。また薬局が設置され、薬局係は内藤正木、不破鎖吉で、四等教師松田壬作、石川孝泰が薬局監察係としてその監督をした。

明治四年廢藩置県の改革により、医学館は廢止となり、翌五年八月文部省は医学館を金沢病院と改名を命じた。明治九年八月八日、金沢病院が石川県病院と改称され、同年十月二十日、富山に石川県病院の分病院が設置され、田中信吾が長となった。医学所が分置されたのは翌十年三月二十六日である。

医学所設立の主意には「薬剂八厘毛ノ差大ニ其効用ヲ異ニスルモノアリ、故ニ薬品ノ性質・製鍊・貯蓄・調合ノ法ヲ詳カニセサレバ或ハ大害ヲ召クニ至ル、是ヲ以テ該所ニ薬局学ヲ設ケ其学ニ志スモノヲ教授ス、且現今薬商ノ為メニ仮リニ教則ヲ設ケ其ノ大意ヲ授ケ、迅速実際ノ用ニ供セシムルヲ要ス」とあつて、医学が洋学によつて確立されたのにもない、薬法も洋薬がその中心となつたのである。

金沢医学所薬局学科では明治十一年七月その教科として数学・物理・化学・普通植物学・普通動物学・薬物学・処方学、九月には毒物学を加えて教えることにした。明治十五年七月十八日政府は薬学校通則を公布し、薬剂師の育成



と速成をはかることとした。

元來、新政府は明治元年三月西洋医術差許しの布達を出し、旧幕府の医学所は明治二年大学東校と改められ、外人教師が招かれて、医療体系は江戸期の漢方中心から蘭法中心にかわった。富山藩でも明治二年十月、「医業の儀は生命の關係する術故、従前業家の外たり共心がけの輩医学所においてあい学ぶべき事」(『薬都の産業』二二八号)として、山王町に医学所を設けて洋薬と医学の生徒を養成した。しかし、洋薬であれば何でも効くわけではなく、石黒忠直は『贗藥鑑法』を刊行して、その弊害を説いた。だが政府の洋薬重視の立場は変わらず、明治三年十二月の売薬取締規則でも、

一、従來は売薬に勅許とか御免などの文字を用い、あるいは神仏や夢のお告げとか、家伝の秘方とかとなえて、その称を用いる事は今後一切禁止の事、

の一項目を加えた。どうであれ、売薬業者にしてみれば、売薬免状を許すのが大学東校であり、きそつて自己の売薬が洋薬に近いものであることを印象づけようとした。明治四年六月反魂丹等七品が許可されたが、明治五年八月、先の売薬官許状を返納すると、売薬が禁止になるのではないかとの不安が強まった。同年十一月八日には東京より富山の売薬業者の代表へ、「山瀬正己様と申す御方を誘引なし下され、松本軍医頭様へ御内召にあい成り、御国内売薬すべて御廃止が仰出されの御評議一決の趣、左候時は、従來の売薬人共幾万人生業を取失ひ、歎げかわしい次第に付これを救助致したく、夫に付越中の売薬人の右に出る者もこれ無くと見込候故、……確かなる惣代を御人撰成され、来月十日迄に御出府成され候……」(『史料集』三八五―三八六頁)と申送られたのである。この業者代表の宛名は、富山では中田清兵衛、阿部弥三兵衛、田中秀次郎、沢田藤右衛門、密田林蔵、そして高月では高田清次郎、水橋では石黒七右衛門、篠田宇三郎、高岡では福岡屋清右衛門そして其外組々々行司中となっている。

そこで阿部弥一郎ら五人の四郡の売薬人は「西洋の奇薬、良剤追々御採用にあいなり候趣うけたまわり、私どもにおいて売り弘めたく候えども、その術業いたりかね候につき、おそれながら文部省において西洋薬法を一般に弘通のご趣意にもあらせられ候はば、私共において粉骨碎身して、あまねくあい弘めたく存じ奉り候間、右、良剤・奇薬をご授与下され候よう仕りたく、懇願たてまつり候」と四郡売薬人を代表して新川県へ願ひ出たのである。

明治六年一月二十七日(イ)の「売薬方規則書」には全国市場の富山売薬の行商組を仁・義・礼・智・信の五組にまとめ、「改正規則」として、

一、西洋薬品追々相弘度候ニ付、奇薬之法方御採用ニ相成居候ハ、何卒御授与被成下候様奉願候事、  
 一、従来相弘候丸薬・散薬・煉薬等、場所帳面所持人ニおいて精密吟味調合可仕事、  
 (『史料集』三九七頁)

と洋薬売弘めの姿勢をとって、従来の行商組や、帳主においての調薬を認めてもらおうとしたのである。

一方東京深川に寄留していた高木文次郎は、明治六年二月に松本順軍医頭に売薬行政についての意見書に次のように述べた。

一、東京表へ御察立てさせられ、すべて和漢洋薬品の取締りを仰付けさせられ候よう仕りたく候事、  
 一、御当地に管轄売薬元会社を設立つかまつり、三府は勿論、諸県下より他国巡行つかまつり候売薬人をその県々において員数取調べ、その県下々に分社を取立てさせ、残らず元会社付属たるべき事、

但し、西国筋は大阪へ元会社出張所を設立してこれを司る事、

一、東京元会社の儀は、越中富山売薬人にて取立てもうしたく存じ奉り候事、

但し、社長・副長・頭取七人公選入札をもって選挙いたすべく候也、小使三人の事、

一、富山の四千人ばかりを二十組と区分し、当番年行司あい立て、分社にて其の組々の百事を取扱わせ申すべき候事、  
〔史料集〕四〇四頁

これに對し、同年三月、松本順軍医頭は、次のような建白書を出している。即ち、

方今、わが国内に於て販売する所の藥物は、欧米洲の所産にして、その各地の製煉を経る者多し、而して其品類を鑑識するに、贗製偽造に係らざる者幾人と希なり、是独り其用に足らざるのみならず、其害是より甚しきはなし。然るに諸港輸入の藥物は一切これを商人に委ね、海関これを制する法なく、医校これを検するの律なし、(中略)かつて我長官山縣公に懇請し、陸軍医療に費す所の薬価数万金の給与を得て資本となし、新に薬商三四輩を選任して資生堂会社を設け、且つオランダ本国の医学大博士ハッセル氏に書を寄せて事を議し、次に正真の藥物を輸送せしめ、わずかに陸軍の将校・士卒を偽薬の害を免ることを得せしめたり、(中略)伏て願ふ官早くこれが法方を設け、真薬を購求し……偽薬売買禁止の厳令を下さば、則真品公行し偽薬烏有に帰し……

〔史料集〕四〇六―四〇七頁

と述べている。

文部省では同年三月医務局を設け、長与専斎をその局長とした。そして十二月に至り、

そもそも売薬とは医師にあらざる者が丸・散・丹・円等の諸剤を調製して、朦昧の習俗に乘じ、一薬方をもって万病に効ありと称して売っているものである。多年盛んに行わるるといへども往々毒劑薬を配合する事がある。

このために危険に陥るものも少なからず。

として、第四二九号布達を出し、再び売薬の文部省での検査を行うこととした。

しかし、売薬に対する姿勢は従来のもものと異なり、

本省売薬検査の趣旨は有害の方剤を禁ずるにあり、無害の方剤は効無き場合と雖も、発売を禁止せず、故に其の免許を与ふるは只其の害なきを保つのみにして、必ず其の薬を以て有効の良剤と定め之を世に証したるに非ず、世人或は免許授与趣旨を誤るものあらん事を虞れ、今更に之を報告す

〔薬都の産業〕一三三二号

と明治七年十二月二十八日発行文部省第三十六号において報告した。

## 二、売薬業者の税負担

### (ア) 売薬商人の負担の推移

富山藩では反魂丹役金として、行商人一人に一〇匁、連人六匁を取立てていた(『広貫堂史』七五頁)。それが次々と上り、文政五年(一八三三)には名前一両、連人三歩、弘化五年(一八四八)には連人も一両となり、嘉永三年(一八五〇)には二両二朱となり、安政元年(一八五四)には連人も新名前出になった。安政三年(一八五六)春の上納高は一四〇七両余であり、秋の上納高は一四〇五両余であった(『史料集』一四六六頁)。この他に御用金が課され、文久元年(一八六一)には積金講義が破棄され、売薬商人の負担は重かった。

これらの江戸時代からの負担が明治維新によってなくなったわけではなかった。加賀藩領の新川郡、砺波郡、射水郡では散小物成ちりこものなりの取扱いで課税されており、明治二年（一八六九）の売薬株役銀は一人一五匁、御国廻売薬役銀は八匁五分であった（『杉本文書』）。一方諸口銭としての売薬出脚銭は次表のようである。

加賀藩領越中諸口銭高

項目	年次	
	元治元年（一八六四）	明治元年（一八六六）
出入口銭	一四、七二六貫文	六三、四二三貫文
魚口銭	一、七五四〃	一、二二三〃
売薬出脚銭	一、九三八〃	二〇三〃
薬口銭	—	—
計	二一、一五三〃	六八、七五三〃

（『資料集成』統計より）

されたが、税については決められず、従来通りであった。明治四年廢藩置県となったが、富山県では旧富山藩のものを受け継ぎ、次のように諸商業店税等として、売薬商業は一人金一両一歩二朱であった。

- 諸商業店税 但商売一箇月店売、商の三百歩一取税
- 売薬商業一人 金一両一歩二朱
- 売薬場所売買 一厘
- 薬種、合薬あわせ 商業鑑札料として金二両上納
- 反魂丹場所仲買 商業鑑札料金三步上納

明治三年の金沢藩領売薬人脚数は、射水郡（高

- 岡・小杉 四四四、砺波郡（中田）五〇、新川郡（滑川・高月 三二六、水橋・岩瀬 五二八、その他 九八）九四二、合計一四三六脚（『資料集成』統計三）であるから、売薬株役銀として一人一五匁をかけると銀二一貫五四〇匁となる。

明治三年十二月売薬取締規則が大学東校より出

一葉、齒抜 商業鑑札料金二朱上納

〔富山市史第一巻〕九三三〜九三四頁

明治四年十一月、富山県と金沢県の一部が合わさって新川県となったが、新川県としての売薬関係税額は不明で、富山県（旧富山藩）分の「反魂丹税金上納帳」が知られる。

明治6年4月、組別の反魂丹税金上納帳

組名	税額(円)	脚数
東 関	228	373
内 畿	198	289
濃 美	154	224
州 信	118	172
州 九	120	175
後 越	72	106
河 駿	30	44
中 北	56	82
中 奥	105	154
州 江	61	89
達 伊	56	82
国 北	47	69
部 南	37	54
勢 伊	46	67
国 四	58	92
台 仙	31	46
総 上	45	66
摩 薩	17	26
羽 出	42	62
田 秋	37	54
中 越	12	123
計	1,578	2,449

・税額は円未満を切捨て  
 ・計は円未満も含むので計算した。  
 (『資料集成』121) 170〜172頁)

関東組以下一人脚は六八錢七五が原則であり、関東組には三ノ一税の者、四国組には半税の者もあるが、売薬一人脚の税は定まっていた。越中組は一人脚を除く二二三脚は九錢四厘九分税となり、地回りのため安い。

またこの帳面は掛り阿部弥一郎、総代沢本兵二郎より雑税掛に提出されたもので、売薬関係の税が雑税掛に集められていたことが知られる。

明治六年七月に地組改正条例が布告され、税制が大きく変わろうとしていたが、旧来の小物成等は雑税に含められていた。同六年の「新川県一覧表」では、雑税七〇五一円、内工商六七四一円、証券印紙税一六二一円などとなって

いる。とすれば工商雑税六七四一円のうち一五七八円は反魂丹税であり、その割合は二三・四%を占め、新川県商工業における富山の売薬の税額上の比率の低いことがわかる。

旧加賀藩領域では、売薬役銀となっており、「薬種役二軒に付、一貫文より一貫二五〇文迄。売薬役一軒に付、一貫文より一貫六〇〇文迄。管内売薬役一軒に付、八〇〇文。」(『水橋郷土史』四八二頁)であつたという。

明治十一年五月「薬舗主試験概則」が出され、「自今新二薬舗ヲ開業セント欲スル者及ビ従来薬舗ノ子弟父兄ノ業ヲ相続セント欲スル者ハ」「第一算術、第二物理学大意、第三化学大意、第四薬物学大意、第五処方学大意」に付いて試験を経て免状を受けなければならないこととなつた。しかし売薬行商人はこの薬舗主から除外され、明治十五年三月二十九日付「薬舗・薬種商取締規則」では、売薬行商人は「薬種商」に入れられ、「医師ノ処方書ニ拠リ薬品ヲ調劑」(第三条)しない限り、従来の手続きで営業できることとなつた。こうして「くすり」を取扱う者は、①製業者、②請売りの昔からの売薬行商人、③内務省の免状を所持する薬舗に区分された。「富山県統計書」によれば下表のようになつてゐる。

年次	明治24年	明治20年	明治16年
薬舗	71	193	107
薬種商	147	79	1
製業者	36	—	—

明治16年県立・私立・病院表

病院名	設立年月	薬局長名	薬局員	地名
県立富山病院	9.10	渡辺從吉	6人	富山 山輪 曲
魚津病院	14.7	青木他吉郎	2	魚津町
高岡病院	15.8	—	5	高岡 源平 額堂 町
杉ノ木新村病院	13.4	—	2	高岡 源平 額堂 郡 波木 ノ 新村
私立長谷川病院	16.1	池添進	4	射水 郡 水宮 村
高陸病院	14.6	栗谷観澄	3	高岡 郡 御馬 出町
保生病院	16.5	宮城随叔	6	水見町
共同病院	14.7	鶴見七次郎	2	城端町
朝野病院	14.11	亀谷辰吉	2	射水 郡 水田 村
計			32	

(『富山県史史料編 近代史』1297頁)

明治六年、七年の「諸国物産表」によれば売薬の生産高は次表のようになっていた。

新川県の売薬生産高と生産額

種類	年次	明治 7 年	
		明治 6 年 (貫)	産額(貫) 生産高(円)
丹丸	500	600	10,800
丹丸	750	900	4,590
角丸	50	57.5	22,425
応丸	27	26.5	20,770
胆丸	12	11.7	7,000
錠	120	114	2,090
湯	24	24	235
五臟散	12,000	11,900	14,280
神散	600	620	1,140
母散	120	40	400
実	6,000	—	—

(府県物産表『富山県史史料編 近代上』526頁、531頁)

以上のように明治六年度には、新川県として売薬に課される税のあらましを知ることができる。なお売薬行商人の最も大切な懸場帳の売買にも課税され、明治三年五月に、高岡売薬方吟味役であった長右衛門と武兵衛は、商法局にあてて、懸場帳の売崩れを防止するため為替会社、三方国(加越能)回りは壹冊三貫文、他国回りは一〇貫文の割で預けこれら懸場帳の惣銭高を二九四九貫文となり、これによって鑑札を渡し下さるようにと上申した(『資料集成』一六三頁)。

明治七年四月三十日の富山売薬商人の越後国の懸場帳売買証文(「反魂丹に関する諸事留」富山県立図書館蔵)

では、反魂丹場廻代金七九二円余、此百分の一税金七円九二銭余として越後組周旋人日南田宇八郎より反魂丹掛へ届け出ている。

この年富山の売薬商人にとって一つの大事件がおこっていた。それは旧富山藩時代の安政三年(一八五六)再借金の未払分が返還されるかどうかという問題であった。「御再借金年々元利御渡方元帳」(『史料集』一五二五—一五三三頁)によれば、それを一五年賦で文久二年(一八六二)戌より返すこととしている。元利は二七六二両一步二朱と銀式匁三分



組別の再借金年々返還始末表

	人数 (明治6年4月)	明治3年3月返還高		同未払残高		年行司名 (明治5年7月)
		金	永銭勘定	金	永銭勘定	
仙台組	34	両歩朱 なし	貫 匁	両歩朱 なし		—
関東組	380	183.2.0		32.2.0		吉本藤蔵
五畿内組	262	146.0	50.0	24.0	41.660	井上伝次郎
美濃組	206	112.3.1	4.250	18.3.0	5.833	河部善四郎
信州組	172	94.0		15.0	66.667	牧田清六
九州組	140	77.0	80.001	12.0	96.666	阿部作次郎
越後組	97	56.0	37.501	9.0	39.583	日南田和平
北中国組	94	51.0	69.999	8.0	61.666	林 小三郎
奥中国組	99	53.0	40.839	8.0	90.139	伊藤久五郎
江州組	82	45.0	9.999	7.0	51.667	沢田久平
伊達組	82	44.0	95.0	7.0	49.267	桑田安次郎
北国組	71	36.0	54.999	6.0	9.167	志波久次郎
伊勢組	77	36.0	50.001	6.0	8.333	館林庄五郎
上総組	66	36.0	30.0	6.0	5.000	阿部理平
出羽組	60	32.0	45.001	5.0	40.833	熊野大次郎
駿河組	43	23.0	15.001	3.0	85.833	碓井伝次郎
南部組	38	19.0	60.000	3.0	26.667	加藤孫八郎
四国組	47	26.0	80.020	4.0	46.666	密田勘四郎
飛驒組	18	9.0	90.0	1.0	65.0	—
秋田組	5	7.0	20.0	1.0	20.0	高木清四郎
越中組	不詳	7.0	33.117	1.0	22.178	板津甚五郎
薩摩組	26	3.0	—	0	50.0	密田林蔵
計	2,099	1,096.1.1	865.728	177.1.0	882.825	
換算		3.1 ←		3.2 ←		
合計		1,096.4.2		177.4.2		

注：人数は『富山売業紀要』61頁、年行司名は『史料集』1529～1530頁による。

三厘であり、一年当りは一八四兩二朱と永三匁五分七厘六毛であった。仙台組には再借金が命ぜられなかったので返済もないが、他の各組への明治三年分の返金と残金を表にすると次の表のようになる。

この再借金の残高の返還を明治七年二月に阿部弥一郎、中田清平は明治五年の各組年行司の算用書をそえて願ひ出したのである。

新川県吏員の掛吉川権はこの旧富山藩町方調達金並に売薬役金繰上げ調達金について、大蔵省への届出に事務手続上の不備があつたが返済方を取り上げられるよう次の添書を付したのであつた。

旧富山藩江町方達金、並ニ売薬人共より役金繰上げ調達金、惣代阿部弥一郎・中田伝兵衛等より御下金出願仕候ニ付、御尋問之趣御答書

旧富山藩江安政五年午八月、町方中田伝兵衛等三十九人之者より調達残り金、午三月元金九百二十七兩三步二朱と銀一匁七分七厘と錢六十三文、並ニ売薬人共役金繰上げ調達金残り千四百兩三步三朱と銀一匁八分八厘、阿部弥一郎、中田清平等より指出候処、旧県において私に勤中右書類請取置候所、御用多之折柄何方へ始末仕置候哉、其砌り大蔵省江御届不申候段、今更心付無念之至り奉存候、依而何卒御採用ニ相成候様奉願上候、以上

明治七年二月

吉川 権

権令 山 田 秀 典 殿

(史料集 一五二二頁)

しかし、大蔵省からは「不採用」の旨の指令となり同年四月十七日次のように申渡した。

書面旧富山藩調達金之義ニ付出願之趣及上申候処、阿部弥一郎等三十九人之株ハ、旧官員粗漏より届洩相成候事情明瞭ニ付、破格之僉議を以、負債一般之御処分ニ可相成旨、且売薬人共役金繰上げ調達金之株ハ、元來借用証

文差入無之、殊ニ根帳も先年火災ニ罹り今日ニ至り無証拠に付御採用難相成段大藏省御指令ニ候条、此旨可相心得事、

明治七年四月十七日

印 (新川県)

(『史料集』一五三三頁)

以上のように、江戸時代に取り立てられた御用金がどのように処理されるのかという問題が明治七年まで続いているのであり、金額がどうのこうのというよりも、大きな問題が未解決のまま残されていたのである。

#### (イ) 売薬営業税

明治九年四月四日新川県税規則第二号が出され、免許税が課せられた。即ち、

第一条 一、合薬を以負担販売する行商は調薬売捌人を論ぜず一人を一脚と唱え、管内一般願之上出脚免許を受、年々免許税を納むべき事、

第二条 売薬出脚免許税左の通りたるべき事、

一ヶ年一脚に付金壹円五拾銭

(『資料集成』一八二頁)

とされた。ところが四月十八日に新川県が石川県に編入されたため、同年九月十六日石川県権令桐山純考は、甲百拾二番にて県税賦課の方法を布達した。

本年甲二十八番及旧新川県第五百一十一番ヲ以テ県税賦課賦方及布達置候処詮議之趣有之別紙之通更正候、此旨管内

布達候事、

但諸興行等並諸市場税ハ十月一日ヨリ更正、其余ノ向ハ最本下半年分ヨリ本文之通り可相心得候、

明治九年九月十六日

別紙略ス其ノ内

売薬出脚税 一脚ニ付一ヶ年金一円五拾銭

別冊未文ニ云リ

付リ本文内別税ヲ賦課セス云々記載ノ分ハ営業ノ  
 専業ヲ問ハス総テ兩業中税額ノ重キヲ以テ徴取ス

為取縮免許鑑札ヲ下付シ手数料而已

収入スル者 手数料

(『石川県史料』)

売薬出脚税は一脚一円五〇銭に統一され、売薬税として徴取された。全国統計であるが明治二十年までの売薬税の推移を見ると下表のようになる。

明治十年(一八七七)一月、太政官布告第七号をもって、売薬規則が布達され、従来売薬行商人の取締りと課税をもって売薬行政の中心と考えられていたのに対し、この規則では、明治三年の売薬取締規則を受け継

石川県権令 桐山純孝

全国売薬税収入額

項目年	総額	営業税	受売鑑札料	
昭和9	28,455	25,645	2,810	
10	87,089	58,858	28,231	
11	74,219	58,744	15,475	
12	78,770	64,599	14,172	
13	86,041	74,332	11,709	
14	84,246	84,246		印紙税
15	364,942	89,306		275,637
16	495,441	89,628		405,813
17	363,589	83,244		280,345
18	282,127	74,862	営業鑑札料	207,266
19	438,658	73,428	2,168	363,061
20	424,033	71,952	1,447	350,635

(明治20年県令第90号を以て、従来の売薬税は売薬営業税と訂正される。なお鑑札料は税に該当しないが、当時の「統計書」による) (『資料集成』統計5より)

ぎ、「薬」の品質の取締りを重点におき、売薬営業者は一脚ではなく、一方剤について一カ年二円の税金を出さなければならなくなった。

### 売薬規則

第二条 此売薬営業者ハ、薬味・分量・用法・服量・功能ヲ詳記シタル書類ニ族籍氏名ヲ記シ、其管轄庁ヲ經由シテ内務省ニ願出、免許鑑札ヲ受クベシ

第十六条 売薬営業者及ビ請売者ハ、左ノ通り税金並ニ鑑札料ヲ上納スベシ

売薬営業税

薬剤一方ニ付一ヶ年金弍円

右鑑札料

薬剤一方ニ付一枚金弍拾銭

売薬請負鑑札料

薬剤ノ方数ニ拘ハラズ、一枚金弍拾銭

売薬行商鑑札料

薬剤ノ方数ニ拘ハラズ、一人一枚金弍拾銭

〔資料集成〕一八四―一八六頁

なお明治十年の国の歳入をみると、次のようである。

經常歳入 四九、九六七、七二二円

地 税 三九、四五〇、五五二円 (七九%)

酒 税 三、〇五〇、三七二円 (六%)

煙草税 二二七、〇八〇円 (〇・四五%)

売薬税 八七、〇八九円 (〇・一八%)

となつてゐる。明治九年（一八七六）には売薬税が二万八四五五円であつたが十年には八万七〇八九円であるから、約三倍に増税されたことになる。

明治十一年内務省達「売薬検査心得書」に売薬は「無稽の方剂十の八、九に居り、奸商野師の輩、劇薬を配合し、敗薬を修飾し、夢想と唱え、託宣と称し、愚夫愚婦を蠱惑して網利の具となし、……しかれども、今日断然禁止すべからざるものは、人智未だ明かならず、衛生の方法未だあまねからざればなり」（『富山市薬業史』一四九〜一五〇頁）と記して、売薬は不用のものであるが当分はしかたのないものとして受けとめられていた。

ところが明治十二年には全国的にコレラが大流行し、越中でも各地に流行して死者一万三四九〇人（『越中医業史』）といわれ、十二月二十七日各地方庁に衛生課が設置された（『富山史壇』八六・八七合併号）。新しい西洋医学によつてもコレラの流行をくいとめることができず、人々は多くやはり売薬にもたより、売薬に対する認識も改められつつあつた。

## 四、売薬印紙税

### （ア）内務卿の上申書と印紙税

政府は、西南の役以後の国費の増大に苦慮し、歳入の増加策として、増税を行うため売薬に目をつけた。明治十五年（一八八二）四月八日、次のように売薬印紙税を課すことを上申した。それは、内務卿の上申書において、主な売薬の売価と利益金をあげ利益率を計算して、例えば千金丹は売価五銭、利益金四銭であつて、利益率八割、また万金丹は売価二銭で利益金一銭三厘であつて利益率六割五分などをあげて、営業純益は全体として七割二分とみた。これは清酒醸造の二割二分五厘に対して大きすぎる。酒税は売上の一割であるのに比較して税金は二割として印紙税を割り

出したのである。印紙税の賦課のねらいは、歳入の増加と共に、洋薬尊重の立場から和漢薬には重税を課し、売薬を廃止に追い込もうと意図したようであった（北陸銀行『創業百年史』七六頁）。

#### 売薬規則追加之儀付伺

売薬の無害無能にして日常生活の要品にあらざる儀は、今更申すまでもこれなく、其の利益の過当なる多きは十数倍、少きも数倍に下らず、然るに、現行の規則によれば、わずかに弍円の営業税を徴収し、他の薄利営業者の税に比較するに、甚だ軽きにすぎ多少の割合をもつて、其の税額を加え候とも決して過当の儀にはこれあるまじく……営業税は従前の通り据置き、更に売価二割の印紙税を課せられ、国库急要の費途にあてられ候よう致したく、別紙規則御追加案取調相伺候間、至急御裁可おせ候也、

明治十五年四月八日

内務卿 山田 顕義

大藏卿 松方 正義

太政大臣 三条 実美 殿

御 布 告 案

明治十年一月第七号布告売薬規則中左之通り追加、来ル七月一日ヨリ施行ス、

第二条ノ末ニ左ノ一項ヲ加フ

但シ免許ヲ受ケタル者ニケ所以上ニ於テ之ヲ調製スル時ハ其ノケ所毎ニ免許鑑札ヲ受クベシ

第二十条 印紙税ノ割合

一 定価 弍錢五厘迄 印税 五厘

第一節 明治前期

一 同 五銭迄 同 壹銭

(以下略)

この原案にもとずいて先ず参事院で審査されたが明治十五年(一八八二)七月十四日には、

売薬に印紙税を課せんとするは他の課税と比較し権衡よろしきを得るものなり……故に印紙税発行の事は別段に  
 布告あいなりたく……且つ原案には一銭、二銭の段階を設けざれども、一貼せき一ヒの薬品を買求めるもの十中の八、  
 九にして、其の価を問へば、二銭以下のもの多きに居る、仍つて式銭五厘を改め一銭、二銭、三銭の段階を立て  
 ば、其の割合方稍穩当にして権衡宜しきを得るものに似たり、……

こうして十五年十月にいたつて、次のような売薬印紙税規則が布告された。

売薬印紙税規則

第一条 売薬ニハ必ず定価ヲ付記シ、其定価ニ從ヒ製業者ニ於テ左ノ割合相当ノ印紙ヲ貼用スベシ

印紙税ノ割合

一	定価	壹銭迄	印税	壹厘
一	同	貳銭迄	同	貳厘
一	同	三銭迄	同	三厘
一	同	五銭迄	同	五厘
一	同	拾銭迄	同	壹銭



一同 拾五錢迄 同 三錢

一同 貳拾錢迄 同 四錢

以上總テ五錢毎ニ壹錢ヲ増加ス

第二条 印紙種目ハ左ノ如シ(略)

第三条 印紙ハ藥品ノ容器又ハ包紙ニ貼紙シ營業者ニ於テ之ヲ消印スヘシ

第四条 売薬印紙ハ官ノ許可シタル売捌所ニ限り売捌クモノトス

第五条 營業者ニシテ無印紙ノ藥品ヲ発売シタル者ハ貳円以上貳百円以下ノ罰金ニ処シ、印紙不足ノ藥品ヲ発売

シタル者ハ貳円以上百円以下ノ罰金ニ処ス(以下略)

(資料集成) 一九一頁

なお、これは「十六年一月一日より施行ス」と定められた。この件について、前もって検討されたが、内閣では、

別紙、内務・大蔵両省連署伺、売薬印紙税の件をあんずるに、両省伺の原案は税額売価の二割を課するに在り、参事に於て拾錢已下を一割と修正す、元老院に於ては十錢已上も総て一割と修正せり、抑、売薬盛に流行するや年々其種類の増加する枚挙にいとまあらず、けだし、其元資僅少にして、其利益夥多なる尋常商業の比にあらざるを以てなり。故に今これに売価二割あるいは三割の税金を徴課するも其營業に甚しき影響を生ずるの恐れあることなし、

と論議が加えられ、参事院・内閣、元老院において議論が重ねられたが、十月二十七日には元老院の修正どおり、売価の平均一割以上の税額として布告され、明治十六年一月一日より施行されることになった(『富山市薬業史』一四一―一

四四頁)。この時、「売薬印紙税規則公布理由書」(『薬都の産業』一四三号)に、次のように述べている。

売薬の儀は、酒・煙草と同じく日常生活の要品ならざるは言をまたざる儀に候え共、その営業を全く禁圧するはまた、決して成し得べきことにあらざれば、これが検査を成して、その有害を除き税則を設けて徒手網利の徒を減制せられ候共、営業上の景況は規則発行以来、日に月におう盛におもむき、最初の目的を達するあたわざる……元来売薬は、その元資の割合に比すれば、利益最も多く、ことわざには、いわゆる薬九倍の巨利を得るものにして、わずかに二円の直税あるのみ、これを酒、煙草の薄利にして元資の多額を要するものに比すれば、その課税の厚薄権衡を得ざるのみならず、到底衛生上の目的を達するあたわざる義と存じ候間、現行の規則を増補し、直接税の外、更に不直税を付課せられ取締相成度候、

としたのであった。

こうして、売薬印紙税は実施され、明治十五年の国の売薬税額は三六万四九四二円となった。明治十年に売薬規則が制定され、売薬税が売薬行商人への課税より方劑の製薬に対しての課税へと重点が変化し、売薬業として大変な増税となった、この十五年度の内訳は、従来の売薬税は売薬営業税となり八万九三〇六円、それにこの新設の売薬印紙税は二七万五六三七円が加わった。かくして三倍以上の増徴となった。

#### (イ) 印紙税の反対運動

「薬九層倍」とか「鼻クソ丸メテ万金丹」とか言われる俚諺ほど、売薬にとって迷惑なものではなかった。政府は生産費の調査、経営の必要経費の分析もしないで、「元来売薬は利益最も多く、いわゆる薬九倍の巨利を得るものにして」と一方的にきめつけ、「売価」二割あるいは、三割の税金を徴課するも営業に甚しき影響なし」と断定していたのである。

が、富山売薬業者にとっては大問題であつた。

明治十六年二月、四月、六月と三回にわたり、富山辰巳町七番地の平民永森佐平は元老院に長文の建白書を提出し、売薬印紙税の不当性を訴えた。その要点を箇条書きにすれば、次の通りである（『資料集成』一九四―二〇五頁）。

#### 売薬印紙税則につき建白

一、売薬家に現金売薬家と配薬後金家とがあり、売薬印紙税規則は配薬後金家に適していない。印紙税の賦課は販売代金の騰貴となり、その現金が入るのは、次回の訪問時の消費部分のみであること、さらに配置販売では、未使用の残薬の印紙はすべて損失となるのである。

一、配薬後金が主となっている富山売薬などでは、日一日と生活が窮迫し、それに対してなすすべもなく、丁度棄児の山野に在つていまだ救助の人に逢わない時の状態である。

一、売薬営業は娼妓営業のように風俗を害するものでなく、酒店のように奢侈を長ずる弊害あるものでもない。実に衛生の一部に属するもので、医師が各地にまだ少ないところでは、政府の最も注意すべきものにして、その営業の盛大をはかるべき事、識者をまたずして明らかである。

一、富山では、脱税の罪に問われている者が多い。それは薬九層倍の俚諺はあるが、越中富山の売薬の場合、生薬の原価が高く、利益は決して多くなく、純益金は一般の商家よりも甚だ少ない。

一、配薬後金の営業形態は、中等以下庶民のため必要である。医師を招くに不便な人々のために数多くの薬品を用意し、代金は使用しただけ後で払うという方法は禁止されないはずである。

一、建白の趣意は、課税の多寡よりも、この規則が現金売薬家には適した方法であるかも知れないが、配薬後金

家には毎年各家に配置して未使用の薬にまで税金がかかることであり、不当な重税では経営は不能となる。税のため営業をやめなければならない状況であり、税則の理不当を正しくし、その改正を望むにある。

とした。このほかに、もちろん、富山の売薬業者を代表して、阿部弥七郎、浜田元等が同年九月ならびに十月に、内務卿山田顕義、大蔵卿松方正義へ請願書を提出した。

売薬税則につき請願

……如何せん、私共の生業たる、一般の売薬と異なり、配薬後金営業にして、大体その性質を別にするものなれば、別規則なかるべからず、……すでに建白書中弁難したる如く生業上困難名状すべからざるは明々白々たり。故に配薬営業の私共は自ら好んで廃業を欲せざるも、この印紙税則のため止むを得ず営業を停止し、もつて生活の路を失うに至ること現勢のさまたぐべからざる所なり……

(『薬部の産業』一四九号)

と訴えて、富山売薬のため別規則を制定されることを要求したが、同年十二月十九日付で、「前記書面は建白に属するに付、請願規則第十三条により却下す」と指令された。同様の趣旨について業者たちから富山県令にも歎願が提出された。即ち十六年八月に県内の射水の農村部の小白石村平民の森田金蔵など二十六村の六十三名および高岡木町の本林喜助など三十四名の合計九十七名の連名でもつて、「売薬印紙税の義に付哀訴歎願」が県令の国重正文に提出され、業者たちの「窮困の事情を其の筋へ取り計ってくれるよう」に願い出た(『資料集成』一三四―一三〇頁)。

また、明治十七年二月十四日、四月二十日と業者の代表を上京させ請願を行ない、広貫堂郵沢金広等も上京し交渉を行ったが、規則の改正を得ることはできなかった。続いて明治十八年十一月十七日、富山梅沢町大法寺で売薬業者

大会を開き、一大売薬会社を設立して印紙税の重圧をはねのけようとした。

その時の決議は次のようであった。これには自らも新時代の情勢を認識自覚して西洋薬学の知識を身につけるため薬学校の設立を申し出た。

- 一、売薬は社会に有効なるものを諸大医の法劑をもつて調製販売すること。
- 一、薬学校を設け卒業したる者をもつて、漸次会社の行商者となし、調劑師に従事せしむること。
- 一、司薬場を設け、製薬の事業を起し、これを行商人(卒業生)をして広く販売の路を開かしめ、もつて売薬の弊害を矯め、将来越中の利益を増進せしむること。

〔資料集成〕一一〇八頁

同年十一月十九日の「中越新聞」も業者の苦境を次のように報じた。

富山町たるや、二百年來売薬を以て一大産業となし一萬有戸の活路と恃み来りしも、売薬印紙税発布以來、該業者の困難慘状実にととえるものなきのみならず、外には行商者の犯則相繼ぎ、また内には従來売薬掛場帳を抵當に借用せし金円の債主痛く督責し、家計の維持に苦しむもの滔々皆是なり、……斯くありては地方の衰退日に増し底止する所を知るべからず

こうして富山売薬業は急に衰退し、「明治十五年には、売薬生産額六七二万円、行商人九七〇〇人であったのが、十六年には生産額八五万円、行商人六〇〇〇人となり、十七年には、生産額六五万円、行商人五五〇〇〇人に減じ、十八年には五〇万円、五〇〇〇人に下った」と云われる(『中田町史』「北陸政論」)ほどの影響をうけた。

この間、明治十七年七月十九日には、売薬営業並請売行商手続が改正され、売薬の営業や行商を行うには、一定の

書式によつて県に出願することとなり、同年九月には売薬税検査手続が布達され、売薬印紙の具体的な運用が行われたが、それには問題点も多く各県からの問合わせが殺到した（『薬都の産業』）。

更に明治十八年六月三十日には、製薬免許手続が布達され、明治十九年二月東京府では薬種商営業規則が出され、同年六月二十五日、日本薬局方が公布されて、薬局（薬舗）における売薬品の規準ができた。

明治十九年七月、大蔵省は省令第二十三号によつて「売薬印紙交換規則」を定めた。

売薬印紙交換規則

第一条 売薬営業人所持ノ売薬中性効ヲ失シタルモノヲ廃棄センガ為メ、既貼ノ印紙不用ニ属スル場合ニ於テ、

一人分既貼印紙額一ト口拾円以上ハ、其願出ニ由リ左ノ割合ヲ以テ新印紙ト交換スベシ

一 既貼印紙拾円以上壹円ニ付 交換新印紙 八拾銭

一 貳拾円以上壹円ニ付 同 八拾五銭

（『資料集成』二四〇頁）

これは業者の努力により、政府は改めて配置売薬業の特殊性を理解して、残薬の場合、貼付された印紙を新印紙と交換することを定めた。この交換規則が制定されたことにより、政府の売薬への印紙貼用の徹底を期すことになったとしても、先の印紙税はかなり緩和されることになった。

富山県の売薬税の推移は、明治十六年の石川県よりの分県以後は統計的に知られる。「富山県統計書」（『資料集成』統計八）では、

明治十六年 八九、八六六円

// 十七年 五五、七四九円  
 // 十八年 四八、九三一円  
 // 十九年 一一〇、〇五八円  
 // 二十年 一〇九、四三二円

となっており、明治十八年が最低で、明治十六年の半分になっている。それが明治十九年売薬印紙交換規則ができると二・二倍の一・一万五八円に増加しているから、売薬印紙税が売薬商人に与えた影響の大きさが知られる。なお、これは富山県の国税の中でどのような位置を占めたであろうか、国税徴収の次の表をみることにする。

富山県国税上位三位

年次	富山県国税総額	一 位		二 位		三 位	
		税目	百分比	税目	百分比	税目	百分比
明治一六	一、一六〇、五〇〇円	地租七四・一%	酒造税一五・五%	売薬税	七・七%		
一七	一、一三八、九〇一	地租七六・〇	酒造税一六・一	売薬税	四・九		
一八	九七九、三六六	地租八八・八	売薬税 五・〇	酒造税	一・四		
一九	一、一八三、七二八	地租七一・七	酒造税一四・一	売薬税	九・三		
二〇	一、一九〇、二四六	地租七〇・一	酒造税一五・四	売薬税	九・二		
二五	一、一九五、〇八〇	地租六七・六	酒造税一五・七	売薬税	一〇・六		
三〇	一、四八二、八六一	地租五三・五	酒造税二四・七	売薬印紙税	九・九		

印紙税を中心とする売薬税が富山県の国税の中で占める位置は相当に高く、地租、酒造税に次いで第三位を続けた。そして明治十九年以降は、国税総額の約一割を占めた（『資料集成』統計九）。

明治十年代の生産額の推移として、明治十五年は六七二万余円、明治十六年八五万余円という「北陸政論」（明治三

十一年十月一日付の数字は誇張されたものと思われるが、この間の売薬税の全国における比率を求めると下表のようになる。

売薬行商人達の重税感は明治十六年よりも不景気が強まった明治十八年が苦しく、税額の推移でも、明治十八年には売薬税が十六年の半分になっている。明治十九年に売薬印紙交換規則が布告され、税収は前年度の一・八倍に増加した。以後、日本経済の景気も安定すると売薬税も四〇万円代を中心に推移することになる。印紙税廃止の運動は、その後も継続するが、これによって業者の新時代への自覚と共に業者の強固な団結の必要を学びとり、各種の売薬団が結成されることになっていった。

## 五、売薬の批判——福沢諭吉の売薬論

明治維新以来、西洋文明がわが国のあらゆる方面に圧倒的な勢力をもって滔々と輸入、移植されてこのかた、従来の和漢薬中心の売薬に対しては、厳しい調子の批判や非難が加えられた。漢方医あるいは漢方薬を主軸とした日本の医学や薬学は、新しい全く別個の体系をもつ学問には、ひとたまりもなく異端視され、軽蔑されることになった。それは売薬そのものに対するものであったが、その影響は富山売薬業にとって生死を分つ重大事であった。近くは売薬印紙税の賦課の背景に、また時代の新しい趨勢の中で、富山売薬商人たちは悩みと不安に恐れ戦くのであった。

売薬に対する批判は、とくに明治期における新しい学問の頂点にたつといわれる学者の一人である福沢諭吉によって代表される。

売薬税における富山県の割合

年	全 国	富山県	%
明治16年	495,441円	89,866円	18.1
17	363,589	55,749	15.3
18	282,127	48,931	17.3
19	438,658	110,058	25.1
20	424,033	109,431	25.8



福沢諭吉の売薬についての所論は、「福沢諭吉著『福沢文集二編』明治十二年八月新刻、中島氏蔵版」の中に、「売薬論」として論述されている。元来、『福沢文集』は、その前年の明治十一年一月に第一冊が発行になり、本書は、第二冊目に当るものである。新聞、雑誌などに掲載した彼の隨筆を集めて文集として出版したものである。

本文は、彼の主要な論述の対象である政治經濟や社会問題の取りあげかたと異なり、短文であり、売薬に対して、先入観をもって初めから否定的な態度である。

(一) 「福沢文集 卷之一」における「売薬論」について

『福沢文集』は二巻に分かれていて、教育、学問、家計などの短文が収められている。「売薬論」は卷之一にある。『福沢諭吉全集』では、第四巻に入っていて、僅か二頁の隨筆風の小論である。

その論旨は、わが国で数年前から初めて新聞が発行された。もの珍しさもあつて記事がすべて無条件で大衆に受け入れられ、売薬の「公告」も、その良否を問わないままに服用する者もあるとして嘆いている。その一部を次に掲げよう。

日本の新聞紙は……世人の耳目には最も新にして最も奇なるものなれば、人皆これを学者先生の著者と同様に視認め、新聞紙中に記す所の事は必ず道理ある議論にして人々の心得にも為る可き教と思ひ、殊に下等社会の人民に至つては、新聞紙を見て何れが社説、何れが投書と読み分る者もなく、雑報も公告も引札も案内も一樣同視、苟も紙に黒く印したる言種は、人の便利、人の為になる事と心得るは無理もなきことなり。又新聞紙屋の方にても其積りにて少しく自ら任ずる所ある歟、其所記常に勸善懲惡の意味を含み、世上に見苦しき事あれば之を雑報などに記して、本文歟、書出しには、必ず記者の言葉にて暗に諷し暗に誡る等の体裁多し、……最も妙を得たる

者と云う可し。

然るに近日諸新聞紙公告の部を見るに、売薬の引札最も多く……或は絵を交へて如何にも人の注意を促すもの如し。……下等の人民は、売薬の良否を問はず、唯新聞紙を引当にして、新聞紙に出たる薬ゆへ間違はある可らずなどとして、難有く之を服する者あらん。然るときは新聞屋は売薬師の提灯持に異ならず。

〔『福沢諭吉全集』第四卷四〇五頁〕

以上のように、新聞の果すべき社会機能の重要性について説くと共に、現状として、とくに宣伝ないし広告の問題に触れて、その問題点を明示する。しかし売薬もその時代的性格をもつものであるが、無批判的な受け入れ方について反論する。情報量の少ない明治初期には、この新聞の社会的役割りとこれに追隨する庶民の姿勢を批判し、その一端として売薬の問題について触れる。そして売薬そのものの本質的効能について、次のように手厳しく批判する。即ち、

……雑報又は投書などの中に、何々したるときに何丹を服して功を奏じ、何水を用ひて何々したとか云ふ其文意、動やもすれば売薬に、左袒たんして暗に之を世興に勧るが如き趣きを含むもの多し。如何にも不審に堪えざることなり。彼の記者は真実にての売薬を用ひて功あるものと思ふ歟。夫れ程の馬鹿者ではあるまじ。何れにも唯氣の付かぬことならん。昨日まで気が付かずば今日より氣を付るがよし。余輩は新聞記者の爲めに之を恥るなり。

抑も売薬の馬鹿らしくして世の爲に実の効能なきことを、今ここに述べんとすれば、其文甚だ長きゆへ之を他日に譲り、追々に議論することある可し。

〔『同全集』第四卷四〇六頁〕

右のように、福沢など、ヨーロッパ文明の吸収、移植に情熱を傾けていた世相のリーダーには、古米からの和漢薬を主とした売薬は、「世のために実の効能なき」ものであり、これに対する徹底的な反撃を試みようとする気がまえてあった。こうして、本稿は売薬反論の序論をなすものであった。

## (二) 『福沢文集二編』における「売薬論」

福沢の売薬についての一層具体的な論述は、『福沢文集二編』の中の「売薬論」に展開される。この『文集二編』も前記のものと同じく随筆集といえるもので、二六の小論からなり、「雑談快論の飛沫凝て文字」となしたものである(『同全集第四巻』四五七頁)。「売薬論」はその巻二の最初を飾っている。

「売薬論」は、『全集 第四巻』では五〇三頁から五一二頁に及んでいて、相当に詳しく売薬について論究している。その論旨は痛烈で酷評といえる。本文は節も項目もないけれども仮に項目別にその論旨を整理し、まとめてみよう。

### 1 売薬の普及

「売薬の流行は誠に驚く可きものなり」と書き出して、「漢方の数、三万九百九十一種にして、受売鑑札の数、明治十年十二月まで八万二千五百九十四枚とあり、此三万九百余の製薬人と八万二千余の受売人が、毎年何程の利を得べきや。極々安く積りて、漢方一種売捌の利益を平均百円とすると、三百万円よりも多し」(『同全集』第四巻五〇四頁)と述べて、売薬の普及と浸透の大きさが如何に強いかを示している。

### 2 調合原料の粗悪性

売薬に調合される原料薬については、事実を伝えるというよりは、むしろ悪意ともみられる表現がとられている。即ち、

……其調合の品物は何と尋るに、猫の児の黒焼もあり、蛇の首の干物もあり、尚甚しきは火葬場の油煙をあらん、便所の凝結もあらん、鼻汁に等しき水薬に、耳の垢に等しき散薬、其正味の話の聞ては胸もわるくなり、之を懐中するも穢きもの多し。之より少く立上りて薬らしき薬と云へば、蝮<sup>うらち</sup>石とか葛粉とかを台にして、様々の雑物を手当り次第に引掻ませ、薄荷油でびりつかせて、麝香の香を少しく移し、人の舌の先きと鼻に当込んで売付る趣向なり。

(同全集 五〇三頁)

### 3 コレラ流行と売薬

江戸時代にも、明治期に入っても、わが国には、しばしばコレラが流行し、この恐るべき伝染病のために多数の生命が奪われた。コロリ、コロリと短時間に蔓延して脱水症状に陥り、夥しい死亡に手の施しようもないという実情であつた。優れた医術や薬品の乏しい当時には、せめても売薬を服用した者もあつた。これについて、福沢諭吉は痛烈に批判し、非難している。

去年の秋「コレラ」流行のときに、何れの新聞紙か其社の名も覚へず、月日も忘れたるが、其社中が宝丹と神薬とを家本より進物に貰ひしとか何とかにて、新聞紙の文句に、我社何ぞ虎列刺<sup>これら</sup>を恐れん。宝丹・神薬一時に来るなどの語を記したるを見たり。……其馬鹿らしきは今に忘る可らず。……此恐ろしき流行病の最中に、売薬を難有<sup>がた</sup>がるとは怪<sup>け</sup>しからぬことならずや。……必竟無害無功のものなれば平生とても之を当てにす可らず。……若し其調合の中に虎列刺の勢を挫く可き程の強き薬味ありとせん歟。素人にて感冒の下痢と虎列刺の下痢とを間違へたらば如何せん。……一分時の間も売薬に命を托す可らざるは論にも及ばず。

(同全集 五〇七頁)

右のように論吉の売薬に対する態度は、一分時も命を托すべからずと、甚だしく手きびしい。勿論、宝丹や神薬の服用はコレラの流行に対して有効性があるか否かは、疑問がある。当時の漢方薬の研究においてこれについての成果が上っているとは言えないからである。

#### 4 新聞と売薬

しかし彼の場合は、売薬の有効性そのものを認めないのであり、とくにその宣伝や情報を示す新聞紙の報道についても非難している。この点については、次のように述べる。

諸新聞紙の雑報等を見るに、何某が何の病気とか怪我とかのときに、何々の薬を用いて大に功験ありしと云ひ、何々の場所へ何某が何々の薬を施したは奇特のことなりと云ひ、様々の事に当り物に触れて暗に売薬の機能を述立て、以て愚民を迷はさんとする其有様は、今の新聞屋と売薬師は一つ穴の貉もぐらにして互に腹を合する歟、或は新聞屋は売薬師の提灯持と約束したることある歟と疑はざるを得ず。

〔同全集〕五〇八頁

元来、売薬は庶民の生活用品であり、これが新聞紙の雑報に述べられることがあつても、これは決して避けるべきことはないし、また非難されるべきことではないと思われる。しかし論吉においては、売薬の有効性を承認しないと、消極的立場からして、新聞の報道に対して消極的態度をとることになった。

#### 5 売薬の利便性

けれども論吉といえども、売薬の存在そのものについて絶対的に否認的態度を一貫して貫いてはいなかった。その存在理由については、彼も認めないわけにはいかなかった。庶民社会における普及性と愛用性は、否認のできない歴史的事実であり、ことにその配置制という使用の利便性については、肯定せざるをえないものであった。即ち、前説

に引き続き、その利便性を次のように述べる。

斯くまでに無用なる売薬ならば、政府の嚴命を以て売薬一切相成らずと、全くこれを禁じては如何との説あれども、余輩の考は之に異なり。滔々たる愚民の世界、因より其利害を知る者なし。之を製する者も知らず、之を売る者も知らず、又之を買ふ者も知らず。知らざる者には罪なし。之を咎む可らず。殊に田舎の寒村僻邑に至ては医者も不自由、唯売薬を当てにして親の病氣も介抱する者あり。

其薬に効能はなけれども、之を用ひて安心すれば、安心だけの功能あるが故に、今俄に之を禁じなば、却て之が爲に民の痴情を苦しむの憂なしと云う可らず。其趣は日乞雨乞に実の功能はなけれども、安心の功能あるが爲に之を禁ず可らざる如し。然りとも雖も政府は勿論、少しく事理を弁へたる人の目を以て之を見れば、世の中は少しづつにても道理に近づき愚なる挙動は次第次第に減ずるようにならざること当然の願にて、既に政府にても売薬に税を掛るは金を取る為には非ずして、其実は売薬流行の勢を殺ぐの積りならん(『同全集』五〇八―五〇九頁)……  
沉んや売薬中にも稀には少しく功能あるものなきに非ず。下痢止、下劑、健胃、鎮痛薬等の如き、其功中たらずと雖ども遠からず。僻遠藪医の配剤に伯仲するに足るべしと。此言或は然らん。……(『同全集』五一〇頁)

売薬は、とくに医師のいない僻村には利用されていること、また胃腸薬や鎮痛薬にはその効能もあることは認めている。しかし諭吉には、この故に売薬の存在理由を是認し、売薬業の発展を許すという発想様式は、到底生まれ得ない。彼の言葉の中に「売薬の流行、何程に盛大を致すも、到底これに満足す可からざるは固より論を俟たず」(『同全集』五一〇頁)としている。彼においては結局、医学の知識や技術が進歩、普及してくれば、やがて売薬は利用されなくなるとしている。

## 6 医学の興隆の必要性と売薬

諭吉の病氣に対する真の基本的態度は、「日本の医学を興して国の実益を謀る」ことにあつた。病理学的知識を普及して臨床的処置を正しく認識すべきであるとした。即ち、

人身窮理、病理論の話を少しく説き聞かせなば、売薬の愚なるを解して、親の病氣に隣村まで医者への迎ひに行くこともある可し。一村に売薬の愚を知て医者頼む者一人あれば、又其考を他一人に移す可し。之を人の智識の進歩と云ふ。……然りと雖ども、今売薬を去て医師に病を托せんとするも、日本国中何れの地に其医を求めて之を得べきや、中央の首府東京に於ても尚且良医少なし。況や僻遠の地方に於てをや。……世上の藪医、誠に恐るべし。……今後日本に行はる可き医学の盛衰を慮り、永年の進歩に眼を着して其利害を謀るときは、今の時に当て売薬の流行を勧めん歟、医学の進歩を奨励せん歟。売薬の流行、何程に盛大を致すも、到底これに満足す可からざるは固より論を俟たず。……結局医学には進む可きの路あり、之に進むときは実益を為す可く、売薬は進む可きの路を求めて之を盛にするも、其得失遙に相償はざるものなり。然しかりするわち則世間に勧めて人を導き、売薬を去て医に近づくの旨を示すは、仮令たとひ其功を奏する遅々たるも、数年の後、日本の医学を興して国の実益を謀る者より外ならず。然るに今の売薬師、新聞記者の如き、既に国内に於て上流の地位を占め、其地位に居て暗に売薬の流行を煽動する其所業は、取も直さず医学進歩の妨害を為し、公益を謀るの表面を以て、其裏面の実は却て之を害する者に非ずして何ぞや。

〔同全集〕五〇九―五一頁

諭吉の売薬論は、以上のようにわが国の臨床的処置として医学の振興にのみ注目されていたために、売薬の「無益無功」論に走っていたといえる。諭吉の理論には時にこのような極端な一面がある。太田正孝著『町人諭吉』にも、

「諭吉は手強く旧文明に抵抗した。そのためには心にもない曲論、強弁もしている」と批判するものも理解できる(太田正孝『町人諭吉』六頁)。

このような非難や無益無論が存在したのにもかかわらず、売薬業は明治時代になって一層発展し、富山はわが国第一の売薬業の名を冠せられるほどに成長した。その後は、医学や治療また薬学が大きく発展し、公衆衛生も進歩したけれども、売薬は社会から軽視あるいは無視されることなく、したがってまた売薬業も衰退することなく、着実に自らの固有の道を前進し、展開することになる。

ただし、明治の新時代の先覚者であり、オピニオン・リーダーである福沢諭吉の論旨は、時代の潮流の一端を具現するものであり、社会環境の大変革の中からの見解であると解される。伝統産業は、常にこの種の渦の中にあつて自らの前進の方向を取らなければ、存在理由も失われていく危険がある。

## 六、会社の創立

### (ア) 創立の気運

明治初期の医薬行政は、洋薬の近代的生産の技術及び組織の導入と発展に集中した。この新しい時代の趨勢に対応して、進歩的な富山の売薬商人達が模索した方向は近代的設備をもつ会社の設立であった。以下この設立の動きについて述べよう。

### (一) 資 生 堂

富山売薬業において、最初の会社の設立案は堂号組織であつて、その例は資生堂であつた。



まず明治六年、東京深川に寄留していた高木文次郎は、陸軍軍医頭松本順へ富山売薬の現状を報告すると共に、東京に和漢洋薬を取扱う売薬元会社を設立し、富山売薬人が経営主体となり、全国の各県に分社を設けて製造し、鑑札をもつ商人に売捌く組織案を書簡で申し送った〔史料集』四〇二、四〇六頁。富山売薬の全国的ネットワークを利用した先駆的なアイデアであった。しかし、六月には東京で西洋薬品を製造する蘭疇医院青陽堂が設立され、松本の法剤を加えて八品を製造し、売薬の本場新川県庁へ売り弘めを案内してきた。

これに対し、富山の売薬商人達は軍医頭松本の推薦する洋薬を会社組織で作り、全国へ売り捌くことを計画した。そのために明治六年九月十八日に東京で設立された資生堂との関係が注意される。

「資生堂会社之定約」〔史料集』四二四、四二七頁）によれば、資生堂は三社が合心協力して、皇国の人民を保護するものである。三社とは、本社・副社・配薬会社を指す。本社は東京本町に設置し、薬品検査と文部省への製薬免許手続を行う（第一条）。副社は東京牛込早稲田村に設置し、薬の調製を行う（第二条）。東京副社は調薬会社であり、配薬会社は新川県管下富山に設置し、資生堂配薬会社と名づけ、東京副社により輸送する薬品を全国に普及する（第三条）。資本金は一人二付金七円五十銭（第十一条）。配薬人員は六七五〇人を定則とし、四〇〇〇人は富山にあり、二七五〇人は東京にあるも配薬会社の所轄とする（第十六条）。

東京資生堂会社は山瀬正己、山内作左衛門を中心に設立されたが、遂に富山売薬人がまとまって配薬会社となる決論が出されず、明治六年十二月四日には「弊社調薬配達の儀、一県下、一国等引受けたく、申込候者もこれあり候えども、御報の模様により右引受人へ相托し候筈御約定の処、今日に至る迄御確報これなく、それがため引受候者へも任じがたく、彼是不都合の至り、はなはだ苦心まかりあり候」（史料集』四三七頁）と富山側のまとめ役である阿部弥七郎、中田清兵衛、密田林蔵へ書状を送っている。富山側では富山配薬人凡そ三三〇〇人と定める案を出していたが〔史

料集』四四三頁)、結局、資生堂富山配薬会社は設立されなかった。

## (二) 売薬取締会社

明治八年四月五日、新川県下の売薬行商人四千余人をもって一会社にまとめようとした。これは、新川県権令山田秀典が各区の正副区長に呼びかけて会社設立を促がして、その会社条例の案も示したのであった。それは「今より泰西売薬の製にならない、漸々改更の方法をあい立て、且つ、先般文部省売薬検査の命令もあり、往々は嚴肅な取締りの方法をあい立てるべし。」とあるから、今般管下売薬人一同が結社を致すべきよう、別紙会社綱領並に条例一冊を下付候条、早々協議を遂ぐべく候事」(『史料集』四九三―五〇五頁)としたのである。

「会社設立綱領」は、明確に、設立の手続、株主の権利、役員、株券、会計出納等を明らかにしていた。社員は「本管内に免許を得て営業をなす者」であり、「売薬法剤は漢剤を廃し、洋薬に變じ」るを目標とし、「株金は売薬一人脚に付金拾五円を一株として積立て、それを社中へ貸し付け、社員の活動資金とする。「凡そ株主は五人を以て一組となし、十組を一聯となし、十聯を以て一支社を置くべしとし、株主組合は五人互に此の営業上、此の条例に抵触なきよう」に申し合せている。そして「頭取・取締役は五人脚以上を所持する者より投名法をもって十人下らず、二十人以上多からざる取締りを選定すべし」とした。新川県権令山田秀典は五月五日限りに会社設立を届出るよう各区へ布達したのである。ところが新川郡では水橋、射水郡では高岡、砺波郡では中田等に売薬業者がおり、相談をしたけれども、折合わないうで県下一円を一社とする売薬会社の設立は不調に終った。

## (三) 厚生社

明治九年、富山で売薬会社を設立しようとした動きと時を同じくして高岡でも製薬会社が設立が進められた。「厚生社申合規則」(『資料集成』一〇八九頁)によれば、その目的は「泰西名醫ノ發明スル所ニシテ、而モ田爺野唄其ノ効記ヲ

一見シ、以テ服用スルモ水炭烏鷺ノ誤リナキ純良ノモノヲ製するにあつた。しかし實際の營業には「明治九年七月清水伊三郎ノ許可ヲ得シ製薬式拾四品」が基礎となつていた。「高岡ニオケル売薬同業者相計リテ、製薬資本トシテ四十円株四百株ヲ集メ、横川原町ニ厚生社ヲ組織シテ、申合セ規則ヲ定ム、和田格太郎ヲ社長トシ、清水伊三郎ヲ副社長ト」した。

「厚生社申合規則」の第二条第七節に「株主ニ株毎ニ行商人壹名宛ヲ支配セシム、株主自ラ行商スルモ自由タリ、都テ行商人帰国ノ上行商鑑札ヲ本社ニ預リ置クモノトス」とあつて、厚生社は売薬人の会社であり、懸帳帳がその前提となつてゐる。厚生社の総株数は四〇〇株をもつて限度とすると定めた。

第二条第十節には「行商人ニ二種アリ、壹ハ株主ニアラザルモノ、壹ハ則チ株主自ラ行商スルモノナリ」とし、第四条第十節に「社中ヨリ製薬ヲ乞フ時ハ其ノ求メニ応ジ、員数等精密ニ取調べ、調査係ノ印ヲ捺シ社長ノ見届ヲ乞フベシ」とあつて社中の行商人に薬を販売するのを主としていた。また第十節には「支配人ハ株主外ノ行商人ノ数ニ応ジ置キ、専ラ行商人ヲ監督シ之レヲ進退スルノ權ヲ有スルモノトス」と規定し、株主となつていない売薬行商人にも支配人を通じて売られることになる。このように厚生社は、製薬会社として組織が明りようになっていた。株主には高岡木舟町の伊勢屋右衛門他九六名が署名捺印をした。株主の居住地は高岡が七一名、在方が二二名で、小杉、新湊など射水郡以外では砺波郡の中田町が一二名の多数となつてゐる。

しかし、この高岡を中心とした売薬商人の会社は許可されず、富山の売薬会社（広貫堂）と同様に、有力売薬商人に分立することになつた。

#### (四) 師 天 堂

師天堂は、明治五年に陸軍軍医頭本順より、富山の売薬商人であつた藤井徳平、小山長次郎、石井義春、安達敬直、

鷹取某ら八名が結成していた「八名組」に「神薬」の営業許可を得たことに初まる。結社の名前を「師天堂」とし、富山千石町の藤井徳平が代表者格で各人が売薬鑑札を得ていた。明治七、八年頃の所屬帳主は三〇〇名にも及んだ。ところが意見の対立があつて、安井八郎らは「安井大誠堂」を結成した。しかし、明治十年の売薬規則により合同して「師天堂」とし、医者であつた佐久間文明を営業人としてむかえ、有力売薬帳主を営業代理人とした。営業代理人は水上喜平、寺田久茂、中川久一郎、日南田宇八郎であり、もと売薬行商組の周旋方であつた人々である。

明治十六年に会社の規約が改正され、主事の下に相談役六名を置き三年ごとに改選することになった。主事は以前の営業者であり、相談役は営業代理人で、中井孝蔵、井城伝次郎、吉本理八郎、広瀬重五郎、河辺宗一郎、川上宗七がなつた。

明治二十七年代議員制度が取り入れられ、売薬行商組より一、四名が選出された。師天堂の売薬組はこの時、九州、関西、中国、関東、五畿内、東北、信越、北国、江越の九組であつた（昭和七年刊『師天堂薬治史』）。

##### (五) 配薬商社

配薬商社は加賀藩領であつた富山市水橋の売薬行商人を中心として作られたもので、水橋の石黒七次を営業人として、明治九年六月に許可を得た二三方を販売することを目的とした。明治十年五月に結社売薬禁止が申渡されると名称を「配薬舎」とし、株主は売薬先によって何番組に分けられ、そのまゝは周旋方があつた。株主が何番組となるかは、その所有する懸場帳の行商先によって定まり、行商先の各国ではそれぞれの行商人の薬が重置かさねおきにならないう取締りが行われた。

このようにしてつくられた会社の創立年月や場所は次の通りである。

○弘 明 堂 明治六年八月 富山市覚中町に石井義春が創立

○保 寿 堂 明治七年九月 富山市山王町に古山調次郎が創立

○振 声 堂 明治八年九月 富山市総曲輪に安達敬直が創立

○波多野永生堂 明治十五年五月 富山市星井町に波多野三吾が創立

○惣 盛 堂 明治十八年十一月 富山市稻荷町に石瀬伝四郎が創立

#### (六) 富山調剤会社

明治十五年、売薬印紙税規則が出されると、富山では、「当会社ハ薬品ヲ精選シ配薬後金營業者ノ永遠ニ利益ヲ獲セシメ」んがため調剤所の合同を計画した。それが富山調剤会社である。会社草案の緒言に「若シモ現今ノ如ク一己人ニテ調剤ヲ為ストキハ到底營業ヲ隆盛ニ至ラシムルヲ得ザルコト是迄ノ營業ノ實際ニ於テ経験スル所ナリ故ニ会社ヲ設立シテ製練調剤ヲ負担セシメザル可カラズ……一地方ニ調剤会社一個ニテ十分足ル所ニ二個ノ会社アリト仮定セシニ……仮令二倍ノ費額ヲ要セザルモ七十万乃至七十五万円ヲ要スル（一社で五十万円ならば）」と記した（『資料集成』六八九頁）。確かに一社に五〇方劑を製薬していておれば一〇〇円の營業税を出しており、それを二社七十五方劑にすれば、従来二〇〇円の売薬營業税が一五〇円で済むことになる。

この会社は資本金四〇〇万円という大規模なものであり、第一部に調剤所を設置し、「当会社ハ普ク調剤ノ依頼ヲ受ケ調剤賃金ト薬品代価ヲ請求スルモノナリ、日本全国へ本年迄實際ニ配薬後金營業者ノ配置シアル古薬ヲモ買取り新製ノ調剤トナ」すとし、第二部に薬学校を設置し、それは文部省明治十五年七月十八日布達によるものであり、薬劑生多数を營業上必要とするからであるとしている。

そして富山売薬業者が全国へ配置している売薬の合計金額を四〇〇万円と見限り、内売上高をその三分の一の三三万三三三三四円余として決算書及び創業予算表を付したのである。

それは先に広貫堂の郵沢、茶木屋の中田、それに関野、岩田等の営業者が連合して「躰盛社」という売薬会社を創ろうとしたのに対して、明治十六年一月二十七日付で不許可になったことをふまえて、さらに大規模な売薬会社を計画したものであったが認められなかった。

#### (七) 売薬改良会社

明治十八年十一月十七日、富山町梅沢町大法寺に売薬営業者の村沢金広、古山調次郎、石井義春、古山正人、志波久次郎、石井義守が首唱者として集まり、富山町の売薬営業者が合同して一大会社を設立しようとした。それは各社の調剤部門を合同して一大会社にすることを目的とするものである。その目的は次の三点となっている。

第一 売薬は社会に有効あるものを諸大医の法剤を以て調製販売すること

第二 薬学校を設け、卒業したる者を以て漸次会社の行商者を為し、調剤師に従事せしむること

第三 司薬場を設け製薬の事業を起し、之を行商人(卒業生)をして弘く販売の路を開かしめ、以て売薬の弊害を矯め将来越中の利益を増進せしむること

(『資料集成』一一〇八頁)

これにもとづき、明治十九年五月十一日には売薬改良会社設置の広告が出され、事務所を広貫堂の村沢金広方と東水橋の石黒七次方におき、売薬改良会社の定款も示された。しかし、この定款では「諸薬剤ヲ改良シ、越中売薬ノ名声ヲ揚ケ」ることが目的となっており、薬学校や司薬場については何らふれられることがなかった。それは売薬印紙税規則をなんとか回避すべく考えられたのであった。飲まれなかった古薬を回収し再利用することを改良と名付けて、合理化しようとしたものであったが、七月七日に大蔵省が省令第二十三号で「売薬印紙交換規則」を發布して、売らない薬にまで課税するという税制上の不合理は解消したのであるが、回収古薬を再利用していることが知られ、売薬の品質がイメージダウンしたので、「富山県地方改良売薬事務所」の下に同年十月二十九日に、師天堂、弘明堂、保

寿堂、精寿堂、高見康信の売薬営業者の下にある行商人は「置付薬改良のため申合規約」を定めた。十九年五月に売薬改良会社設置の発起人会がもたれた（『資料集』一二三頁）。

この売薬改良会社は、結局、明治二十年十二月二十六日に、郵沢金広、石井義春、安達敬直、古山調次郎、志波久次郎、古山正人、石井義守を代表者とする「富山県下五郡売薬営業者及請売業者・行商者組合」の設立願となり、翌二十一年一月十日に認可された。

#### (イ) 広貫堂の創立

広貫堂の名称は、富山藩二代藩主前田正甫の訓示と伝える次の語よりとったといわれる（『広貫堂史』八六頁）。

用を先にし利を後にし、医療の仁恵に浴せざる寒村僻地にまで広く救療の志を貫通せよ

なお、売薬製造の關係資料として出てくるのは、明治九年三月の「会社設立之儀ニ付願」（『史料集』四八頁）にあるものである。

御管内従来売薬人の内、富山町売薬調薬師中田清平等五銘発起シ、反魂丹等拾品其の筋え薬剂法書上げ申し致し置き候、就ては上る薬法を本とし、一会社設立任り、社にて精密に調剂致候は勿論、配薬方取縮の法を設け、社中一同え販売致し、猶追々発明の奇薬を起し、畢境盛大永業仕度く、依て別紙規則書を以て、会社設立上願任り候間、御許可仰せつけ下されたく、此の段俯して懇願奉り候、以上

そして「広貫堂会社設立願」につけた社則の第二条には、

本社ハ越中国第十大区一小区新川郡富山総曲輪三十三番屋敷ニ取設ケ、社中売捌ク処ノ薬品ハ、広貫堂ニ於テ調劑スベシ

但シ、此ノ広貫堂ナル者ハ、方今官許ノ薬品ヲ調劑スル所、専ラ会社ニ属シタル者ニハ非ス

このように広貫堂は調劑所として設立を願ひ出た(『資料集成』一〇四六頁)。これより先の明治九年二月、中田清平、田中清次郎、密田林蔵、阿部弥一郎、沢本兵一郎の五名は、

消焮点眼水 反魂丹 熊膽丸 如神丸 蒼龍丸  
救命丸 廻生丸 調痢丸 健胃丸 妙振り出シ

の一〇品の調製発売を内務省に願ひ出た。その許可は同年五月十日であり、免許の鑑札が富山へ来たのは六月二十四日、消焮点眼水以外は「当分発売不苦候事」というもので一枚に一品一名が記され、五〇枚下げ渡された。田中清次郎分は集会所に預りになっていた。

また、四月に新川県が石川県に編入されたが区制の変更は十一月であつたので、従来の第十大区より、明治九年九月十二日、製薬会社広貫堂が許可されたのである(『資料集成』五三六頁)。そこで前記の五名は、社長として富山星井町の土族村沢盛哉を迎えることとし、九月二十一日届出た(『資料集成』五三六―五三七頁)。村沢盛哉という人は富山藩が「藩用の銃砲を製造せんとの名義の下に、藩士の家や寺院に所有する金物を押収することを企てたが、事、勘定方に干渉することとなるにより其議に参与した。然れども氏は、極力其非を鳴らし遂に上官の意に合はざる為、勘定方を辞した。……廢藩置県後は新川県庁に採用せられ、市川伯孝、故渋谷孝常、吉川辰次郎等の各氏と同じく十三等出仕となつた。」(『薬都の産業』一三九号)という人物である。



広貫堂の所在地を「第十大区一小区総曲輪三十三番邸」におき、同場所に「売薬会社」も置かれたため、「売薬会社及広貫堂」となった。広貫堂は「製薬会社広貫堂」で「調剤所」である。この事情を次に説明しよう。元来、売薬会社としては、既に、明治八年四月五日、新川県は次のように申渡していた。

当管下反魂丹など売薬の儀は、数百年來全国へ普及し、營業の者は五千余人になんなんとす、実に管下一の産物と云うべし、しかれども、其製するは漢家の方剤にして、草根・木皮を調理するのみ、いまや泰西医方が日に日に隆盛となつてゐる。にもかかわらず、旧習を株守して開明進歩の意なき時は、將來廢業に至るとも考えられる。されば、今より泰西の売薬にならぬ、漸々、方法を改めてゆかねばならない。且つ先般、文部省より売薬検査の命令もあり、嚴肅な取締りの方法もあい立てるべきである。これにより、今般管下売薬人ども一同結社を致すべく、別紙の会社綱領並条例一冊を下付候条、早々協議を遂ぐべく候事、  
〔史料集〕四九四頁

その条例の第一款、第一節は「本管内ニ免許ヲ得テ売薬ヲ營業ナス者、普ク協力シテ綱領ノ旨ヲ主張シ設立スルヲ要ス」、第二節は「此ノ売薬人何千何百人之社中綱領ニ由テ、同盟決議ノ上連署鈴印シテ毎区ノ区役所ヲ經テ、其ノ長ノ奥印ヲ得而、之ヲ本管庁ニ具上シ、許可ヲ得テ后子事業施行ノ手續キヲナスベシ」とあつて新川県下の売薬營業者を一丸とする一大結社を作らうとしたのである。

そして、第五款、第四節に「社中ニ於テ誰彼ニ拘ハラズ調劑シ、販売スル薬品ノ帖数不殘会社へ差出シ、試験ヲ受ケ候上販売スベシ、若シ検査ヲ得ズ薬品ヲ勝手ニ販売スルニ於テハ、売立高一倍ノ違約金ヲ差出サシムベシ」とあつて、各売薬營業者の販売する売薬の検査を行うこととした。六月十二日に締方志波久次郎・山中半次郎・総代密田林藏らは県參事成川尚義に対し、次のような伺書を提出した。

売薬人旅先の儀に付伺

当所売薬人の儀は多人数の事に候えども、売薬人旅立の儀に付伺是迄の通り検査あい済み候者は順次他出いたしたき旨申し出で候、ついで先達て御指令の会社設立の次第、いかがあい心得おかせ候や、または旅出しいたさせ候てもさしつかえのかども之なく候や此の段、お伺い申し上げ候、以上

〔史料集〕五〇九頁

これに対し、十三日、

書面会社設立の儀取調べ中に候えども、豫て当所の義はほぼ決定にあい成り居り候えば、売薬売子など派出の義は差支え之なく候事、

と回答された〔史料集〕五一〇頁。こつして会社設立の準備が進んだ。「広貫堂会社設立願」の第一条としては、まず売薬会社のことがあげられた。

第一条 凡売薬会社設立ノ原ハ方令中田清平外四名売薬会社ヲ発起シ、反魂丹・熊胆丸・如神丸・蒼龍丸・救命丸・調剤丸・健胃丸・消瘰点眼水・廻生丸・妙技り出シナトノ薬剂拾品ノ薬剂ヲ売捌カンガ為メ、会社ヲ創立シ名付ケテ売薬会社ト称スベシ。

第三条 此ノ売薬会社ノ株数ヲ二千五百株ニ分ケ、一株ニ付金拾円ト定メ、之ヲ出金スル者ヲ株主ト称す前記社則とは異なり、出資金を貸付けることが主ではなく、薬品の買入れに使用されることが主となった。

第六条 社中ヲ区分シテ組合ヲ立、株数ニ拘ラズ、五人ヲ一組トシ、五組毎ニ一名ノ周旋方ヲ置クベシ

第十八條 社中藥品請方ハ、其ノ組周旋方ヲ以テ前日ニ可申出事

〔資料集成〕一〇四六―七頁

とし、広貫堂が調剤した売薬を請売りする権利を有するものであった。

しかし、明治十年一月、政府は太政官第七号によって売薬規則を制定した。従来「富山反魂丹売薬」で考えられていたのは、反魂丹役所に統制されていた向寄の売薬人株を中心として、懸場帳が命であったわけであるが、政府は製薬に重点を置き、製薬許可を得た者が「売薬営業者」であるとした。その上、第十六条で「売薬営業税、薬剤一方ニ付一ケ年金二円、右鑑札料、薬剤一方ニ付一枚金、二〇銭、売薬行商鑑札料、薬剤ノ方数ニ拘ハラズ一人一枚式拾銭」と定められ、広貫堂の薬も使用し、自分で調剤したものも利用していたほとんどの帳主の税金は非常に高額なものとなった。

三月二十六日石川県乙五十番によりその具体的な手続が布達された（『史料集』五五一―五五二頁）。

一 明治八年七月以降内務省ヨリ下付ノ売薬鑑札ハ、免許発売共ニ当分書替願出ニ不及、売薬規則公布後、付与ノ鑑札ト同様相心得ベシ、

但シ、本文営業鑑札所持ノモノニテ、本年一月ヨリ六月マデノ内廃業届出タルモノニ限り、其税金ハ月割ヲ以テ徴収スベシ、

一 一人ニシテ数人ノ薬剤ヲ行商スル時ハ、方数ニ拘ハラズ、営業者異ナル毎ニ行商鑑札ヲ願受クベシ、

この手続規定によって、広貫堂設立の代表者の一人であった阿部弥七郎が明治八年十月に得ていた神教丸、葛根湯など三四品の方剤それに、明治九年一月に得た反魂丹など一〇品の方剤についての税は三四品×二円＝六八円の売薬

営業税、それに三四品×二〇銭〓六円八〇銭の鑑札料が必要となる。

そこで広貫堂では売薬会社社長村沢盛哉の名をもって明治十年三月、

一 妙舞丸	一 保生円	一 驅虫散	一 清胃散	一 救急円
一 聖授散	一 鎮痙湯	一 神通丸	一 神奇油	一 紅漲丸
一 海潮散	一 延寿区魂丹	一 清血鎮痙散	一 精神揮発水	一 小児丸
一 宝丹	一 金粒丸	一 癸功丸	一 キナキナ円	一 熊膽円
一 龍虎丹	一 痢病丸	一 毒消丸	一 薬王丸	一 驅虫丸
一 驚震丹	一 司命丸	一 五龍円	一 奇妙丸	一 肝臟円
一 鎮虫丸	一 徳宝丸	一 退虫丸	一 驚風丸	一 真齡丹
一 セメン円	一 紫雪	一 薄荷円	一 犀角円	一 壯健湯
一 山田振薬	一 疝氣一服湯	一 快元湯	一 セメン湯	一 無二膏
一 即功紙	一 万能膏			

の四七品について売薬免許を願ひ出、さらに四月十一日には、

一 人参熊膽丸	一 能膽麝香丸	一 加減能參丸	一 五徳円	一 驚蘇丸
一 百花香	一 蘇生丹	一 早速丸	一 加味奇応丸	一 養立丸
一 龍腦丸	一 命親丹	一 小兒奇妙丸	一 虎肉丸	一 三黄丸
一 熊參円	一 薄荷丸	一 金清丸	一 犀角丸	一 キナキナ丸
一 治積丸	一 解毒万病円	一 疳消円	一 七気湯	一 慎虫丸

一 養血散	一 錦花香	一 和中散	一 梅花錠	一 犀角散
一 解毒万金丹	一 一角散	一 金丸子	一 肉桂薑香散	一 疳妙円
一 清気散	一 順気散	一 積聚散	一 サフラン散	一 赤龍丹
一 帰脾湯	一 順血湯	一 補中益気湯	一 内補湯	一 丁子円
一 藿香湯	一 万病円	一 養立湯	一 三臍円	一 五積散
一 テリアカ	一 調榮湯	一 龍腦丹	一 温腰湯	一 安銅煉
一 順榮湯	一 不老丹	一 蕃紅花湯	一 三味湯	一 桂皮麻黄湯
一 正産湯	一 北斗香	一 安榮湯	一 赤万即治膏	一 神明湯
一 相撲赤膏薬	一 龍王湯	一 一貼湯	一 人参湯	一 和中飲
一 発散湯	一 万全湯	一 活命湯		

の七三品を願い出た（『薬都の産薬』一三五号）。こうして「売薬会社」を設立していた富山の売薬商人は「売薬規則」の制定こそ売薬発展の機会として、会社の名前で調合品目を増加させんと企てたのである。

ところが五月十八日、権令代理石川県大書記官熊野九郎より次の達しを受けた（『史料集』五六六頁）。

その区内、中田清平以下売薬会社設立願の義、指令に及び置き候次第に候処、自今結社売薬あい成らざる旨、其筋より達にあい成り候条、此旨右会社の者へあい達し候事

このため売薬会社の規則が改定され、明治十年の「売薬仲間約定大綱」（『史料集』五九三頁）の第四条で、

先般売薬営業ハ元総代沢本兵一郎社立ノ為メ内務省ノ検査ヲ受ケ、許可ヲ得シ三十四品ノ営業、邨沢盛哉へ譲り換工、商業ノ基本トスト雖ドモ各国二分賦スルニハ迪モ品關シテ不能、依テ屢々発明剤ノ数品ヲ得テ販売ナスヲ専要トス

とし、第六条で、

売薬仲間商業ノ事件ニ付集会候ハバ、石川県下第三大区小四区越中国新川郡富山総曲輪三十三番邸密田林蔵名代地ニ設置候広貫堂ニテ万事取扱イ申スベク、シコウシテ仲間三分ノ二協議ノ事件ハ異議アルマジキ事

とし、こうして「此ノ売子凡ソ二千六百五十名ノ行商者ヲ全国二十一組二分轄シ、是ヲ以テ、アマネク配薬シテ、仲間ノ約定堅守セン」とて邨沢盛哉を営業者とし、旧売薬会社を広貫堂と社名変更して、会社の所在地は総曲輪三十三番地におかれた。

一方、売薬会社に参加していた、中田清平、密田林蔵、阿部弥一郎らは、広貫堂の調剤のみを買い入れ、請売りをするといいことではがまんがならず、営業者を願い出て、それぞれ独立し、広貫堂は邨沢盛哉調合所広貫堂となった（『薬都の産業』一三八号）。

しかし、これではお互に懸場を荒らしまわることとなり、独立した人々も明治十年七月に、「広貫堂会社の節、行商鑑札にて商業仕るべきはずの所、このたび営業出願仕り、ご許容の上は、これまでの通り二〇組筆者註ソノママ申合せ規則等あい互に堅守いたし、商業勉勤仕りたく、なおまた、仲間集来の節は何時なりとも出頭仕るべく、および入費などの儀は急度さし出し申すべく候」と売薬営業の儀につき約定証書を広貫堂及び所属の組である播州向寄へ出し

た(『史料集』五七二頁)。

この旧売薬会社が社名変更したものが広貫堂であり、その規約が明治十年五月の「広貫堂定款」である。

第一条 該堂株数ヲ式千六百株ニ分チ、一株ニ付株金ヲ金拾円ト定メ、之ヲ出金スル者ヲ株主トス、

第四条 株主ハ此株券ヲ得テ、此舎之株主ト唱フ、而シテ一株毎ニ売子一名ヲ付屬シテ、其ノ売子之進退ナドハ株主ニ委任セシモノナレバ、売子ノ違失ハスベテ負担アルベシ、

第五条 株券ハ一株毎ニ番号ヲ付シタル懸場帳ヲ譲リ換スル時ハ、買人之所有物トナルユエ、売人所有之沽券ハ該堂へ返シ戻シ、ケダシ番号ハソノママ据置キ、名面ヲ書換エサラニ付与スベシ、

(『史料集』五九七―五九八頁及び『資料集成』一〇四八頁)

このように株券には懸場帳がついており、旧富山藩の売薬行商人は二一組に所属し、広貫堂の株主にならなければならなかった。

広貫堂では、帳主を売薬行商支配人ニ製剤係とし、「ここに該堂製剤担当の輩、売子選定のため支配人となし、……得意家の諸君あい変らざる愛顧の程ひとえにこいねがう所に候、郵沢盛哉調合所広貫堂(売薬営業の印)」(『広貫堂史』一二四頁)のように広貫堂は帳主の製薬について保証を与えたのであった。この調合所広貫堂と売薬会社広貫堂を一体として広貫堂としてとらえ、その規則を確立したのは明治十三年であった。

### 広貫堂規則

第一条 明治十年一月第七号ノ御布達、売薬規則ヲ遵奉シテ、売薬営業ヲ盛大ニスルヲ以テ主眼トス、

第二条 営業人ノ官許ヲ得タル薬方等ヲ調劑スル所ヲ、広貫堂ト称号ス。尤モ該堂ハ上新川郡富山総曲輪五十二番地第四号ニ設置アルモノナリ、

第三条 都テ該堂調劑薬ハ、製劑係ノ任タル懸場主・行商支配人はレヲ分担スルモノヲ云フ、一時調劑薬多夥ニシテ手合ハザルトキハ、調劑係ヲシテ各自宅ニ於テスルモ妨ゲナシ、

第四条 該堂事務ハ左ノ人員ヲ以テ服務セシム、

一、執事、即営業人 志名 副執事 二名(以下略)

第五条 各組総代凡二十五人脚二一名宛公撰ス、……右総代中互撰ヲ以テ締方ヲ投票シ、此締方中ニテ副執事ヲ選舉スル事、

第七条 全国ヲ大別シテ二十一組トス、即チ左ニ列記ス

関東組、五畿内組、美濃組、九州組、信州組、奥中国組、越後組、四国組、伊勢組、南部組、伊達組、北国組、北中国組、仙台組、江州組、薩摩組、越中組、駿河組、出羽組、羽後組、上総組

第八条 該堂ノ株数ハ予定セズ、然レドモ備金トシテ壹株ニ付金拾円宛納ムル者ヲ株主トス、

第十七条 各組商業上ノ事件ニ付、集会ヲ要スルトキハ、必ズ該堂ニ於テナスベシ、

第二十条 懸場帳売買ヲナストキハ、其ノ金額百分ノ一ヲ買人ヨリ従来ノ通り収入スベシ、

第二十七条 他ノ同業者ハ、該堂ヘ同盟ヲ乞フ者ハ其ノ乞ヒニ応ズベキ事、

(『広貫堂史』及び『資料集成』一〇五三―一〇五六頁)

この規則は、明治十三年頃のものと考えられるが、明治十年七月四日、広貫堂執事より行商支配人に対して委任状の差



出しを求めており、『史料集』五六八〜五六九頁)、また、八月には売薬行商支配人・製剤係に対してその鑑札を出している  
ので、少なくとも八月までにはこの規則の一部が定まっていた。広貫堂は八月には総曲輪三十三番地にあり、この規  
則にある総曲輪五十二番地第四号に移るのは何時か定かでない。

明治十五年九月、郵沢金広、志波久次郎、田中清次郎、中田清兵衛、関野善次郎、岩田伊七郎の六名は売薬の効率  
を高めるため、売薬会社として躋盛社を設立し、薬品調剤所として広貫堂を置き、昔の「売薬会社」のような会社を  
組織しようとしたが、翌十六年一月二十七日、石川県令岩村高俊代理、石川県大書記官園田安賢より次のように認め  
難いという回答がなされた。

書面各自営業鑑札ヲ所持シ、便宜ノ為メ連合営業スルモノニ候ハゞ、其ノ主意ヲ以テ、更ニ出願致スベシ。本願  
ノ趣旨ニテハ聞届難ク候事、

〔『広貫堂史』二五一頁及び『資料集成』一〇五八頁〕

なお、その後の広貫堂売薬事業は次のように徐々に発展した。

明治二三年	薬品製造高	一六九九万〇六八二個
	印紙使用高	四万二八七一円七錢一厘
明治二八年	売薬製造高	二一〇一万八九三四個
	印紙使用高	五万四二六五円五一錢七厘
	職工使用数	七万七七〇九人

(内訳 男 五万七七七九人  
女 一万九九三〇人)

行商人 一六七三名

明治三二年 売薬製造高 二三四二万二二二二個

印紙使用高 七万七二六五四〇九厘

職工使用高 一〇万〇二二人(ママ)

行商人 一五七四人

〔資料集成〕一〇六一頁、一〇六五頁)

広貫堂の設立以来、これにならつて県内でも堂号の会社が成立した。なお当時の業界の実情を知るために、参考までに、明治十九年の売薬税五十円以上の営業者の一覽表を次に付け加えよう。広貫堂は圧倒的な地位をしめ、富山売薬業の中心をなしてきた。とくに行商税において顕著であつた。

屋号又は 営業所名	氏名	住所	身分	売薬税	内訳 (営業税)	商業税	行商税	受売税
広貫堂	邨 沢 金 広	富山梅沢町	士族	六八一	四六三		二一八	
茶木屋	中田清兵衛	富山東四十物町	平民	二七五	一五八	一一七		
弘明堂	石 井 義 春	富山覚中町	士族	二五一	二二二		二九	
保寿堂	古山調次郎	富山太田口町	士族	二四八	二二八		二〇	
師天堂	佐久間文明	富山荒町	士族	二二三	一九二		三一	
振声堂	安 達 敬 直	富山総曲輪	士族	一八九	一七三		一六	
	石 黒 七 次	水橋町	平民	一六五	一四六		一九	
	田代半兵衛	下関村	平民	一六四	一六四			

文明堂	羽田貫一	東岩瀬浦方	平民	一五六	一四七	九
	阿部弥七郎	富山五番町	平民	一四九	一四四	五
	高田清次郎	高月村	平民	一四六	一四〇	六
	中川雅由	富山旅籠町	士族	一四四	一二四	二〇
本藤	沢田金太郎	富山荒町	平民	一二四	一二二	二
	伊藤三郎平	堀江村	平民	八七	八六	一
能登屋	密田林藏	富山常盤町	平民	八一	七八	三
越前屋	芳尾健吉	富山梅沢町	平民	七〇	六八	二
布目屋	松井伊平	富山古鍛冶町	平民	六五	二七	三八
稗田屋	山渕久平	高月村	平民	六五	六三	二
	宮崎大寿	滑川町	平民	六五	六五	
才田屋	坪田勘七	富山総曲輪	平民	六四	六二	二
	波多野三吾	富山山王町	士族	五二	四六	六
	朝日九右衛門	中田町	平民	五二	四八	二

(資料集成)統計一七

## 第二節 明治後期

### 一、売薬組合の結成

江戸時代は、各領（藩）は一つの完結した経済領域を形成しており、従って他国他領への商売は、入国許可を受ける必要があり、その国の経済及び政治状況によつては入国差留めの措置がとられ、実際には商売が不可能なこともしばしばあった。そのため売薬人は、組単位の仲間組や、同じ旅先行仲間の向寄組を結成した。これは営業にかかわる自主規制を定めると同時に、旅先の封建権力に対応するための結束した組織として大きな力となつていた。

明治に入ると、江戸時代のような領域経済体制は崩壊し、明治新政府は、全国一経済圏として、流通経済策や殖産興業策を実施した。

しかし富山売薬の営業については、明治四年「薩摩組仲間示談定法書」に規定された内容は江戸時代の示談定法とほとんど同様なものであり、売薬人の示談定法に期待するものは、売薬人相互の商業道徳と共済的效果であつた。殊に値引き・重置き・新掛けなど営業権を乱す行為に対しての自戒規律は、示談書に記された文言以上に強い力となつて売薬業の自壊作用をくい止めていた。

明治六年、富山売薬仲間は、全国一九組に組織し、仁・義・礼・智・信の五つの締方を置き、その下に一九の組をそれぞれ三組から五組宛支配させた。さらに、これらの組を統轄するものとして、売薬締方・参事・権参事の役職が

おかれ、富山売薬全体を統括した（『資料集成』一二三三頁）。

明治六年一月、売薬惣仲間により、「売薬商業改正規則書」が定められた（『資料集成』一二二〇頁）。

この「規則書」によると、(1)薬品の吟味、(2)懸場帳の譲替えについて、(3)旅先における生活規制、(4)連人の召抱え、暇出しについて、の四つの内容から成るものであり、江戸時代の仲間組の内容をそのまま取り込んだものであった。そして、「右ヶ条、改正仕り候ハバ、組合一統洩さざる様達シ、納得印章取請、毛頭違背致しまじく候、万一規則ニ相反シ候者在之ニおゐてハ、向後諸国売脚留仰せ付けられ候様仕りたく、然る上ハ互ニ吟味をとげ、全ク商業永續仕りたく存し奉り候、此の段御伺ヒ申し上げ候、以上、売薬締方志波久次郎外十六名」と記され、違反者に対しては営業差留めという厳罰をもって臨んだのである。

明治六年一月に出された「売薬商業改正規則書」は、明確には明示していないものの、旧富山藩売薬人を対象としたものであり、富山県下全域の売薬人を対象とする「売薬商業規則」は、明治二十一年一月、「富山県下売薬営業組合規約」が出るまで、全県下統一的規約はなく、従来通りの組・向寄の示談書に基づいて売薬営業が行われた。

この間の組・向寄示談書は、管見するものとして、明治六年八月の「石見国行売薬最寄会宛約定取り極めの事」、明治十三年十月の石見国向寄一統の「売薬商業申合規則為取換書」、明治十九年十月の「和歌山県売薬行商人申合規約」などがある。これらの規則の中で江戸時代の領域経済下における他国領営業の示談書にみられるような「御国恩忘却なく御国法万事堅固ニ相守申すべく旨肝要の事」（『資料集成』一二二七頁）という「国法」遵守を冒頭に掲げての規則が、明治十三年によりやく改まり、石見国向寄一統の「売薬商業申合規則為取換書」に、

## 第壹条

### 第二節 明治後期

一 太政官御布令の趣旨堅く相守り申すべく候事、但し、犯則の者無きにしも非ず、右等の者見聞き候時は、商業上相互の義に付き可成添心可仕候事  
 (『資料集成』二二二九頁)

と「太政官御布令」に従うことを第一義に掲げ、ここにおいてようやく、江戸時代の「国」の意識が払しょくされたのである。

#### (一) 県下売薬営業組合の結成

明治二十年十二月二十六日、「売薬ノ製劑ヲ改良シ需用者ノ信用ヲ得テ同業前途ノ隆盛ヲ企画スル」ことを目的として、富山県下五郡売薬営業者及請売業者、行商者を代表して、上新川郡富山梅沢町売薬営業人 郷沢金広(士族、同所 覚中町 石井義春(士族)ら十名が、富山県知事国重正文に県同業組合規約の認可願を出し、翌二十一年一月十日、認可された。この認可を受けて、各郡の代表者(同業者総代)の了承のもと、「富山県下売薬営業組合規約」が出された(『資料集成』一二五五頁)。

この「組合規約」は、第一章 総則、第二章 事務所、第三章 役員及権限、第四章 会議、第五章 違約者処分  
 の五章立て五十九条から成っており、県下の売薬営業者を同一組織体に組み込み、あたかも一つの会社を思わせる組織体が構成されているのである。

次に、この「富山県下売薬営業組合規約」により売薬営業の実態を詳細にみることにする。

売薬営業組合は、富山県下の一般の売薬営業人——株持、帳主の売薬人および受(請)売人によって組織され、営業に関する諸種の事務を遂行するため、富山売薬営業組合事務所を設置すると共に、富山町に支所を八カ所設置した。そして、「業務ノ拡張及規約ヲ鞏固ナラシムル為メ」滑川事務所・東水橋事務所・東石瀬事務所・四方事務所・

高岡事務所支所・小杉三ヶが事務所支所・中田事務所支所・魚津事務所支所の八カ所に事務支所を設置した他、魚津事務所支所派出所・高岡事務所支所氷見派出所・中田事務所支所今石動派出所・同福光派出所・富山事務所支所八尾派出所の五派出所を設置、県下全域の売薬営業人および請売人を取締つた。又旅先の他府県管内において行商者を取締るため事務出張所を設置し、「富山県売薬営業組合事務何地出張所」と称した。

事務所の第一の役割りは、県内外の経済状況や売薬業の景況の動向に注目し、利害に係る状況が生じたならば直ちに組合員に報告することであつた。第二には、各事務所から報告された売薬人の薬種買入高や売薬調整高、印紙買入貼用高等を調査し毎月の統計をとり、売薬人の動向を把握すること、そして第三に、第一章、第七條から第十八條の組合員の身分、営業に關しての規約の履行・不履行に係る事柄を取扱うものであつた。

組合員に対するキメ細かい管理策として、県内八カ所に事務所を設置し、売薬人の薬種買入高や売薬調整高、印紙貼用高等の適否や提出された書類を調査し、不当と認められる場合は事務所に意見書を添付して報告し、事務所の会議による決定(指否)を待つこととなつた。更に事務所は、売薬人の旅先府県に設置された事務出張所を連携し、区域内組合員の運送売薬の量・種などを報告し、旅先府県等における薬品の買付けの有無を厳しくチェックした。事務出張所は、行商人の旅先における行動を取締り、もし不正を認めた場合、旅先府県の官庁に密告すると同時に、富山事務所へも内報した。又行商予定日数を三十日経過しても帰郷しない場合は、その事情や理由を調査し、その旨を事務所に報告することとされた。

右のような事務所や支所・出張所には次のような役員が置かれた。

#### 一、事務所

頭取 一名

第二節 明治後期

頭取は、この規約履行の責任者であり、売薬業の拡張を図るため、役員を指揮監督して組合員の取締りおよび費用の収支、違約者処分、其他組合営業上の一切の出来事を統轄する。

常務理事 一名（理事中互選を以て之を定む）

常務理事は、頭取の事務を補佐し、頭取欠席の際には代理を勤める。

理事 十六名（富山町各支所より半数、富山町を除く各支所より半数）

監督 無定員

監督は、頭取の旨を請け、組合内外の営業者、行商者等の正否を監督する。

調査掛 無定員

調査掛は、頭取の指揮を請け、専ら事務所内の事務処理に従事する。

会計係 一名

会計係は、頭取の旨を請け、費用の徴収及び支出等の事務所の金銭出納を専らの仕事とする。

一、各事務支所

取締 一名

取締りは、頭取の指揮を請け、事務支所を預り統轄する。

理事 無定員

支所の理事は、取締りを補佐し、取締り不在の時は、代理を勤める。

尚、調査掛は、取締りの命に従ひ服務する。

これら役員任期については、頭取、取締の任期は満二年、但し前任者の再選も可、また、両役は、任期内であつ



ても組合員の三分の一以上の同意があれば、会議にかけ議決されれば改選できるとされた。

各事務所の取締・理事は、各支所の売薬営業人（帳主）による公選により、また頭取は取締・理事の中から互選された。その他の役員は、頭取や取締によって任命された。

富山売薬営業組合事務所の運営は、すべて会議によって決定された。

会議は、

一、規約改正に関する事

一、営業上の利害得失に関する事

一、事務所経費、予算、役員給料額、並びに賦課徴収方法の事

について議定するもので、毎年四月に開会する通常会、頭取の意見もしくは議員の三分の一以上の請求により開会される臨時会の二種があり、決算報告は、通常会において頭取から報告することとされた。

会議の議員は、富山町から二五名、各支所から二五名、計五〇名が選出された。この議員は、選挙権・被選挙権共満二十歳以上の組合員（帳主、男子）、任期は二年、正副議長は議員中より互選するものであった。

尚、会議の場所・期日等は、五日以前に事務所から各議員に連絡されることとされた。

ところで、組合構成員である組合員は、甲乙二種に分けられ、帳主でかつ売子を擁しているものを甲種、帳主が即ち行商人である場合を乙種とし、甲種のみ身元証拠金を差出すこととされ、乙種は不要であった。

甲種の身元証拠金は、一率ではなく、売子の人数によって次のような段階があった。

行商人 三名以下 一円

同 七名以下 二円

同	十名以下	三円
同	十五名以下	四円
同	二十名以下	五円
同	三十名以下	七円
同	四十名以下	十円
同	五十名以下	十五円
同	百名以下	二十円

以上一名毎に金五銭を増加す

組合員の新規加入は、同業組合員一〇名以上の連署が必要とされた。

組合員の使用する行商人は、別に定められた「売薬行商人組合規則」を遵守するとともに、事務所・支所・出張所の指揮監督を受けた。

指揮監督の具体的内容は次のとおりである。

まず、組合員の身分の異動については、移住・廃業するときは、その旨十日以前に支所を経て事務所に報告すること、廃業又は他府県に移住等、正当な理由が認められる以外で組合を脱会する場合は、身元金を返還しないものとされ、一旦除名された場合、満一年を経過した後一〇名以上の組合員の連署によらなければ再び組合員となれないものであった。

営業については、封緘の固封、印紙の買受の他、行商区域・予算・日数・取扱売薬高の報告義務、さらには、日々取扱う原質品使用高、製造高、発売高、印紙買入高及貼用高等を一日一日遺漏なく帳簿に記入し、検査官の臨検ある

いは組合員の調査に備え、これらを一カ月分取まとめ事務所へ報告する義務を要した。

「組合規約」において、組合の運営、売薬人の遵守すべきこと等について詳細に規定されているが、第五章「違約者処分」という一章を設け処分内容を四条に分けて記したことは江戸時代の仲間組示談帳には見られない厳しい統制となつてゐるのが特徴である。

その内容は、売薬に関する規則及び規約に違背したものは、その情状により一円以上一五円以下の違約金を徴収、違約の状況を通報しそれと認められた場合は、違約徴収金の半額が与えられ、組合員同志の密告を促がし、もつて統制を強めようとする官僚的姿勢がうかがえるのである。

また、売薬に関する規則あるいは「組合規約に違反すること三度に及んだ場合、常議員の会議に付し、組合員を除名し、身元金を没収する」とこととされた。

「富山県下売薬営業組合規約」が、詳細にして厳しい内容となつた背景には、江戸時代からの仲間示談が、社会情勢の急激な変化で対応できなくなつてきたこと、更にかかる富山売薬以外の新川、射水、高岡等の売薬をも包含した県下一円の売薬人の統轄機関が必要となつてきたこと、更に、明治十六年、新しい富山県が発足し、古来富山の代表的銘産である売薬業を富山の基幹産業とすべく、売薬人組合の結成を実現したものであろう。

## (二) 売薬行商人組合の設立

明治二十一年一月、「富山県下売薬営業組合規約」第十二条、「組合員使用スル行商人ハ別ニ定ムル所ノ行商人規約ヲ遵守セシメ」に基づき、「売薬行商人組合規約」を制定し、「此規約ハ売薬行商（請カ當業者、請カ売業者ニシテ自ラ行商スルモノ及行商專業ノ者ノ業ヲ為スモノ）をもつて組織され、「此規約ニ関スル総テノ事件ハ富山県売薬営業組合事務所ノ指揮監督ヲ受クベキモノ」とされ、「売薬営業組合規約」の細規約として位置づけられるものであった（『資料集成』二二六三頁）。

この「売薬行商人組合規約」は、二十七条からなるもので、県下全域の売薬人五五九名の記名・連印によって発効された。

この「組合規約」に従って、組合員の身分、営業についてみることにする。

#### ○組合員の身分

組合員の身元証拠金として金一円を出し、新規に組合員となる場合、組合員中五名以上の連署を必要とし、「法律規則又ハ此規約」に三度以上違反した時は、組合を除名し、身元金を没収するものであり、一度除名された場合、満一年経過後、新規と同様の手続きによって復活することができた。

#### ○営業

組合員売薬人は、営業者（帳主）より鑑札を受け、営業者の連署により出発・帰国の届出を行い、帰国三日以内に鑑札を営業者に返還するものであった。

行商中は、天候、宿泊所地名及旅店名、巡回町村名、支払い受け代金、その他行商中の出来事を手控帳に記載することが義務づけられ、時々監督の点検を受けた。また、行商先において行商人を雇入れ使用することは禁じられたが、やむを得ず雇入れる場合、規約に加盟し、正当行商人の資格を取得し、事務所に申出で承認を受けるものとされた。

行商先においての他商業との兼業は、従来禁止されてきたものであるが、この規約では、区域内組合員五名以上の連署により、事務所又は支所・出張所に申出で承認を受ければ許された。

この「売薬行商人組合規約」は、実質行商にあたる売薬人に対する規約であり、その遵守については「売薬営業組合規約」よりも重要視され、違約者処分の規定についても五カ条をさき、その厳守徹底がはかられた。

特に、第四条、「行商中ハ互ニ相警戒シテ不正ノ所業ヲ為サハ勿論、組合内外ノモノ万一不正ノ所業ヲ為シタル

コトヲ認知シタルトキハ、直ニ官ニ密告、又ハ売薬営業組合事務所及出張所ニ内報スベキモノトス」に違反して、不正を知らながら密告しなかつた者に対して三円以上、七円以下の違約金を課し、売薬人相互の監視体制によつて売薬人の規律を維持せんとしたのである。

その他、「行商中ハ業務勉勵、品行方正ニシテ決シテ懶惰又ハ酒色ニ沈溺セザルモノトス」に違反したものは身元金を没収され、組合員を除名された。諸種の届出義務を怠つたり、手控帳を所持しなかつたり、記入を怠つた場合でも二円以上五円以下の違約金を徴収されることとなつた。

## 二、売薬製造会社の設立

富山における売薬諸会社の設立は、明治八年三月、新川県権令山田秀典が売薬人総代阿部弥一郎他四名に与えた次の訓令が契機である。

「当管下反魂丹等売薬之儀ハ、數百年來全国へ普及シ、營業ノ者殆ド五千余人ニ垂トス、実ニ管下一盛大之産物ト云可シ、然レドモ其製タル一々漢家之方劑ニ出デ、僅ニ草根木皮ヲ調理スル而已、今也泰西<sup>や</sup>医方日々隆盛之今日当リ、尚旧習ヲ株守シ、一層開明進歩ノ意ナキ時ハ、将来ノ廢業逆料スベキナレバ、今ヨリ泰西<sup>や</sup>売薬ノ製ニ倣<sup>なま</sup>ヒ、漸々改更立方法可相立、且先般文部省売薬検査之降令モ有之、往々嚴肅取締之方法可相立、依テ今般管下売薬人ドモ一同結社可致、別紙会社綱領並条例一冊下付候条、早々可遂協議候事」  
〔資料集成〕一〇七八頁

従来の漢方に洋薬をプラスして、時代に遅れないよう新会社を設立せよという指示である。これに基いて業者は、

結社し製薬会社を設立した。その中核となったのが明治九年九月設立許可になった広貫堂である。その後の県内各地における製薬会社設立については前節で述べた通りである。

富山の製薬会社は売薬業者の共同製剤所としての性格が極めて強い。元来、自分の持ち歩く薬は、自分で製剤するか、近隣の業者が一方所に集まって共同作業をするかであった。政府の指導により、共同の製剤所を設定するにしても、本来のこの特色はそのまま維持された。大会社広貫堂が設立発展するかたわらで、明治後期には、次々と諸会社が誕生した。次にその若干の会社について述べる。

#### (ア) 諸会社の設立

##### (一) 富山薬劑株式会社

明治三十三年九月三十日に定款を作製し、翌三十四年に一萬五〇〇〇円の資本金のうち一萬二五〇〇円を公募した。会社設立の目的は、「売薬の製造、卸売、小売及び売薬請売、商品委託販売、貸付金の営業」となっている。単に売薬品製造にとどまらず、売薬業者の金融にも着手していることが伺える。

一株五〇円、重役は三株所有を義務づけられ、富山市総曲輪一九五番地の安達周平が取締役社長となり、他に富山市南新町の久郷喜平、富山市大工町の古谷宗七、大沢野村稲代の島原鉄之助、富山市桃井町の古川吉次郎の四人が取締役となった。また監査役には富山市梅沢町の申井孝蔵、富山市千石町の高桑徳太郎、上新川郡新庄町新庄の上井元吉の三人が就任し、それぞれ二株を所有していた。

##### (二) 内外薬品株式会社

明治三十五年九月三十日の「富山日報」は当社の発足を次のように伝えている。

「予ねて当市の大菅昇平、福田栄太郎、同清一、藤井論三、久郷喜平、畑権蔵等諸氏の発起にかかる同会社は、いよいよ資本金參万円にて設立することとなりたるが、その目的は主に富山売薬業者の使用する原料薬品を廉価に供給し、専ら当業者の便益を図り以て売薬界の改善発達を企画せんとの趣意に出で、何分機宜に適したる事業なれば、株式募集に應ずる者続々ある由にて、近日設立登記の申請をなす筈なりと、因に同株式は五十円券にて第一回の払い込み金は十二円五十銭、応募者は一株に付金一円を添へ申込むべし」

#### (イ) 製薬会社の内容

明治時代の製薬会社は、富山県において明治十年代と三十年代に設立したものが多し。地域的にみると、十年代では、富山四社、水橋二社、小杉一社である。三十年代から四十二年までに設立された会社は二七社あるが、そのうち二〇社が三十年代の設立であり、製薬会社の設立ラッシュの觀がある。三十年代の地域別会社数は、富山九社、滑川三社、上市二社、四方二社、東岩瀬、高岡、中田、弓庄村が各一社である。今日売薬業のための製薬がさかんな地域、富山、滑川、上市、中田に明治後期に製薬会社が、売薬業者の資本を基に設立されたのである。明治三十三年の主要会社の概要をみると次のようである。

最大の会社広貫堂が、従業員二五五名、最小の製薬会社のそれが十三名である。明治三十三年の富山県統計書によれば、売薬品の製造に従事した同年の人員数は、七七一名である。そのうち主な六社の従業員が四四〇名で、約五七%を占め、その他は零細な経営であった。

年間の操業日数をみると、上記の六社はいずれも三〇〇日をオーバーし、会社組織になつて、通年操業をしていることがわかる。その他の企業はおそらく、農閑期にあたる時期に製薬し、それをある者は自分で売薬先に配置したケ

主要製薬会社の概要（明治三十三年）

会社名	製造品種	一年間執行日数	一日執行時間	十四才以上職工		十四才以下職工		職工計
				男	女	男	女	
広貫堂	製薬	三二〇	一〇	一八七	五二		一六	二五五
盛貫堂	"	三〇〇	一〇	一五	三		一	一八
薬劑会社	"	二八〇	九	三〇	五		二	四二
師天堂	"	三〇〇	一一	三六	一〇		六	五二
薬業会社	"	一八〇	一〇	一一	一		二	一三
富山売薬会社	"	三〇〇	九	二〇	二〇		二〇	六〇

（『富山県史料篇 近代上』より作成）

ースと予想される。

会社組織の経営形態が三十年代に急増したが、先述の如くそれは、製薬業者の約六割であり、残りの四〇％は、個人または数人の共同で営んでいたものであろう。

一日の作業時間は九〜十一時間であり、また従業員も男子労働者が多い。

次に、『富山売薬紀要』による明治四十一年度末の「富山県に於ける売薬営業者中団体営業の分」を総計した結果では、約二五八万円の売薬品が製造されたことになっている。明治四十一年の製業者数は四一、表に載っている製薬業者は二三団体であるから残る一八は個人営業の製薬業者となる。同年の営業・受売・行商の合計売上高は約三三二万円である。二三団体（これを三三会社とおきかえる）で七七・七％の売薬製造をし、一八の個人業者が残る四分の一弱を生産したことになる。明治三十年代以降は製薬会社が、売薬品製造の中心となっていたことが理解できる。

当時の富山県の売薬業が、県経済にとってどの様な地位を占めていたかを示す「富山県下売薬実収額調査」がある。



主要売薬団体営業者と売薬製造定価総額（明治41年）

団体営業者名	所在地	代表者	創立年月日	明治41年売薬製造定価総額	構成比
広貴堂	富山市梅沢町210番地	堂主 郵 沢 金 広	明治9年9月12日	1,097,268円	42.5%
師天堂	" 荒町25番地	" 佐久間 文 明	" 15年9月1日	175,041	6.8
厚生師天堂	射水郡小杉町	" 青 江 兵 作	" 20年4月1日	141,114	5.5
精寿堂	富山市山王町37番地	" 中 川 久 正	" 31年6月6日	139,503	5.4
富山薬劑	" 総曲輪196番地	社長 安 達 敏 直	" 32年10月12日	131,129	5.1
配薬舎	中新川郡東水橋町	舎主 石 黒 七 三	" 10年4月2日	119,750	4.6
保寿堂	" 高月村	堂主 高 田 清次郎		96,632	3.7
四方広貴堂	婦負郡四方町	" 茶木谷 清 平		82,653	3.2
保寿堂	中新川郡清川町	社長 宮崎 太左衛門	" 37年3月1日	79,489	3.1
保寿堂	中新川郡西水橋町	堂主 押 田 喜 訓		68,367	2.7
その他13団体計				448,331	17.4
				2,579,277	100.0

広貴堂の生産額ウエート： $\frac{41年広貴堂生産額}{41年富山市生産額} = \frac{1,097,268円}{2,076,471円} = 52.8\%$

$\frac{41年広貴堂生産額}{41年富山県生産額} = \frac{1,097,268円}{3,648,529円} = 30.1\%$

団体営業者の生産額ウエート： $\frac{41年団体営業者生産額}{41年富山県生産額} = \frac{2,579,277円}{3,648,529円} = 70.7\%$

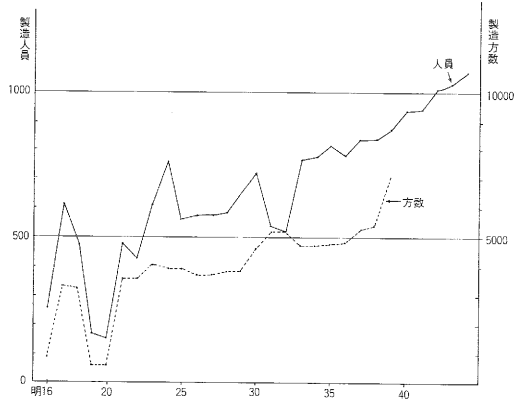
（資料）『富山売薬紀要』より作成

明治三十二年六月二日付「北陸政論」によれば次のように本県売薬業を意義づけている。

「明治三十二年の調査によると、売上高に対する県内消費分が五五・九％、県外消費分が二八・九％という割合である。ただし、この調査では原料費が県内消費に計上されているが、薬種商はほとんど大部分の原料薬を東京、大阪あるいは外国から仕入れていた。すなわち富山県下で産した原料薬はほんの微々たる数量に過ぎなかった。従って実質的には原料費の大半は、県外消費に計上さるべき性質のものである。この修正によって売薬実収額を検討すると利益分を含めた県内消費がほぼ五割、県外消費が五割という勘定になる。

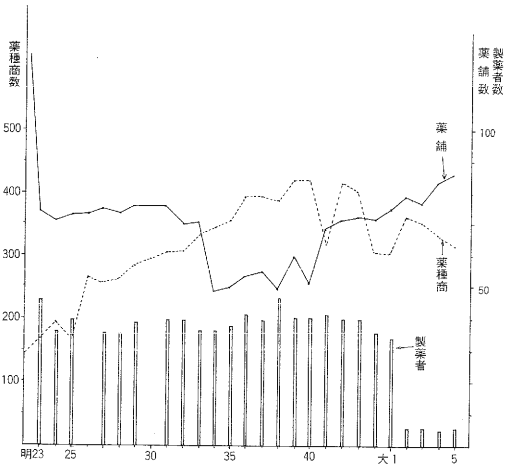
この全国各地から持ち運ばれた売上金は、県内で消費されて富山地方経済をうるおした。富山県は明治・大正時代、農業県にもかかわらず、経済の端境期がないと言われてきたが、それは売薬行商人によって集金された売薬売上金によるためであった。」

明治時代の売薬製造人員と製造方数の推移



(『資料集成』より作成)

明治時代の製薬者、薬舗、薬種商の推移



(『資料集成』より作成)

また明治最後の四十五年六月、農商務省商務局の「重要輸出品金融及運賃ニ関スル調査」による富山県売薬工業収支計算は、

原料費	五七五、七六七円	構成比	一五・〇%
製造費及諸経費(運賃含む)	二、八〇二、一六四円		七三・〇%
利益	四六〇、五一三円		一二・〇%

売 価 三、八三八、四四四円 一〇〇・〇%

と示している。約三八四万円の売薬品売上げがあったわけである。

また当時の製薬業に関して前掲の農商務省商務局の調査は以下のように述べている。

原料は数百種の多数に涉り枚挙するに違なきも、外国より輸入するものにおいて、在横浜、神戸の清国商人より買入るるを例とし、内地産のものは東京、大阪の商人より購入するもの最も多きを占む。之を歩合別すれば外国産のもの七割、内国産のもの三割にして総価格五拾七万五千七百六拾七円なり。

売薬製造業者中には広貫堂の如き工場組織にて大規模に経営するものと、家内工業として極めて小規模に行うものとの二種あり。

而して後者中には自ら行商販売するものと、他に委託するものと別あれども、概して内地向なるに反し、大規模に経営するものにおいて益々進んで外国に販路を拡張せんことを企図せる者尠からず、而して其の多くは祖先伝来の家業にして充分の資産を有し、銀行亦好んで之れが融通を計るを以て金融上何等の不便を感ずることなし。資金に困難を感ずるものは主として小規模の経営者が要する原料費なれども、之等も亦有限責任富山売薬信用組合なる理想に近き信用組合を組織し、懸帳簿を担保として資金の融通を計り居れり。

#### (ウ) 明治三十年代の富山の町

明治三十年代半ばの富山の町とその製薬業に関して、横山源之助は「新小説」(明治三十四年十二月号)で以下の如く紹介している。

## 十万石の都会

越中富山市は誰も知る前田百万石の支封で僅に十万石の御城下で有るにも拘らず、戸数一万五千、人口六万、我国では有数の繁華を致して居るのは、日本の都会発達史には異様の現象で有る、之はどうした次第と膝立て直して考うる迄もなく、売薬の庇蔭おかげで有ることは誰も先刻御承知の事ことで有ろう、……那方那邊かと言へば花より団子の実利一方、其辺の詩人連中には受のわるい処ところで有るが、其の住民と言ッたら辛抱強く、勇氣は熾さかんで有ることは誰の眼にも見ゆる所で有ろう……富山市は大阪道修せうじゆ町のやうに薬種屋は軒を列ねて店を飾かざつて居らぬ、最も茶ノ木屋などいふ巨大な薬種屋もあるが、富山市の本領は行商に在るのだから、すと往来を通つた丈だけでは、是は売薬の本元で有るといふ事は旅人たちには訊らぬ。併しながら其の裏通に家を構へて居る者の営業を査しらべて見れば、悉く売薬に関係有る者だ。富山市は此の裏通の営業者によつて命脈を維持して居るので有る、此の上に於ても金沢市と相違が有る。金沢市の裏通は貧乏士族が多い、廢藩後の金沢市と言へば誠まことに憫然ひんぜんで有りて、此の数年前迄も巡霊・教員・女郎は金沢の三大物産だと呼ばれた程の有様を現はしてゐた者で有つた。富山藩は中藩で有つた故でも有ろうが、士族授産など仰山に騒ぐことはなかつたのも、先づ売薬業の庇蔭おかげで有ろうと思はるる。

ざつと統計を調べて富山市で売薬業の爲に生活して居る者を挙げて見れば、製薬工場七ツ、薬種商五十八軒、売薬営業者二百二十四人、受売業者は三百十二人、行商者は四千百九十六人で有るが、實際行商者の数は七千人以上居るで有ろう。其れに廣貫堂などに通勤して居る職工全数を挙げれば、富山市中売薬で生活して居る者は莫大の數で有ろう、反魂丹の勢力も亦た大なる者ではないか。

「十万石の御城下」といふ言葉は富山市の繁華に関係なくて、寧ろ「売薬の都会」といふ方が適切であらう。之より少しく世間何人も名は知れる此の富山の反魂丹に就きて、読者諸君の御意を得やう、因ちなみに記す、反魂丹と

いへば或一種の薬名に過ぎないので有る。今日富山市にて製出する売薬種類は数百の上に出て居るが従来よりの慣習に従つて一切合切、反魂丹といふ名の中に諸種の薬種を含めて置く。

#### 広 貫 堂

梅沢町に広貫堂といふ一大製薬工場は有る、製薬場七棟（男工場五、女工場二）、印刷場一棟、事務所一棟、中央に広がる庭有りて乾燥場に宛て、男工三百、女工百人を使役して製薬に従事して居る。是は明治九年二月創立せられた富山市随一の製薬工場で有る。富山より出だす売薬の三分の二は、此の工場で製造せらるるといふから、富山市の製薬方法は、此の工場一ツ見れば訳る。富山市で売薬業者の重なる者は大抵此の工場に加入し、各自帳簿の持高に應じて製造して居る。一体実業社会などいふのは互に同業を忌み、悪み、排斥するのは、我国実業者の弊害で有つて、如何なる事業も此の商人根性、島国根性によりて破壊されて居るのだ。しかも富山の反魂丹屋諸君は、早く共同一致の快挙を取り、広貫堂などいふ共同工場を創立したのは一大卓見と褒めてよからう。医学の年に進歩しゆく今日、なお富山売薬の声価を損せず、能く世と推し移りゆくのは、右の如き製薬工場有りて監督に当り、出来べき丈け品質を吟味し、其の改良発達を謀るが故で有る。自分は富山市には幾多の欠点を認むる者で有るが、製薬事業の上にては特筆大書して富山市民の智を称揚せんと欲する者だ。

越中富山の反魂丹は右の広貫堂などにて製造せられて諸国に配分せらるるので有る。其の男工は労働者といへば労働者で有るが、其辺世間一般の工場とは大に性質は違つて居る。行商人が夏秋行商に出でて国に帰ると広貫堂に出でて製薬に従事するので有る。されば行商時節と為れば、女工を残して男工の八、九分迄は旅に出で、祭礼のやんだ後のやうに工場は淋しくなるのが例で有る。行商か、職工と商人と職人とゴツチャで有るのが此の製薬工場の特徴、普通の工場組織と異なる所で有る。女工は年中勤めて居て、賃銀は日に十二、三銭、行商人の女

房などが多い。工場といへば労働問題の種に為るのが普通で有るが、広貫堂は掃除も行き届き、女工なども紡績工場とか或は燐寸工場などを見た眼では、天地月豔げつべつ、薩張して涼しい。

富山市では広貫堂の外に師天堂、盛貫堂、振聲堂、精寿堂、弘明堂の五個の製薬工場あり、併し規模は狭小で挙げて言ふ程の事も無い。以上工場の外に一個人で製薬し、行商する者もあり。〔資料集成〕七五四―七五七頁

と述べ、薬種商のこと、売薬業者と売薬製造工場との関係、売薬業の意義、業者の共同経営、工場の運営方法等、多岐に亘り、正鵠を得た分析を行っている。横山源之助はさらに「薬懸帳」・「帳主と行商人」についても言及するが、ここでは省略する。

### 三、売薬業の諸税

#### (ア) 地方税としての営業税

明治新政府が近代的財政制度確立に向けて始動したのは、明治四年（一八七二）の廃藩置県後であり、明治八年太政官布告第四百十号により、租税が国税と地方税とに分けられた。しかし、いまだ県・区・町村財政の区別もはっきりしていない段階であった。ここでは前節でも若干述べたが、売薬業に課せられた税について、全体的に説明することにした。

この間売薬に係る税としては、明治四年七月十四日富山藩の廃藩後十一月二十日迄暫定的に、旧藩領域に置かれた富山県時代の税の中に、「売薬商業一人、金一両一歩二朱。売薬場所売買、一厘（注・百分の一）」、ほかに「商業鑑札料

トシテ金二面上納之部……薬種・合薬」(『富山市史第一卷』三三八頁)があった。また明治六年度における税としては、「薬種役 一軒に付一貫文より一貫二百五十文迄、売薬役 一軒に付一貫文より一貫六百文迄、管内売薬役 一軒に付八百文」(『水橋町郷土史』四三八頁)があった。

ところで明治二年には、「天下一般銭相場、金一両に付拾貫文に御定相成」り、同四年「金沢藩、管下の諸統計を調理す」では、金壹両―銀百目(匁)―銭拾貫文(貫)―米一斗の相場位付とされ、四年三月中物価平均では、米一石に付、越中七拾九貫百式拾文、加州九拾六貫六百三十文・能州八拾五貫六百拾文(『加賀藩史料幕末編下巻』一三〇九頁)とされた。四年五月一日新貨条例により「新貨幣と在来通用貨幣との価格は、一円を以って一両」との金貨本位を採用、五年二月より新紙幣が発行されたが、未だ周知徹底していないようであった。

明治九年(一八七六)四月十八日、新川県が石川県へ編入されるが、その直前四月四日新川県令山田秀典(ひでのり)により県税規則第二号(明治9:4:4元案番施行)が布達され、「第一条 一、合薬ヲ以負担販売スル行商ハ、調薬・売捌人ヲ論ゼズ一人ヲ一脚ト唱へ、管内一般願之上出脚ヲ受、年々免許税ヲ納ムベキ事。第二条 一、売薬出脚免許税左ノ通りタルベキ事、一ヶ年一脚二付 金壹円五拾銭」(『石川県史料四〇』)となった。

そして明治十一年(一八七八)七月二十二日太政官布告第十九号地方税規則により、「従前府県税及び民費の名を以て徴収した府県費・区費を地方税と改め」、地租附加税(附加税は「割」ともされる)・営業税・雑種税・戸数割の四種目が課せられているから、売薬出脚免許税はこの中に解消したものでらう。

またこれまでの区画を廃し、新たに郡区の制が設けられた郡区町村編成法により、「区町村協議費については、その区、及び各町村はその地方の便宜に従つて、町村会議または区会議を開き、地価割・戸数割または小間割・間口割・歩合金等慣習の旧法を用いることは自由である」(『富山県史通史編V近代上』四三三頁)とされ、地方税と区町村協議費

とに分かれた。

この地方税の名称は、明治二十九年（一八九六）七月一日施行の府県制に伴う府県税法により、「従来の地方税の名称が府県税と改称」（『同書』四四三頁）されたため、従来の地方税営業税は県税営業税となった。

しかし同年国税に属する営業税法（明治29.3.27法律30号）により営業税が国税営業税として統一されるにおよび、国税を納めるに至らない小営業者に対しては、県税営業税が課せられた。

さきの地方税に属する営業税につき、明治十六年（一八八三）富山置県後、独立税（特別税）としての営業税（商業税・工業税の二百あり）中商業税の中に、十九年度より売薬受売税と売薬行商税が設けられた。これを『富山県財政沿革誌 租税編』について見ると、次のようになる。

表の二十年度より廃止に至る昭和元年度までは毎五カ年平均額であり、円未満は切捨てる。

売薬業者の地方営業税

年度別	種別	物品販売税	売薬受売税	売薬行商税
明治19	明		二〇四円	一、二二三円
" "	20		二〇九	一、三五一
" "	25		二八五	一、五四〇
" "	30		二七四	一、五〇八
" "	35			二、〇六九
" "	40	一四、四九九円		五、四七七
大正	元	一七、二〇六		七、三八二
" "	6	二四、四九四		六、五八六
" "	10	三一、三〇六		四、三四五
" "	15	三一、〇四二		



## 商 業 税

売薬受売税は商店一軒毎に、十九年度年税一五銭、以降二〇銭、三十五年度よりは新設の物品販売税中に吸収される。

売薬行商税は行商人一人毎（行商人の雇主より帳面一冊に付）に、十九年度一五銭、のち三十五年度迄二〇銭、同四十年  
迄二五銭、同四十二年度迄五〇銭、大正五年度迄七〇銭、同八年度迄八〇銭、同十四年度迄五〇銭、同十五年（昭和元）度  
一〇銭の年額で、同年度で廃止される。

この売薬行商税に対し、「売薬行商税の不当なる事由は、売薬行商は一般物品行商と何等異なる所なきに拘はらず、  
独り税金を課せらる。他府県には此課税なきが故に、県人にして他府県に行商人を置き、此課税を免る、もの少しと  
せず……大正五年度決算額六八四二円、六年度決算額七九八八円」（『富山日報』大正7・12・8）として県当局に対し、廃  
止を呼びかけた。

明治二十二年四月一日より「市制・町村制」が、同二十九年七月一日より府県制が施行されるに伴い、県税は国税  
附加税と独立税に、市町村税は国税附加税・県税附加税・独立税とに分かれ、国税に対し、のち県税・市町村税をも  
つて地方税と呼ぶことになった。

### (イ) 国税の売薬営業税

売薬に課せられる国税としては、明治十年（一八七七）売薬規則（明10.1.20太政官布告）が布達され、「第十六条 売薬営  
業者（注・調製者）及び請売者（注・卸売と小売兼業者、または小売業者）ハ左ノ通り税金並びニ鑑札料ヲ上納スベシ。売薬  
営業税薬劑一方ニ付一箇年金貳円、右鑑札料薬劑一方ニ付一枚貳拾銭」となった。

しかし、租税は法により定められた。一方的課徴金であるのに対し、鑑札料とは特別の給付に対する反対給付（報償）

の性格を有するものであり、租税には該当しがたい。

なぜか以後、この売薬営業税と鑑札料を総称して売薬税と呼ばれていたフシがあり、十年後の明治二十年に至り、県令（県知事の職権命令）第九十号で、「売薬税ハ売薬営業税ト訂正ス」とされているから注意を要する。

なお売薬規則によるこの売薬営業税は、明治四十四年一月一日施行の「売薬税法中改正」のさい廃止となり、より課税率の高い直接国税売薬営業税として生まれ代わり、売薬印紙税とともに売薬税として、売薬税法の適用を受けることとなった。

明治十一年（一八七八）七月上旬族に対し金禄公債証書交付が開始されると、売薬業界は一段と活気づいた。次第に売薬業も興隆に向かっていた明治十五年（一八八二）に、売薬業は売薬印紙税規則（明治15・10太政官布告  
三号 明治1671施行）の痛打を受けた。明治十年以来課せられていた、直接国税（直税）売薬営業税のほかに、新たに間接国税（間税）の売薬印紙税が課せられることになった。

直税とは租税の実質上の負担者が、納税義務者と一致するのを原則とする。間税とは酒税・物品税のように被課税者は消費者であるが、租税負担が消費者より納税義務者へ転嫁されるもの、すなわち得意先に当たる消費者が納むべき売薬印紙税は、売薬人が配置する薬袋に貼られた売薬印紙を、その配置売薬人が消し印することにより納税に代わることになった。

理論的には消費者の負担であるが、実際的にはそれだけ薬価の値上げに通じ、需要が減退するだけでなく、得意先に寝かせておく配置薬価の三倍の資金を要するとされる売薬業にあっては、資金繰りが苦しくなり、さらには古薬引き揚げのさい、それに消し印されている既貼印紙代はそのまま売薬人の損失となる。売薬印紙税規則には「第一条 売薬ニハ必ず定価ヲ付記シ、其定価ニ從ヒ營業者ニ於テ左ノ割合相当ノ印紙ヲ貼用スベシ 印紙税ノ割合 一、定価壹

錢迄 印税壹厘 一、同貳錢迄 同貳厘 一、同三錢迄 同三厘 一、同五錢迄 同五厘 一、同拾錢迄 同壹錢 以上總テ五錢迄毎ニ五厘ヲ増加ス」とあり、すなわち、定価四錢では印税五厘、定価六錢・七錢・八錢・九錢でも印税壹錢、定価十一錢・十二錢・十三錢・十四錢でも印税壹錢五厘（以下同じ）となり、平均すれば定価の一分以上の印税となる。

なおこの「売薬印紙」と印刷された売薬印紙も、明治三十一年七月十四日勅令第百四十号により、「証券印紙、煙草

税目	税額	百分比
地租	八五六、二二一円	(七四・一%)
酒造税	一八〇、二四五	(二五・六%)
売薬税	八九、八六五	(七・八%)
証券印紙税	九、五五九	以下略
煙草税	六、八八六	
船税	四、五八六	
訴訟印紙税	三、八五四	
車税	三、一七八	
牛馬売買免許税	五七〇	
会社税	四四八	
銃税	二二八	
鉦山税	七七	
度量衡税	二六	
版權免許税	四	
計	一、一五五、七六三	

なお、円未満切捨てによる不足六円、売薬税は売薬営業税のことである。

印紙、訴訟用印紙、売薬印紙、登記印紙ヲ貼用スベキ場合ニハ、自今一様ノ収入印紙ヲ用ウベシ」となり、姿を消す。翌三十二年の印紙税法(明治32:3・9(法第322号)は、明治32:4・1(施行))は、「第一条 財産権ノ創設、移転、変更若ハ消滅ヲ証明スベキ証書・帳簿、及財産権ニ関スル追認若ハ承認ヲ証明スベキ証書ヲ作成スル者ハ、此ノ法律ニ依リ印紙税ヲ納ムベシ」とする。これを狭義の印紙税と解すれば、売薬印紙税は収入印紙をもって納付方法とする広義の印紙税にあたる。

明治十六年徴収の国税額合計一、五万五七六三円(円未満切捨て)を、税目別に示すと表のようになる(『明治十七年富山県統計書』)。

この新税、売薬印紙税により、「明治十四年の製産額三百五十万円より六百七十二万円に上り居りしに、翌十六年に八十五万円に激減し、行商人また明治六年大学東校廃止より八千余人に激増し、その後一万人に垂んとするに際し六千人に減ずるに至り、懸場帳も暴落し、明治十七年に至り富山県売薬の売上高六十五万円、行商人五千五百人に減ずるに至れり」(『富山県売薬同業組合沿革史』二二六頁)とする。売薬業は、松方デフレの影響による不景気も手伝って、目を覆うばかりの状態であった。

これは、この時の打撃により生産や配薬を一時的に手控えたことによる混乱と思われる。しかしこれを当時の『富山県統計書』により見ると、明治十六年の売薬製造二六二人、同受売七九七人、同行商八一二人に対し、翌十七年の売薬製造六一九人、同受売一五二六人、同行商八八八六人に増加したことになるが、県統計の混乱とみられる。これに対する反対運動は全国の売薬人達により、大正十五年(一九二六)四月一日廃止に至るまで、延々四十三年間も続けられた。業者は一致協力して、政府や元老院に陳情し、八方手を尽くして救済策を構じた。長期にわたる印紙税廃止運動の中から、団結の必要性を知り、政治運動に関心をもちようになった。国および地方の選挙に、代表者を出すようになった。それは江戸時代では領内差留に対する解除策に苦心したのとも似ていて、この業界には、避け難い対策として必要なことであった。先ず東京寄留中のもと売薬人、富山辰巳町鉢山試掘業永森佐平は、明治十六年二月より三度にわたり売薬印紙税規則につき元老院に建白した。

十九年になり、ようやく売薬印紙交換規則(明治十九年七月七日大蔵省令第三号)へと前進し、「第一条 売薬営業人所持ノ売薬中、性効ヲ失シタルモノヲ廃棄センガ為メ、既貼ノ印紙不用ニ属スル場合ニ於テ、一人分既貼印紙額一ト口拾円以上ハ、其願出デニ由リ左ノ割合ヲ以テ新印紙ト交換スベシ。一、既貼印紙拾円以上壹円ニ付 交換新印紙八拾銭 一、貳拾円以上壹円ニ付 同八拾五銭」となり、既貼印紙廃棄による損失がカバーされることとなった。

明治二十七年（一八九四）分諸印紙売捌高調（『富山県財政沿革誌 租税編』）によれば、同年の売薬印紙税一二万三七〇三円、登記印紙料四万二八五三円、煙草印紙税一万二三九九円、証券印紙税一万〇六九六円、訴訟用印紙料六六四四円であった。

なお明治三十六年の売薬印紙税を東京、大阪と比較すると、富山県は、二七万五七七一円であり、東京府の二二万一一七八円、大阪府の一七万一二三九円より大であつて、全国第一位であつた。前年の全国計一二三万二二四九円（三十六年より売薬印紙税は、印紙収入に一括計上のため不明）に対して二割強をしめた。

明治三十八年（一九〇五）売薬税法（明治<sup>38</sup>55法<sub>5</sub>）は、「第一条 売薬ニハ定価一割ノ売薬税ヲ課ス 第二条 売薬税ハ印紙ヲ貼用シテ納ムルモノトス…… 付則 売薬印紙税規則ハ之ヲ廃止ス」とする。しかしこれは十六年一月一日より施行の廃止を意味するのではなく、税率は一割均等となり、幾分軽減されたにしても、売薬印紙税が売薬税と衣更えしたものにすぎなかつた。

明治四十三年（一九一〇）売薬税法中改正（明治<sup>43</sup>324法<sub>44</sub>）あり、「第二条 売薬ニハ定価一割ノ売薬印紙税ヲ課ス」として、三十八年売薬税と衣更えした売薬印紙税は、今後は売薬税に含まれた間税売薬印紙税として、新設の直税売薬営業税とともに売薬税中に並び、売薬印紙税と売薬営業税を総称して売薬税と呼ばれることになつた。

この改正売薬税付則には、「売薬規則中……売薬営業税ニ関スル規定ハ之ヲ廃止ス」とあり、「第一条ノ二 売薬営業者ニハ薬剤一方毎ニ、一年間製造高ノ定価総額ニ応ジ、左ノ売薬営業税ヲ課ス 定価総額三百円未満ノモノ 金三円、定価総額五百円未満ノモノ 金五円」以上逓減され、最高は一〇万円以上ノモノ一〇二円となつた。これを明治十年売薬規則による、「売薬営業税 薬剤一方二付一箇年 金貳円」と較べると、最低課税額にしても一倍半の三円となつた。

これにつき、大正二年（一九一三）刊行の『滑川町誌 上巻』は、「本町は古来此売薬の産地なれば、頗る多額の税金を徴収せらるゝなり、今此納税人員を挙げれば、其営業人数は九十七人にして、又た其税額は参千八百五拾壹円に達せり、此税率は主として貼用印紙の多寡に拠りしが、更に本町売薬印紙貼用額、大正元年中使用したる四万五千五百拾五円を併算すれば、実に莫大の重税を負ふの義務に窮せり」と悲鳴をあげているが、定価総額は使用した貼用印紙により弾き出され、売薬営業税に該当する分は本来、明治三十年一月一日より施行の営業税法による国税営業税とは同一性質のものである。

大正十年の売薬印紙交換高につき、「山の如き廃棄売薬印紙交換高約八百万円」の題名で、「富山売薬は表面年を追つて隆盛の兆あるは人の知るところの如き、広貫堂本社のみ貼用印紙高三十四万二千三百七十円三十一銭五厘、即ち前年に比し約二割の増額……富山税務署が取扱った交換高を調べて見るに、総ヶ数七百九十一万三千三百十個、之が印紙額は四万三千九百二十四円八十銭九厘と云ふ多大に達している」（『富山薬報』大正11・2・25）とする。

大正十二年（一九二三）さらに売薬税法中改正（大正12・3・26 法二号）あり、（大正13・1・11 施行）「第一条ノ二乃至第一条ノ六ヲ削ル」となるが、第一条ノ二―六は売薬営業税を規定したものであり、売薬営業税は売薬税の中より消滅したものの、国税営業税法の適用を受けることとなる。

従つて売薬営業税と売薬印紙税との総称である売薬税中より売薬営業税が脱出したとすれば、売薬税と売薬印紙税とは同義語となる。「第二条、第三条、第五条及第十条中売薬印紙税ヲ売薬税ニ改ム」とする原因はここにあり、大正十三年一月一日の時点で「売薬印紙税」という税目は消滅するが、売薬税と名を変えて温存されたにすぎなかつた。

この業者にとつての長年の願望は、大正十五年（昭和元年一九二〇）における、我が国税制史上特筆すべき、中央・地方を通ずる大税制改革が行われたときの、「売薬税法ハ之ヲ廃止ス」（大正15・3・27 法五号）の十文字につきる。

これにつき、「売薬は主として下層階級に属する者が、医師の診療を受くること能はざる場合に消費するものにして、国民の保健又は治療上必要のものなるのみならず、若し本税を存続するとせば、實質に於ては殆んど売薬と同一なる新薬・新製剤に対しても、権衡上新に課税を為すの要あるべきも、斯の如きは衛生上・行政上由々しき問題にして、其の実行不可能なるを以て結局本税は之を廃止すること」(「税の見方」と記されている)。

これは、売薬税廃止の一年三カ月前、大正十三年十二月刊行された書の著者の予見であり、四十数年におよぶ反対運動も、はたして全国売薬人と消費者の利益が優先したものか、それとも新興製薬資本の利益が優先したものか釈然としないものがある。

#### (ウ) 売薬営業税付加税

明治四十四年売薬税法中改正(明治44.3.27法四号)あり、「第一条ノ六 北海道及府県ハ売薬営業税ニ対シ本税百分ノ三以内ノ付加税ヲ課スルコトヲ得、市町村及北海道・沖縄ノ区ハ、売薬営業税ニ対シ本税百分ノ五以内ノ付加税ヲ課スルコトヲ得」となる。

これは、国税売薬営業税のほかに、新たに本税の百分の三以内の県税付加税と、百分の五以内の市町村税付加税の賦課が認められたものであり、大正二年(一九一三)年度県歳入歳出予算では、「売薬営業税付加税八七七円(但国税金二万九二四五円)の百分の三」(『富山県議会史 第三卷』)とし、県では最上限を見込むものであった。

また市町村中、「大正二年度富山県富山市歳入歳出予算」書は「売薬営業税割六八二円」とし、付記に「売薬営業税予算額 壹万参千六百四拾五円 売薬営業税壹円ニ付金五錢」とし、県と同様最上限を見込み、「以内」の文字はなかなか生かされ難い。

なお、県税売業営業税付加税の五カ年平均税額は、大正元～五年度一〇一一円、同六年～十年一七二七円、十一年～十五年度（昭和元年度）一、二六九円（『富山県財政沿革誌 租税編』）である。  
地方税におけるこの付加税制度は、戦後の改正によりすべて廃止され、独立税となる。

(五) 国税営業税より営業収益税への推移

明治三十年（一八九七）の「市町村ニ於テ徴収スベキ国税ニ関スル件」（明治30年7月15日勅令第55号施行）は、「左ノ諸税ハ市町村ニ於テ徴収スベシ 一、所得税 二、営業税 三、自家用酒税 四、売業営業税」と規定された。これは国税営業税が同三十年一月一日より施行された後であり、国税中に営業税と売業営業税が並列しているが、のち大正十三年（一九一四）一月一日より施行の「売業税法中改正」により、売業営業税は国税営業税の中に吸収される。

この後二年三カ月で営業収益税へと脱皮するが、大正十三年国税営業税の適用を受けた当時の売業に係る営業税の業種は、物品販売業と製造業であり、これを営業税法より抽記する。

第一条 左ニ揚グル営業ヲ為ス者ニハ営業税ヲ課ス

一、物品販売業（以下三業種略す）

第二条 営業税ヲ課スベキ物品販売ハ、一定ノ店舗其ノ他ノ営業場ヲ設ケ物品ノ卸売又ハ小売ヲ為ス者ヲ謂フ

（中略）

一箇年ノ売上金額千円未満ノ者ニハ営業税を課セズ

第四条ノ営業者、其ノ製造場区域内ニ於テ製造品ヲ販売シ、及別ニ営業場ヲ設ケ、其ノ製造品ノ卸売営業ヲ為



スモ物品販売業トセズ

(中略)

第四条 営業税ヲ課スベキ製造業ハ一定ノ製造場ヲ設ケ、職工・労役者ヲ使役シテ物品ヲ製造シ、又ハ物品ノ一部ヲ助成スル者ヲ謂フ

(中略)

資本金額五百円未満ノ者、又ハ職工・労役者ヲ通ジテ二人以上ヲ使用セザル者ニハ営業税ヲ課セズ

(中略)

第十二条 営業税ハ左ノ課税標準及税率ニ依リ毎年之ヲ賦課ス

業名	課税標準	税率
物品販売業	売上金額	卸売ハ万分ノ五 小売ハ万分ノ十五
	建物賃貸借価格 従業者	千分ノ四十 一人毎二金一円
(中略)		
製造業	資本金額	千分ノ一半
	建物賃貸借価格 従業者	千分ノ四十 一人毎二金一円
	従業者ノ内職工・労役者	一人毎二金三十銭

右のように小営業者で国税営業税を課せられない者には、県税営業税と市町村税営業税附加税が課せられたが、零細業者には免税規定があった。しかし、課税標準が売上金額とか資本金額等とされたため、経営赤字の場合にも課せ

られた。

ところで、大正十五年（昭和元年）の税制改革により、「売薬税法ハ之ヲ廃止ス」となり、同日付にて「營業税法ハ之ヲ廃止ス」（大正<sup>15</sup>；<sup>3</sup>；<sup>27</sup>法<sup>三</sup>号<sup>大</sup>）（三号、即日施行）となった。そして同日付營業収益税法（大正<sup>15</sup>；<sup>3</sup>；<sup>27</sup>法<sup>三</sup>号<sup>大</sup>）（正<sup>16</sup>；<sup>1</sup>；<sup>昭</sup>和<sup>2</sup>；<sup>1</sup>；<sup>1</sup>施行）により、純益にのみ賦課されることとなる上、売薬人に対する課税も一本化し他の業種による營業人との差異はなくなった。

なお、純益金額四〇〇〇円に満たぬため營業収益税の課せられない者には、県税營業税と市町村税同付加税が課せられるのは以前と同様であった。

營業収益税法を抽記すると次のようである。

第一条 本法施行地ニ本店、支店其ノ他ノ營業場ヲ有スル當利法人ニハ、本法ニ依リ營業収益税ヲ課ス

第二条 本法施行地ニ營業場ヲ有シ、左ニ掲グル營業ヲ為ス個人ニハ、本法ニ依リ營業収益税ヲ課ス

一、物品販売業（動植物其ノ他普通ニ物品ト称セザルモノノ販売ヲ含ム）

（中略）

六、製造業（瓦斯電気ノ供給、物品ノ加工修理ヲ含ム）

（中略）

第三条 營業収益税ハ營業ノ純益ニ付之ヲ賦課ス

（中略）

第九条 個人ノ純益金額四百円ニ滿タザルトキハ營業収益税ヲ課セズ

第十条 營業収益ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

法人 百分ノ三・六  
個人 百分ノ三・八

富山商業會議所が、大正十五年（昭和元年）三月、營業稅と營業收益稅との比較検討のため富山市内各業種につき、標本予想調査した結果では、物品販売業（業種調査標本数二五）は營業稅一七〇二円に對し、營業收益稅では一九三七円（二三・八%増）、製造業（業種調査標本数一六）は營業稅一六八一円に對し、營業收益稅では二五二九円（五〇・五%増）と、いづれも相當額の増稅予想となつた。

次いで地方稅に關する法律第二十四号において、物品販売業・製造業を含む營業稅施行日に関し、大正十五年十一月十六日と決まる。

ここで「大正十五年・昭和元年度富山市歳入出決算書」により、同年度の富山市稅を見ると次のとおりである。（円未満は切捨て）

市稅	款		科	種目	付記
	項	目			
地租	付加稅	六七〇、三三〇円	地價割	宅地租一円二付四二錢、宅外地租一円二付九九錢	
特別地租	付加稅	一八、五六〇	特別地稅割	地價一円二付四錢四厘四毛	
國稅營業稅	付加稅	二一四	營業稅割	本稅一円二付、九一錢五厘	
所得稅	付加稅	九七、四二五	所得稅割	本稅一円二付二一錢	
取引所營業稅	付加稅	六〇、一四六	取引所營業稅割	本稅一円二付、一〇錢	
家屋稅	付加稅	二一五		本稅一円二付、四円一〇錢、四円二五錢	
		三八二、〇三三			

戸数 割別 付加税		九〇、九四九 二〇、七八五〇	業 業 業 割 割 割	芸妓置産業税一円二付、五二銭、他は一円二付七〇銭 業種は多く、課率も雑多である 所得高一〇〇円二付、五八銭八厘
特 戸数	別 割	税 〇	業 割	業 割
特 戸数	別 割	税 〇	業 割	業 割
特 戸数	別 割	税 〇	業 割	業 割

右の内売業営業に直接係る税は、国税営業税付加税、もしくは県税営業税付加税であり、また営業所得が一定金額以上に達した場合に課せられる所得税付加税（特別所得税を含む）もある。

特別地稅付加税は、地租を課せられるに至らない田畑に対し、取引所営業税付加税は有価証券や商品取引きに対するものである。

(オ) 売業税と商業會議所議員選挙権

明治二十二年（一八八九）制定の衆議院議員選挙法は制限が厳しく、選挙人は二十五歳以上男子、被選挙人は三十歳以上男子で、直接国税一五円以上納入者に限るとするものであり、翌二十三年七月一日第一回選挙が行われた。

明治三十三年（一九〇〇）法改正により直接国税が一五円より一〇円に下ったといつても、選挙権・被選挙権の付与されている者は、当時の総人口四四八一万人中九八万人であつて、二・一九%にすぎない。

四十四年一月一日施行「売業税法中改正」のさい直税売業営業税が新設され、同年「衆議院議員選挙法施行中改正」（明治44.5.3勅令三三号即日施行）により、同法第三十三条に「売業営業税」が加えられ、また、内務省告示二十二号により、府県会、郡會議員選挙資格に関しても、同年四月一日より「売業営業税」が生きることとなつた。

さらに大正五年（一九一六）六月農商務省令第十二号による、商業會議所法施行細則改正があり、東京・大阪・京都・横浜・神戸・名古屋以外の地において、「商業會議所の地区内に於ける納税の額に関する制限を左表の如く定む」とし、

「營業稅二十圓以上・鉅產稅二十圓以上・取引所營業稅百圓以上・売業營業稅二十圓以上……」。付則 第二十七條 本則は大正五年七月一日より之を施行す」とし、衆議院議員選舉法等に連動して改正された。

これにつき、同年七月十五日付「富山商業月報」紙は、「売業業は商工業の一にして、會議所に關係あるべきこと敢て一般の商工業に譲らず、殊に売業を以て唯一の特産とせる我が富山の如き……夫れ売業營業者が會議所議員の選舉權を有せざりしは、營業稅法に支配せられず、売業稅法に支配さるゝが爲にして、曾て売業營業者は衆議院議員及び府県會議員の選舉權を有せざりしといえども、既に法律を改正……あに独り會議所議員の選舉權を有せしむべからざるの理あらんや」と主張して快哉を叫んだ。

#### 四、海外進出の先駆者たち

明治四十二年九月、富山県売業同業組合発行の『富山売業紀要』の輸出売業の項には、以下の記述がある。

富山県輸出売業の嚆矢は、明治二十二年、土田真雄韓国に渡航し、売業業を開始したるに在り、日清戦役以後漸々輸出の歩を進め、明治三十一年隅田岩次郎、清国厦門アモイに於て、売業業を開始し、翌三十二年厦門広貫堂を設立す。三十三年寺田久藏清国上海に於て売業店を開き、丸三薬房と称す。尋て藤井論三同地に於て売業業を営む。三十六年大崎金次郎、奥野伝七布哇ブワイに於て売業業を営む。

日露戦役後は、売業の輸出よまに振い、殊に輸出売業の免税となりし以来は、既に輸出せる清、韓国等は云々までもなく、更に米国及び、印度地方等へ輸出するもの少からず。現に輸出売業に従事する重なる人々左の如し

として、明治四十年代の輸出売薬従事者の人々と会社名は次のように記載されている。

長谷川伊三郎、羽根平三郎、富山薬剂株式会社、豊田安之助、富山薬業株式会社、大崎政太郎、奥野定次郎、荻原甚次郎、重松<sup>かまづ</sup>佐平、高桑直助、宝井勘四郎、田知本忠重、田中久義、田知本伊平、土田真雄、中田清兵衛、中川久正、内外薬品株式会社、長棟六郎、村澤金廣、桑田銀次郎、松本イト、合名会社丸一大薬房、藤井諭三、寺田久藏、阿部初太郎、浅野正之助、佐久間文明、佐藤菊次郎、島善平、島田治三郎、島康親、日南田宇八郎、隅田岩次郎、利波由太郎、村田安兵衛、下間衛、打井金太郎、石橋治郎、城石松次郎、河部平五郎、青木久平、横江清次郎、佐伯権三郎、金盛兵藏、若林良之助、金岡又左衛門

の四十三名と四社である。さらにその売上げ等について、

両三年来各輸出売薬本店、並びに輸出地所在の各支店に於て製造する一か年間の売薬定価総額百万圓以上に達したり、又去三十八年以来、富山市内の各本店より輸出する売薬の統計は、左の如くにして、一昨四十年の如きは、定価総額二十万圓以上に達したり。

明治三十八年以来富山市各売薬本店ヨリ輸出スル売薬統計

年 度	製 造 薬 価 格	売 得 金
三十八年	七五、一八〇円四一〇	六〇、一四四円三二八
三十九年	一五八、六〇七	一二六、八八六
四十年	二〇一、四三八	一六一、一五〇
四十一年	一三四、二二六	一〇七、三八〇

と記されている。なお北陸銀行の『創業百年史』には、「富山売薬の海外進出は、明治十九年に藤井論三がハワイへ輸出したのが始まりで二十二年には土田真雄が韓国での売薬配置を開始した。」としている（北陸銀行『創業百年史』七八五頁）。以下、地域別に述べる。

### (ア) 朝鮮半島

明治二十二年、土田真雄氏が韓国に渡り、売薬を始めたのが輸出売薬の嚆矢とされている。『富山県売薬同業組合沿革史』に輸出売薬に関する記載が登場するのは、明治三十五年、ハワイに向け渡航した大崎常治郎、同梅次郎兄弟（富山市）についてであり、朝鮮半島での売薬の状況は、把握できない。しかし、朝鮮半島へ売薬行商が出かけていることは事実である。即ち明治二十八年四月、上新川郡滑川町大字高月村の平民、伊藤清助長男、伊藤清四郎に与えられた旅券章には、次のように記載されている。

「右は売薬商業の為朝鮮国釜山へ赴くに付通路故障なく旅行せしめ且必要の保護扶助を与えられん事を其筋の諸官に希望す、明治二十八年四月十八日 日本帝国外務大臣従二位勲一等子爵 陸奥宗光」とあり、半島での売薬を明確な目標としていることがわかる。

また、明治二十七年四月、富山日報に、京城明洞羽多野松太郎方高砂安之助氏が寄稿した文書を見ると、朝鮮半島での市場の将来性に着目し、何よりも言葉を覚えよと次のように述べている。

売薬業者諸君、薬学校に韓語科を加へ、商業会議所の決議を以て、或は留学生に、或は視察員を派出して、大いに富山売薬の販路を拡張せられん事を望む。実に売薬事業は前途有望なり。薬学校卒業生諸君、売薬家諸君、

奮つて起てよ、言語さえ分明なれば、或は農業に、惑は漁業に、現時韓人の智力は、日本帝国の豊太閣時代の能力なり、言語さえ通ずれば、何事も成功するなり、渡韓の人には出来得るだけの便宜を与えん。

〔資料集成〕九一七頁

「富山市売薬業調査報告書」〔内藤記念くすり博物館蔵〕によると、明治四十、四十一年の輸出売薬は、大略して示すと清国が約三〇〇万個、十七万円、そして一五〇万個、九万円と断然一位、韓国が、約十五万個、八二〇〇円、三十万個、一万六〇〇〇円で二位となっている。三位のシンガポールが、約八万個、六〇〇〇円、一万九〇〇〇個、一万五〇〇〇円である。このほか四十年では米国五〇〇〇円、インド四〇〇〇円、ハワイ三〇〇〇円、ジャワ二五〇〇円、ロシヤ二七円である〔資料集成〕九一九頁。四十一年の清国の激減は、銀価の下落と農作物の不作によるものと見なされている。

販売方法は、「主として店舗を開き、若しくは現金勘定を以てし、韓国のみは、近年に至り配置売薬即ち、信用的取引をなすに至れり。」と記されている。推測するに、韓国では、十数年経過して、配置制が定着したものであろうか。また更に、彼地の状況を次のように述べている。

清国並に韓国等に於て、売薬業の斯くの如く発展するは、共に医士の欠乏及び、生活程度の低きとに依るものなりと。即ち医士に関しては、養成所の如きものも極めて少なく、従つて、何等試験又は免許等のことなく、書を読むものが、片手業に数冊の医書を読み、知人間に施術して効果を納め、或は薬店の番頭が数年間の実験により、多少常規を知れば即ち已に医士たるを得るなり。されば、其の技量本邦売薬業者と選ぶ所なし。否我売薬業者に及ばざる事、遙に遠きものなり。茲に於てか一度売薬の効験彼等に熟知せられ、彼等斯く売薬を服用する所



以なり。殊に彼等の生活の程度甚だ低きを以て、邦人の医士に悉く治療を依頼する事は、到底彼等の為す能はざるところなり。即ち現時売薬の賞讃され、之れが需要益多大ならんとするもの又此の他によりて来る所なし。而して、将来彼等が教育を受け、漸次衛生の何たるかを解するに至りては、売薬の需要層一層の増加を見んこと、敢て過言に非らざるべし。

(『資料集成』九一九頁)

また『富山県売薬同業組合沿革史』によると、明治四十五年六月二十日現在の朝鮮半島の売薬は、次のようである。

朝鮮には、広貫堂の行商人七、八名渡り、その収益も一万五、六千円に上り、他に個人営業の者八、九名あり。その収益する所八、九千円なりといえども、その範圍たるや釜山、京城に近き一帯のみにして、發展すべき余地が如し。唯だ朝鮮薬律の発布と共に、二重税を課せられる事ありとせば、売薬業者にありては、一大打撃たるべきも、当業者側にては徴税の消息明ならずと云う。

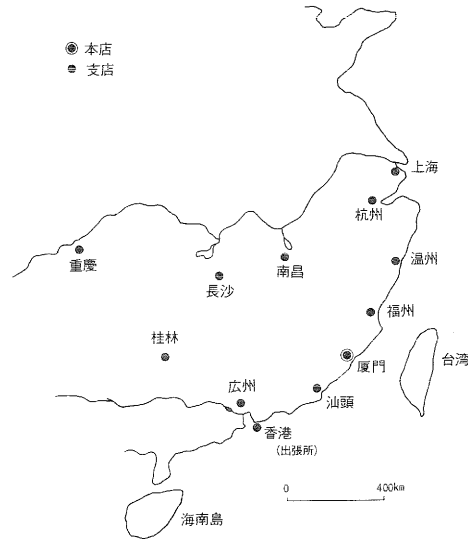
#### (イ) 中国大陸

明治二十八年の初め、日清戦争が終るや、富山の売薬行商人が中国の大連湾や威海衛方面を巡察したことが、富山日報四月二十九日号に報ぜられた。

また明治三十一年、隅田岩次郎氏が、南支の厦門アモイで売薬をはじめたが、これが中国大陸での本格的売薬である。

以下、富山市蓮町居住の隅田三郎氏（大正六年七月二十一日生）に、父岩次郎氏にかかわる聴きとりをメモした。これによって明治後期の中国大陸売薬の実態としてとらえたい。

隅田岩次郎の配置売薬業の拠点



隅田三郎氏の父、岩次郎は、明治後期から大正にかけての富山県の代表的な輸出売薬業者の一人であり、中国各地に支店を設けていた。三郎氏は、岩次郎の没後、中国へ渡り、同地で支店の経営を引き継ぎ、終戦を迎えた。現地からの引揚げと同時に、事業も終焉したという。岩次郎は、明治十年生まれ、大正八年四十二歳で没した。岩次郎は、明治三十年代の後半に、まず台湾へ渡り、行商を行った。行商地域は、台北・台中・高雄などで、対象は現地人の高砂族を主体に行っていた。彼はこの台湾売薬を外進の足がかりとして、明治三十八〜九年頃中国大陸へ渡った。

支のみならず、中支にかけて、十二の支店を設置した（廈門・福州・温州・汕頭・広洲・長沙・重慶・上海・杭州・南昌・桂林・香港）。主体は南支である。香港は、華僑との貿易の関係から、一時出張所（連絡機能的なもの）を、中国人薬房の中に設けていた。

十二の支店には、「広貫堂」の看板を掲げて商売した。富山の広貫堂とは、全く無関係のものである。何故、広貫堂の名称を使用したかは三郎氏には不明であるという。この件で富山の広貫堂からクレームがついたこともなかった。

隅田氏の家は、富山市内の清水町にあったが、建坪だけで五〇〇坪もある広大な屋敷であった。屋敷内に製薬施設を設け、女工を二〇人ぐらい雇っていた。製薬事業は、大正の末まで継続していたが、岩次郎が大正八年に没したこ

ともあり、昭和に入ってから止めた。

また、富山の本宅の他に、大阪の玉造に別宅があった。これは、神戸や大阪の税関で、輸出手続を行う関係からである。当時の仕出港は、主として大阪からは清国や韓国。横浜はハワイ、アメリカ。神戸は清国、韓国、ハワイ、南洋方面へ輸出するものであった。

中国での事業は、厦門を拠点に、順次支店を増設する形で行われていった。支店には、親戚縁者を配置した。各支店には、五人ぐらいがおり、うち一、二人が日本人で（支店長を含む）、他は現地の中国人を使用していた。

中国では、排日運動が激化し、支店の窓が破られるようなこともあった。排日運動は、全国一斉とまでは進展せず、地域によって展開の様相も異っていた。従って、排日激化の際は、一時引き払い、沈静化すると、再度進出するといふ形態であった。

売薬の販売方法は、日本から届いた薬を、支店で小売する。一方で、現地の中国人薬房（薬局のこと）へ卸す形をとった。もちろん薬のラベルは、すべて漢字で印刷していた。商品の中心は、「隅田千金丹」（胃腸薬、正鹿のマーク）に「生春丸」（万能薬）などで、また除虫菊の粉も扱っていた。隅田千金丹は、売れ行きがよかった。偽造品が出回り、裁判をおこしたこともあった。

岩次郎氏は、進取の気性に富む人であった。それだけに、大陸での商いは、手を広げすぎていて、彼の死後は、収拾がつかなくなった。

このため、福州、厦門、汕頭の三店は、当時支店長をしていた大間知氏（福州）、中林氏（厦門）、高林氏（汕頭）にそれぞれ権利が移譲され、独立するに至った。三氏は、いずれも隅田の親戚にあたる人達である。そして三氏とも、「広貴堂」の名で営業を続けた。

次に当時の中国の事情を「富山市売薬業調査報告書」(内藤記念くすり博物館蔵)は、次のように紹介している。

少しく支那売薬の事情を記さん。疾病を得たる者は、医又は売薬によりて之を癒さんとするは、勿論なれども、支那人は、西洋薬に對して、如何なる感を懐けるか、如何にして之を用ふるかは、聊か注意すべきことなり。支那人は、自国の医師を請し、薬劑を購うにも、中に猜疑心深く躊躇數番の後に非ざれば決せず。最も西洋薬に馴れたるは、広東人にして、他省人は妄まがりに服用することなし。医不三世不服其薬とは、彼等の性情の半面を顯せるものなり。彼等には、洋薬劇烈に過ぎずやとの念を抱き、多少時世に通ぜる進取的の人と雖も、尚西洋医業外科に於て、優れりと雖内科殊に小兒科は、漢法を以て優れりと思惟せり。

されば、現下洋薬の需要者は、支那人中泰西文明を呼吸せる者のさなくば、貧賤なる下等人民にして、中上等社会の人は、病患危殆に陥り、百方策つきたる時に非ざれば、用ゆること稀なりと云う。

今、長江一帶の地域に行わるる、主なる病名をあぐれば、マラリヤ、チブマラリア、混合熱、バリフラインフルエンザ、黄疸、喉頭焮衝、ヘーフヒーウア下痢、赤痢、レクテテス、腹潰瘡、神經痛、中暑、眼病、肺勞。

支那人の衛生思想なきは、自分の居辺を不潔にするのみならず、其の市街等の設備も、不完全にして、飲食料水の不良、市街の下水道より発散する泥瘴氣等の為、熱性患者殊に夥しく、初めて渡清の者、時としては、一年數回の襲撃を蒙ることあり。その他、リユーマチス、局部凸腫神經痛、徽毒等の病多し。而して又、支那人は頗る迷信強く、其日其日の運命の如きも、総て運卦に依つて判断して、少しもこれを疑わず。屋号なども、凡て縁起のよきものを使う故、売薬家が、商標等にも、大注意せざる可からず。我国より輸出する人造麴香の中にも、仁寿堂は、其の文字の目出度を以て、非常に喜べり。又支那婦人は、主人留守中には、決して他の男に商せざる

習慣あり。若し、此時に於て、他の男子の面会を求むる者あれば、啻に面会を拒絶するのみならず、周章狼狽して、逃走すると云う。故に売薬家は、常に此等の点に意すべきなり。

而して、又同じく清国中にては、上海にては、日本人嫌忌する傾向あり。これに反し、北清地方は、例の義和團事件等、日本人に恩沢を蒙むれること大なるを以て、大に、日本人を歓迎するが故に、売薬の店を出すにも、天津地方は、最も適当ならんと信ず。

〔資料集成〕九二〇頁

風俗習慣等、生活が大きく異なる中国大陸での商業は、筆舌に尽しがたい苦勞が伴つたものと思われる。

明治四十二年七月、八月の「富山商業會議所報告」は、営口での日本薬品の取扱店をあげている。日本商店六店、支那薬舗二二店である。「尚此等日本薬舗よりは往々付近各地へ売薬行商を出すことあり、また、売れ行き良好な薬品は、一仁丹、二清決丸、三宝舟、四大学日薬、五毒掃丸、六次亜燐をあげている。そして「清国人向き売薬に關する觀察及意見」として、一医を聘する程にあらざる軽症、二疾病の初期尚ほ重態に至らざるとき、三旅行用、四医師に乏しき地方、五救急処、六無病者の予防的服用、七貧困者、八治病的觀念。即ち我邦人は此の如き広範圍に向て売薬を服用するを以て、現今の如き効能薄弱の売薬も尚ほ相応に売行あり」(『資料集成』九三三頁)と述べる。

明治四十五年六月の中国売薬は、『富山県売薬同業組合沿革史』によれば、次のようである。

漢口……島兄弟商會の経営せるものの外、三箇の商會あり。其の売上総額は、二万圓を超過し居る由なるが、是等の商會は、必らずしも、売薬をのみ営むものにあらず、他に副業をなすものあり。革命以前には、彼地にて製薬所を建設し、大いに發展を試みんとすの計画ありしも、革命乱勃発のため、一時中止となれり。

海城には、藤、炭田、内外薬品、荻原の四商會あり。商況良好にして、売上高四万圓を超過す。

北清にありては、奉天の佐藤商会の獨り舞台にして、その売上高は五千圓に達し、當口には、日露戦争後、二人の行商人居るもさしたる取得あるを聞く事なく、浦塩には、一時売薬を計画しある者ありしも成功せず。

(ウ) 台湾

明治二十八年七月二十七日の「富山日報」は、広貫堂の台湾売薬への取り組みを次のように伝えている。

当市、梅沢町広貫堂にては、先きに堂主村沢金廣氏、支那朝鮮等の状況を視察し、大いに売薬拡張の計画をなせしが、氏の帰着以来夫れぞれ、拡張の件に付調査する所あり。今度は、愈々台湾に向つて、売薬を弘めんと云ひ、此程堂主より、相談役及び議員を集めて、協議せしに、孰れも同意を表し、台湾に支店を設け、十余名の監督者を派出して、売薬行商をなすことに内決し、昨日は、午前八時より堂員一同を召集して、協議したるに、是亦異議なく通過せしより不日開設する通常会議の一議案として、發付する由に聞けり。また、台湾の事に就ては、兼て精査せし者もあり、収益の目的も十分なる由なれども、何分同地方の騒乱未だ止まず、万事不整頓なる折柄なれば、一時苦痛を感ずる可しと雖も、此辺は、予め能く覚悟し、百折不撓、未來に富山売薬の声価を挙げ、個の収益地と為すの決心なりと聞けり。

洵にかかる次第とせば、富山売薬の面目茲に一新し、是れまで、我が売薬業を輕侮したる他邦人も、頓に警醒するところあらん。広貫堂、今回の一挙亦富山市の為に、悦ぶ可きなり。

かくして、広貫堂は第一回台湾売薬販売派出員として日南田宇八郎、井上唯太郎、吉本吉次、中川俊一、藤井諭三の五氏を派遣し、販売にのり出すことにした。五人は明治二十八年十月一日、横浜を出航、七日に到着した。基隆、

台北、台南の三市に商店を開き、鉄飴、脚気薬、清心丹、神薬、解熱丸、快通丸、痢病はら薬、鎮虫丸、胃散、目薬、千金丹、救衆湯、インキン、タムシ薬、宝丹、無二膏、即功紙、沃土ホルム劑膏薬を、現金販売した。しかし、病名や効能書は、内地向けのままで、現地人には、通じないものも多かったようである。

病気は、脚気、梅毒、癩病、腫物、創傷が多く、治療不十分な状態にあり、売薬業は将来最も望みあるものの一なりとされた。また明治二十九年七月十五日の「富山日報」には、

偶たま々我軍隊の通過駐屯する処ろ軍夫職工等、携帯の宝丹、キニーネ丸、其の他有合せの売薬を与えて、手当を施すに、彼等は、老若男女を問わず、先生、先生（医者の意）と称して、薬を乞うの有様、あわれにも、又五月蠅うるさくほどなりしが、既に其の当時に於て、彼等は日本に良薬あるを知り、日本の売薬を厚く信用せり。富山の広貴堂は、昨年十月以来、富山固有の行商方法により、先ず取敢ず、取次所を新竹付近の地まで拡めたるに、頗る好結果を見たり。

只茲に、注意を促すべきは、上包の体裁にして、彼れ素より福、寿、囀等の文字を非常に愛し、且つ金箔を好むが故に、金文字に印刷するは、尤も妙ならん。また効能用法等も、漢文になし、且つ彼等は我国に比し、生活の度低きが為、価少なるを欲するより、五銭の物なれば、尚之を分けて一個二銭、或は三銭位の小包となす方よろし。目下、台湾土人に売行よきは、宝丹、清涼丸、千金丹、解熱薬、精錡水、膏薬にして、日本人向は、宝丹、解熱薬各種梅毒の薬なり。

（資料集成）九一四頁

と記されている。派出員は、詳細に彼地の実情を調査したものと考えられる。

『富山県売薬同業組合沿革史』の明治四十五年欄には、「台湾には藤井、中川の両商会あり。前者は四万円、後者は

一万五千円余の収益あり。他に桑山商会の配置売薬をなすあり。その景況佳良にして、将来有望なるべしと伝えたりき。」と載っている。

この年の輸出売薬の総額が、約二十九万円である。藤井、中川の二商会で、五万五千円の売上げは、相当なものを見做せる。

(五) ハ ワ イ

ハワイについては、富山の移民安森佐助の活動があった。「富山日報」の記事は次のように伝えている。

布哇国へは、今より十年前、单身赤手労働出稼者として渡航したる、本県上新川郡安養寺村、安森佐助氏は、夙に起き、夜に寝ね、人の酒に耽けり賭博する暇に、勤儉貯蓄し、竟に布哇国の都府ホノルル府ヌワイ街にて、一雑貨店の主人となり、去る明治二十六年、父祖墳墓の地、安養寺村へ墓参の為に帰りし時の思い付きが始めて、爾来、年々数千円の売薬を仕入れ行き、昨年、一昨年とも、三月にさえなれば、主人自ら他の仕入用と共に横浜より富山に來りて売薬を仕入れ、目下、袋町寺田青陽堂より安森氏に送れる蒼鉄丸、明治丸、春丸、熊胆丸、五臟丸、蒼龍丸、神丹、通じ丸、実母散、妙振り出し、如神丸、セメン円、反魂丹、感応丸、司命一角丸等、内地供給の価格に三倍計りの定価を付せしもの、一回に五百円乃至千円のを輸出する由。」

〔富山日報〕明治二十九年一月九日

明治前期に既に富山売薬は、本県人の手によって、太平洋の中央、ハワイに紹介されていたことになる。さらに、明治三十四年七月、「富山日報」掲載の「布哇だより」には、当時のハワイの事情と、安森氏の消息が伺える。



帝国の大植民地として、尤も多数の居留民を有する当布哇に於ける売薬の現況は如何なるかを、秃筆ながら、些か諸君に御紹介申上度候。定めし諸君には、御承知にも候わんが、現時、布哇の在留本邦人は、五万有余人の多きに達し、その多くは労働者のみ。此の労働者が、斯く数千海里を隔つる異域に在つて、病む事あらんか。其の時は、唯だ医師と売薬との兩者あるのみ。然るに、僅少なる労銭を得て、嘗々たる労働者は、如何にせんか。医師の家に至れば、壹回の診察料として、金貳弗、外に一日分の薬は、少くも五拾仙以上を要する次第にて、一度医師の家に至れば、直に日本通貨五円以上を消費せざるを得ざる様の訳合なれば、成るべく医師の家に行くを避けんとするは、人の情免れざる処。

此の時に當つて、只だ便りとすべき者は、売薬の一あるのみなれば、売薬は、實に有望なる業と考えられ候。然るに、此の有望なる売薬業が、今日まで何県の人に依つて営まれ居る哉と云うに、殆んど山口県人の専有業となれる有様に御座候。

(中略)

海外売薬者として、其の名を知るは、唯だ朝鮮に於ける土田氏一人のみ、而かも、朝鮮と布哇とは、国土に於いて、居留人民に於いて、其の富に於いて、諸君の熟考に預り度処に有之候。今にして、貳百有余年前の八重崎屋源六あらしめば、布哇に於ける日本人間、否土人間にも、富山の富山たる売薬の名を輝し居る事は疑いを容れざる処と存候。昨年迄は、当府に上新川郡人にて、売薬店を出したるものありしも、他の商業の為、失敗して、既に閉店せり。

顧みれば、實に情なきことにて、嗚呼一人の八重崎屋あらざるか、との嘆声を発し申候。小生が斯く云えば、吾が友人諸氏は一笑に付し、且つ改めん。小生はこれを知れり。小生は素より在郷中売薬を以て本業とせり。さ

れば、一昨年諸君と袂を別かつに当り、我が本業として、富山市人の義務として、必ず其の業を試みんと決心せり。

然れども、小生素と、無資本にして单身入哇せしもの、俄かにこれを営むを得ず。なお、両三年間は労働に服し、多少の資本を得て、曩の誓言は必ず断行せんことを期し居候。今、我富山市の青年諸氏が、拡張策として、海外視察員派遣云々の決議ありしを聞く。若し、当布哇国に志すあらば、小生及ばずながら、応分の便宜を与えん。且つ、斯業を営む方法に就いては、大に日本内地と其の趣を異にする点少なからず候に付、御照会だにあらば、小生も今日まで調査したる結果は、惜しまず御報道申し上げ可く候。

青年諸君、健在能く拡張を策せられんことを祈る。匆々。

若し、御照会の節は、ホノルル府武田商店内郵便函九八六、富山県人として小生宛に。

投稿者は、y・e生と記されて、詳かでない。しかし、売薬経験者の眼を通して、ハワイの市場性を分析、本県の青年に海外売薬を奨励している点は、極めて興味深い。

此の呼びかけに、富山売薬同業組合や売薬青年会は、しばしば取りあげて反応を見せた様子である。しかし、土地不案内と資金面から実現は未だしであった。

明治三十五年三月十二日の「富山日報」は、渡布して、y・e生の呼びかけを實現しようとした青年を報じている。

今度、売薬青年会員たる当市東田町の大崎梅次郎氏は、その実兄常次郎氏が、両三年前より布哇に在りて、土地の実況等に通じ居るところより、之と共用して、彼の地に富山の特産たる売薬の店舗を開いて、大に富山売薬の新販路を得んと決心し、製薬等の準備をなしつつある由にて、既報の如く施行免状下付方を、その筋へ願出た

るが、多分、来る四月中旬に渡布する計画なりと聞く。

(『資料集成』九一六頁)

十年後のハワイ売薬については、『富山県売薬同業組合沿革史』が、

布哇には、奥野商会あり、専ら在留本邦人を目的とし、三名の店員を利用し、堂々営業し居れるが、収益は一万圓を下らずと云う。且つ、濠州、印度、南米、北米等、本邦人の在留する処には、必ず多少の売薬輸出し、將來拡張の望あるも、これ等の地に於ては、安逸の売薬との競争を免るる能わず、極めて不利なる地位にあり。

然も、現在海外売薬より、本県人の獲得する処、二十万圓以上に達し居れり。

と報じた。

## 五、売薬資本と近代産業の導入

日本経済の近代化は、明治期の企業設立ブームによって進められた。富山の売薬業者たちの中には、株式投資や企業家として、この新気運に参画する者が現われた。彼らの蓄積した商業資本と各地を廻って体験した新時代のビジネス感覚は、商人から企業経営者への変質を派生した。こうして富山地方の資本主義経済形成に大きく貢献した。

このうち最も顕著なのは、売薬業者の銀行業および電力業の二大近代産業における進出であった。それは売薬業者数の多かつた、また有力な業者たちがいた富山の町を中心にしてきた。それにまた滑川や水橋といった新川地方での活躍も見られた。やがて富山県が経済県として発展する基盤は、実は、ここに形成されたともいえるのである。

## ㊦ 銀行業

### 富山第二百二十三国立銀行の設立

明治初期における日本経済の近代化の一環として、資本蓄積の少ない実情から、金融面においては、国立銀行の設立が急務としてあげられた。明治九年の国立銀行条例の改正により、全国的に国立銀行設立の動きが活発となり、富山でも有志の間でこの設立の気運が盛り上がってきた。

明治十一年に、富山第二百二十三国立銀行が資本金八万円をもって成立した。その発起人の中心は、頭取になった前田則邦と副頭取の密田林蔵や取締役の中田清兵衛それに関野善次郎、岩田伊七郎等であった。密田、中田の二人は、富山で著名な売薬業者であり、関野、岩田は呉服商であった。引受株数はそれぞれ三〇株であった。

中田家は、砺波の般若村茶ノ木の出身といわれ、屋号を茶ノ木屋と称した。茶ノ木屋は富山売薬の原料薬種の卸売商であり、薬種問屋である。大阪その他から原料薬を買い集め、富山で売薬業者に卸売りをした。代表的な薬種問屋としての老舗の地位を保ち、富山有数の資産家でもあった。

密田家は、江戸時代は能登屋の屋号で薩摩売薬の組頭として活躍した。蝦夷地の昆布を太平洋回りで薩摩に送るといふ壮大な海運によって薩摩売薬を定着せしめた。また反魂丹役所の町方役人を勤めたり、明治時代に入っても売薬人総代になるなど、地方の代表的な商人であった。中田、密田の両家は、江戸時代からの名門であり、代表的な売薬業者であった。

### 同行の繁栄と金沢第十二国立銀行の合併

富山第二百二十三国立銀行は、当初資本金は八万円で出発し、同十二年の業績は利益金四九六円をあげ、配当率は一一％であった。十六年には、資本金は一三万四、利益金一万二五〇三円、配当率一四％にと、目覚ましい業容の伸

展がうかがわれた。なかでも預金は三万円から二六万円に急増したが、取引層は商業者が圧倒的に多く、九割をしめたが、それは「同行の設立主体が売業者を中心とする商人たちであったことによるものであろう」と、北陸銀行の『創業百年史』は解明している（北陸銀行『創業百年史』三二〇頁）。

こうして同行は、着実に内部蓄積を進め、高収益・高配当を確保していった。他の銀行のなかには士族や地主が経営者になり、放慢経営に流れ、やがて経営困難になり、ことに不況の波に、ひとたまりもなく倒産した例が多い当時としては、特筆すべきものであった。そして明治十五年に早くも大阪支店を設置するなど、当時の地方銀行で県外に進出することが稀な時に、これを断行し、ユニークな存在であった。さらに明治後期には北海道の開拓が進むところに手広く進出した。

明治十七年に同行は、金沢市にある資本金二〇万円の金沢第十二国立銀行と合併し資本金は三三万円となった。新銀行の役員は双方とも四名計八名からなっていた。しかし翌十八年には、金沢からの役員は一斉に退陣した。この間の事情については、金沢第十二国立銀行はとくに経営不振ではなかったが、富山側の経営の積極的拡大策が効を奏したものとせられ、しかも「いつも名よりも実をとる富山県人の常として、本店を富山に置き、商号は金沢市にあった元十二銀行を踏襲することになった」とされる（北陸銀行『創業百年史』三二二頁）。こうして富山第十二国立銀行が成立した。

この富山第二百二十三国立銀行にせよ、富山第十二国立銀行にせよ、その経営の実権は、売業者であった中田清兵衛と密田林蔵にあった。初代頭取は、前田則邦で、藩主十代の孫で分家に当たっていたが、十七年に辞任した。その後には名目上も中田清兵衛とその子供が大部分の期間を頭取となり、大正、昭和そして戦後に及んだ。密田林蔵はその親類に当り、副頭取あるいは取締役を勤めてきた。

同行は、初期には、売薬業者の預金、貸出金が多く、広貫堂に出張して広貫堂の出納をすべて取扱っていた。広貫堂は、富山県の製薬のほぼ三分の一を取扱う代表的な製薬会社であった。この派出所は原料薬の大阪その他からの仕入れ代金、従業員の給料支払い、また売薬行商人の仕入代金の旅先からの送金など一切の金銭事務を担当した。昭和十八年に後身の北陸銀行が新たに発足するまで、五十数年間継続した。

#### 中田、密田両家のその他の銀行設立

なお、時代は下つてのことであるが、中田清兵衛と密田林蔵の二人が中心になって、明治二十九年に北陸商業銀行を設立した。資本金百万円であった。もともとこれは、十二銀行が国立銀行から私立銀行に転換する際に、大幅な増資の便法として創立されたのであった。

さらにまた、中田清兵衛と密田林蔵は、明治二十六年に開業になった金沢貯蓄銀行と富山貯蓄銀行の設立の中心的役割を果たし、それぞれその頭取になった。いずれも資本金三万円で、十二銀行の傍系として深い関係にあった(北陸銀行『創業百年史』五一―四頁)。

このように、明治初期の新時代において、富山売薬業者の代表的人物が、いちはやく国立銀行の発起人となり、経営の中心人物となっていた。その後も両家は、十二銀行や金融機関の頭取や取締役の地位にあった。また同行は、明治三十年に民営の十二銀行になったが、その後は中田、密田の両家のほかにも、役員として経営に参画する売薬業者が現われた。田中清次郎、松井伊平、阿部初太郎などの大手売薬業者たちがそれである。

#### 第四十七銀行と売薬業者

次に他の銀行経営をみよう。第四十七銀行は、明治二十四年に千葉県八幡から富山市に移転してきた元国立銀行であり、富山で改組された。ここにも著名な売薬業者が役員として参加した。宇津善吉、中田太七郎、金井久兵衛、金

岡又左衛門、沢田金太郎などの富山市内の有力業者が経営陣に名を連ねた。

### 富山県内の売業者の銀行設立

富山売業者の中でも、中田、密田のような大手の業者は、近代産業として銀行業の経営を企てまた実行を成就したが、業界自体の融資を主目的として銀行を設立した者も少なくない。明治二十六年に設立認可をうけた滑川銀行では、経営陣の半数以上が滑川町の売業者であった。早川久助、早川久之丈、鷹取嘉三郎、加藤甚右衛門、神保東作、山淵久平などであった。また明治三十年に設立認可された水橋銀行でも佐々木平兵衛、佐々木久太郎、石黒七次が加わった。

これらは、富山の町を除いて、売業者の活発な滑川、水橋、四方などにみられた。中でも四方よかた銀行の場合は、売業者がその全体を占めた。

富山藩の海の玄関口である四方は、海運とともに売業の町でもある。明治維新後は陸運の発達に伴って海運は衰微し、売業者が町の主な産業となった。明治三十九年に、売業者の本郷勝重、本郷清吉らの発起によって、同業者と推測される会員二〇名が各自二〇円を積み立てていく「積徳せきとくだん団」という積金会が組織された。これが満会となった明治四十四年に「四方共益株式会社」になり、積立金を基礎とした金貸会社を組織した。翌大正元年に資本金五万円の四方銀行となった。役員は地元の売業者で占め、本郷勝重、白石又三郎、増山作次郎、池田清八郎、浜谷園太郎、内田幸次郎であった。利用者は売業者が中心であった。その後、業績はしだいに伸展したが、昭和恐慌の余波をうけ、昭和五年に岩瀬銀行へ吸収合併された（北陸銀行『創業百年史』四二八頁）。

### 富山売業信用組合

次に、売業者の経営に必要な資金の貸付、あるいは預貯金の便宜を図る他の金融機関として、富山売業信用組合の

成立があげられる。明治三十五年のことである。もちろん富山第百二十三銀行や十二銀行において、売薬業者に対して金融の道は開かれていた。しかし多数の業者が気軽に金融をうけられる道があることが望まれ、また懸場帳のほかに担保を提供することのできない零細業者には、とくに金融の道が望まれた。

こうして売薬業者のために、富山売薬信用組合が設けられた。設立発起人は、中田清兵衛、阿部初太郎、沢田金太郎、密田林蔵以下一五名の大手売薬業者であった。現在の富山信用組合の前身である。ほかに水橋町と滑川町でも、三十五年と三十九年に売薬信用組合が設立された。いずれも商人に対して懸場帳担保による資金融通の道を開いた。売薬業者の共同出資によって設立され、担保になる懸場帳の評価に精通していたので、業者は気軽に利用できた。

次にこれら銀行の役員について売薬業者出身者を表にすると、次の通りである。(氏名の順序は役員就任順)

売薬業出身者の銀行及び役員一覧表 (明治31〜大正6年)

銀行名	氏名	役職名	住所	備考
十二銀行	中田清兵衛	頭取	富山市	
	田中清次郎	取締役	〃	
	松井伊平	〃	〃	
	阿部初太郎	〃	〃	
	山田信昌	〃	〃	元士族
	密田林蔵	監査役	〃	
第四十七銀行	宇津善吉	取締役	〃	



第二節 明治後期

富山貯蓄銀行	富山倉庫銀行	滑川銀行	魚津銀行	高岡銀行	中田太七郎	金井久兵衛	金岡又左衛門	沢田金太郎	室崎間平	川上宗平	早川久助	早川久之夫	鷹取嘉三郎	加藤甚右衛門	神保東作	山淵久平	密田兵藏	永田鉄次郎	永井為次郎	密田八十郎	密田清藏	密田德次郎	密田孝吉	密田松太郎
					監査役	〃	〃	取締役	〃	〃	〃	〃	〃頭取	〃頭取	取締役	監査役	取締役	取締役	〃	〃	〃	〃	監査役	取締役
					〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
										高岡市	魚津町	滑川町						富山市						

酒造業・売薬営業

売薬商・船荷卸商・紡績綿糸商  
薬種問屋・醬油醸造

清酒醸造・売薬業

米穀商・売薬業

九代密田林藏の五男、明治三十三年中田家へ入籍し中田清兵衛となる

	密田 林蔵	頭取	〃	
	密田 幸之助	取締役	〃	
密田 銀行	密田 勘四郎	頭取	〃	
	密田 兵蔵	取締役	〃	
	密田 治兵衛	〃	〃	
	密田 又蔵	〃	〃	
	密田 孝吉	〃	〃	
	重松 佐平	監査役	〃	
	永井 安次郎	〃	〃	
金沢貯蓄銀行	中田 清兵衛	頭取	〃	
	田中 清次郎	取締役	〃	
	中田 宇兵衛	〃	〃	
	中田 伊三郎	監査役	〃	
富山橋北銀行	永井 為次郎	取締役	〃	
	長谷川 伊三郎	監査役	〃	
富山県農工銀行	神保 東作	〃	〃	
	中田 徳次郎 (中田 清兵衛)	取締役	〃	
水橋 銀行	佐々木 平兵衛	〃	東水橋町	
	佐々木 久太郎	支配人	〃	
	石黒 七次	監査役	〃	
				薬種商・肥料商

新湊銀行 吉野喜平 取締役 新湊町 藥種売業・和洋酒商

新湊貯蓄銀行 " 監査役 "

越中商業銀行 橋爪次郎作 取締役 八尾町

四方銀行 本郷勝重 頭取 四方町

白石又三郎 取締役 "

増山作次郎 " " "

池田清八郎 " 監査役 "

濱谷園太郎 " " "

内田幸次郎 " 頭取 富山市

中田清兵衛 取締役 "

密田林藏 取締役 "

田中清次郎 " " "

松井伊平 " " "

阿部初太郎 " " "

(北陸銀行『創業百年史』七八八〜九頁)

右の表から理解されるように、これら金融機関に彼らが参加する場合、一つの特徴は、地縁的、血縁的に相互に関連のある売業業者がまとまって参加したことである。即ち、滑川銀行、四方銀行の場合は、地縁的な売業業者グループによるものであり、また血縁的グループによる例が、中田家、密田家両グループによる同族的な銀行の設立であった(『同書』七八七頁)。

(イ) 電力事業

時代の新氣運に敏感な売薬業者は、また電力事業に目を向けた。わが国で最初の電気事業は、明治十九年に東京電灯であった。富山では、これに遅れて、明治二十七年に初めて電灯がつき、電灯の事業化は三十年に富山電灯会社が設立された。

この電灯会社は、売薬業者の金岡又左衛門を中心にして、資本金一〇万円で富山市に設立された。この発起人は一名で、このうち売薬業者は八名をしめた。表で示すと次の通りである。

富山電灯設立発起人(明治二十九年)

氏名	職業	創立時の 役職	住所
金岡又左衛門	売薬業	社長	新庄
牧野平五郎	呉服太物卸商	取締役	富山市
中田清兵衛	薬種商・書籍商	監査役	"
大間知喜一郎	呉服太物卸商	"	"
関野善次郎	呉服太物卸商・洋服調達	"	"
密田林蔵	売薬業	"	"
田中清次郎	"	"	"
密田兵蔵	"	取締役	"
密田孝吉	"	代務人	"

松井伊平

横江清次郎

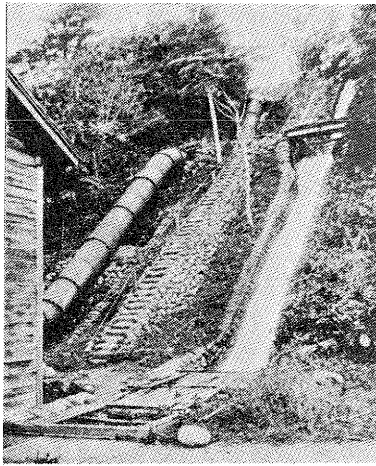
（北陸銀行『創業百年史』七九〇頁）

右の表の中の密田孝吉は、会社設立の技術面において決定的な推進力をなした。即ち水力発電所建設地点を上新川郡大久保地内の大久保用水に求め、幾多の苦難を重ねながら、準備を進めた。発電所出力は一五〇キロワット、発電機はアメリカのゼネラルエレクトリック社製レボルビンフィールド型三相式で、当時としては画期的なものであった。

この種のものとしては、わが国輸入の第一号機であつて、同三十二年（一八九九）三月に完工した。そして四月一日に富山の町に電灯がともった。この電灯の明るさについて新聞は「夜を知らず、昼をあざむくばかりの明々、さながら白日下にあるとかかわらず、文明の恩沢はかり知るべからず……」と報じた。なお四月末の電灯需要数は九五七灯であつた。

当時は、まだ電気についての知識は、一般に乏しく、電気は恐いものとされ、電気事業の成否に危惧の念が抱かれていた。この時代的背景の中で、主な売業者たちが設立の発起人となり、北陸における最初の電灯会社が成立した。こうして設立された富山電灯会社の役員のうち、売業者は、次の通りであつた。

社長	金岡又左衛門	新庄
取締役	密田兵藏	富山市
〃	邨沢金広	〃
〃	山田信昌	〃



富山県内最初の久保水力発電所

監査役 中田 清兵衛

〃 沢田 金太郎

中田、密田と共に金岡、山田は銀行にも電力にも双方に名がみられる。この設立を契機として、北陸に電灯会社が相次いで設立された。県内では、高岡電灯、大岩電気もその例であり、前者の役員に高岡市の室崎間平、後者の社長に上市町の荒木甚助など売薬業者が関係した。

富山電灯は、その後発展をとげ、富山電気、日本海電気と名称を変えて、現在の北陸電力の設立の際には、その中心母体となった。電力株は、銀行株や鉄道株とともに、資産株として評価されて、地主や商人とくに多くの売薬業者から安全性の高い投資の対象とされて大量に保持されてきている。

#### (ウ) 繊維業その他の産業

紡績製糸業は、明治初期には、官営工場として設立されたが、二十年頃には政府の手を離れて民間で経営された。そして関西に集積して立地した。日本海側では明治二十六年四月、高岡市に高岡紡績が、地元資本によって創設され、北陸の紡績業が活発化してきた。

繊維業に売薬業者が参加した中で、高桑安次郎の活躍がある。安次郎は累代富山の有力な薬店に生まれたが、分家して総糸業を営んだが、やがて富山県模範工場、富山織物、富山藍玉、富山県精練などの諸会社の役員を歴任し、富山市の繊維工業の発展に尽した。

このほか長谷川伊三郎が繊維関係の会社に携わり、滑川町では、北越物産に売薬業者の参入が目立った。また田中清次郎は、明治十九年、富山製紙会社の設立に関与し、のちに同社の社長となり、製紙改良に尽した。ま

た富山米穀肥料取引所をつくり、理事長を勤めた。密田勘四郎は、明治二十六年、密田製糸場をつくり、生糸の生産を行った。さらに高田清次郎や金岡又左衛門は、明治二十四年と二十六年に、それぞれ平民新聞と北陸民報を発刊した。

このほか、売薬業者が発起人になり、或いは役員として参加した業種には、運輸、保険、出版、肥料など多岐にわたった。

運輸関係では、立山軽便鉄道、富山電気軌道があり、保険関係では北陸生命保険など、出版関係では、富山市の明治図書、滑川町の新川新報社、立山新聞社、印刷関係では富山石版、富山印刷、また東岩瀬町では岩瀬印刷、四方町では四方印刷などの会社に、売薬業者が多く加わった。こうして富山地方の諸会社設立に彼らが果たした役割は大なるものであった。

## (二) 売薬関連産業

なお、次に富山売薬業の発展は、富山の町を中心に、新しい売薬関連産業を派生、あるいは導入した過程について述べる。

売薬業の発展は、製薬工程の合理化・効率化による大量生産と共に流通過程における輸送業の進展をもたらした。

売薬業の製造における扇型製丸器から手動式製丸機の登場そしてそれを内包する製薬会社の設立が進展した。扇型製丸器では一回の操作で大粒の丸薬は三十粒、小粒では八〇粒が製造されたが、明治中期からの手動式製丸機では一五〇〇粒も製造され、生産の飛躍的拡大、したがって産業革命期ともいえる時期を迎え、多くの会社企業が進展した。

流通面では、鉄道の富山までの開通によって、運送業の発達を促進せしめた。

こうして、生産量の拡大とともに、その関連産業の発展が、売薬業から派生し、売薬を核とする諸産業が富山の町

を中心にして形成された。

膏薬製造業の独立

膏薬は、頭痛膏・アンマ膏・即功紙・傷薬・無二膏・万金膏・赤万・二色膏・軍中膏等があり、貼り薬である。江戸時代には、これに類する薬はあったが、明治時代に入って、大きく伸びた。しかし膏薬の製造技術に特殊性があったので、一般の売薬業者は製造しなくなり、独立の次の専門業者を派生させた。

五番町	石黒清五郎	仁右衛門町	石橋治郎	砂町	中林衛生堂
平吹町	松浦大功堂	古鍛冶町	松任商店		

(村上清造『富山売薬とその周辺』三六頁)

補助原料業の成立

煉薬には、五臓丸・延令丹・ピルス等があるが、これの製造には、蜂蜜・飴・砂糖が補助原料として利用された。器具には、木臼・杵・煉棒が使用された。製飴業と砂糖商が伸びた。

製飴業者

荒町	井上文次郎	古鍛冶町	鳴川長次郎	中野新町	須藤弥次郎
中野町	針田仙次郎	中野町	三村商店	柳町	吉川勘次郎
総曲輪	和田清次郎				

砂糖商

西三番町	浅田合名会社	中野新町	飯野安次郎	舟橋今町	城石松次郎
------	--------	------	-------	------	-------



木 町	須田藤次郎	砂 町	田中松次郎	向川原町	並木文右衛門
東四十物町	北陸砂糖商会	東四十物町	堀 甚七	中野町	牧田滋太郎
木 町	三羽義政	中 町	渡辺由太郎	愛宕町	大間知喜三郎
東四十物町	青木清四郎				

(村上清造『同書』三七頁)

これら製飴業者や砂糖商は、売菓業の伸展によって形成されたのであるが、それは売菓業のみを対象とするものではなかった。庶民の生活水準の向上によって、菓子需要が増加してきたことも大きな要因であった。

### 紙商と印刷業

紙商は、藩政期から続いているが、需要の増大によって、大阪など仕入先も拡大し、大量取引がなされた。薬袋・薬包紙・帳簿類が取扱われた。

中 町	若林元四郎	中 町	板五商店	二番町	稲垣彦三郎
愛宕町	大間知喜三郎	平吹町	近江虎次郎	手伝町	近江松次郎
柳 町	奥田清次郎	西三番町	亀谷金次郎	星井町	河上宗七
南新町	須垣久次郎	越前町	杉森元太郎	殿 町	須田幸節
西 町	高野健次郎	二番町	高畠兵郎	東四十物町	堀 甚七
新川原町	水上岩太郎				

これらの紙は、薬袋に多く使用されたが、それは彫刻師の造った版木によって刷られ、売薬袋に造られた。

また売薬版画は、文化伝達の好資料として得意先に喜ばれたが、明治になって一層盛んになった。明治中期には石版刷となり、三十年頃から木版画になった。その版元は、中町 小泉為次郎、袋町 高見清平、蝦町 寺垣商店、古鍛冶町 熊本甚四郎、同 吉尾達二であった。

一般の印刷は、薬袋や薬箱用になされ、売薬がこの業界の発展の基礎となった。富山市の富山石版、富山印刷、岩瀬の岩瀬印刷、四方の四方印刷は売薬業者が設立した。

### 薬瓶製造業

薬の容器として、目薬や神薬などガラス瓶が利用され、富山に硝子工業が起った。

新富町	扇原亀吉	新庄町	坂井製瓶所	神通町	高田製瓶所
西公文名町	高木常次郎	覚中町	富山薬瓶株式会社	神通町	富山製瓶株式会社
神通町	並木製瓶合資会社	安野屋町	羽根製瓶所	梅沢町	福田太三郎
中町	村山直太郎				

### 売薬進物商

旅先の得意先に、売薬行商人が、おまけとして配った進物は、紙風船が主要なものであり、子供たちに喜ばれた。

このほかは縫針、塗箸、手拭、風呂敷、元結、九谷焼の湯呑や盃などもあった。これらを取扱う店は、紙商等にもあった。

柳行李など荒物店

旅先行商の際に、薬や進物を入れて運ぶ柳行李は、軽くて通気のよい材料を用いた。この店舗は次の通り。

石倉町	秋田商店	柳町	奥田清次郎	柳町	酒井太平
手伝町	近江松次郎	西三番町	亀谷金次郎	星井町	河上宗七
南田町通	楠信治	船頭町	越野光雄	南新町	須垣久作
南新町	土肥留三郎	太田口町	杉井政次郎	越前町	杉森元太郎
星井町	関原吉三郎	梅沢町	高木貞吉	西町	高野健次郎
中町	武内宗八	梅沢町	野村進物店	泉町	八川安兵衛
泉町	松見吉信	袋町	広田常次郎	古鍛冶町	広田和吉
梅沢町	村尾三郎	東三番町	村尾タカ	五番町	吉尾良次郎
東堤町	池上平三郎	東四十物町	上田清八郎	総曲輪	柴田商会
一番町	瀧本小松店				

〔同書〕四七頁

富山売薬業が発展拡大する過程で、近代産業そのものではないが、富山の町に以上のような各種の商店が形成され、特異な店舗が出現した。これらの店は、主として売薬業者の需要を満たしたが、いうまでもなく、一般市民の生活用品も展示していた。

また北陸線が西から富山駅まで開通すると、従来は船便によっていた売薬輸送は、鉄道に依存することになり、富

山駅前には二口運送店など八軒の運送店が開かれた。その他、衣服町の亀沢運送店などとも、売薬商人の荷物をその家々から鉄道便で運送する業務が活発化した。

#### (オ) 売薬業者の地域活動

売薬商人たちは江戸時代には寺子屋で学び、明治の近代化の早期展開ないし育成について、自らは識見を具備していたものと考えられ、新時代を推進する新しい気運と新産業を自ら担当することとなった。売薬を通して諸地方の近代化の動きに目をむけていて、日本経済の構造的変動に対して、遅れをとらないようにと積極的に、新制度に取り組んでいった。業者たちは常に諸地方の新しい世の動きには敏感でなければならなかったこの産業の進取的感覚の派生現象と解される。

これには、商人たちは旅先の経営として組または向寄の強力な仲間示談により、共同でお互いに協力しあつて新事態に対処する経験があり、共同で組織的に活動する経営の素地が培われていたことが役立つことになった。

売薬商人たちは持ち前の才気と、他国行商のきびしい商業の営み方についての豊富な経験を基礎にして、勇敢に新しい組織や制度に手を伸ばしたのであった。銀行業と電力業という二大近代産業は、こうした彼らの見識の下に増加したのであったと考えられる。製薬についても、広貫堂や師天堂などの堂号組織を初めとして、売薬関係の製紙、印刷、容器製造や関連産業の諸会社の設立が進められた。これには自ら経営の主体性をとり、また主要な株主として経営に関係した。

こうして経済活動に努めると共に、政治活動にも進んだ。

明治二十二年、市町村制が施行され、富山市会議員の第一回選挙が行われた時、定員三六名のうち、中田清兵衛を

筆頭に十数名の売薬関係議員が選出された。以後もこの勢力は継続して変らなかつた。

次に、地域の商工業の発展の基盤づくりないし業界の団結・協力に役立つ商工会議所の形成に果した役割も忘れてはならない。それは初め商法会議所として成立した。富山商法会議所は、明治十三年六月に設立許可をうけ、その事務所は富山総曲輪の広貫堂におかれた。この設立発起人は、富山町の有力店主であったが、行政機関とのパイプ役として富山町連合会議長の安村正義が入り、さらに売薬商人を経営主体とする国立銀行が後ろ楯となり、これらが一体化していたものなのである。

しかし十分な成果をあげないままに終り、明治二十一年に富山商工会議所が成立した。会頭に中田清兵衛、副会頭に密田林蔵が選出されたが、やがて辞職し、代つて関野善次郎が会頭に、山野清平が副会頭に選ばれた。関野は呉服商、山野は売薬業者であった。理事一五名も選出されたが、この中に売薬関係者三名がいた。新たな商工会議所の主な事業活動は「北陸鉄道敷設問題」であつた。そしてこの頃から富山市の商工業者たちがよく共同意識に目覚め、業界の活性化に彼らの組織化が必要であるとの認識が生まれはじめた。

そして明治二十六年に富山商業会議所が設立された時には、発起人に中田清兵衛、松井伊平ら富山売薬業界の代表的業者が中心になつて活躍した。議員数三〇名のうち、売薬業者は金井久兵衛など六名、薬種問屋一名がおり、ほか第十二国立銀行代表松井伊平、富山貯蓄銀行代表密田林蔵および第四十七国立銀行代表宇津善吉の名が見える。この後者の三名は売薬業者でもあり、これらを合算すれば一〇名にもなる。商業会議所の議員構成は、通例一名ないし数名ずつの職業代表からなるのであるが、右のように例外的に著しく多いのは、それだけ実力が伴っていたことを物語るものと解せられる。

次に商業会議所の議員名簿の三〇名のうち売薬関係者を表にすると左の通りである。

富山商業会議所議員30名のうち売薬関係者(明治26年)

山野 清平	売薬	松井 伊平	第十二国立銀行代表
金井 九兵衛	売薬	密田 兵蔵	売薬
横江 清次郎	薬種問屋	密田 林蔵	富山貯蓄銀行代表
中田 太七郎	売薬	志波 久次郎	売薬
宇津 善吉	第四十七国立銀行代表	山田 善蔵	売薬

〔富山商工会議所百年史〕 八三頁

## 六、薬業教育機関の設置

明治の文明開化は、薬業界に大きなインパクトを与えた。洋風化の波は富山売薬にも波及し、従来の漢方薬を廃止する噂が流れた。

「洋薬授与願」を提出したり、資生堂会社の製剤を配置するようにとの話が出たりした。進取の気性に富む業者は、時代に合うに体制を改めて、自らの手で洋薬を製剤し、旧方剤と共に発売すれば、窮状を脱することが出来ると考えた。

これが、富山に薬学校の設置を要求する動きとなったのである。既にはやく、明治六年、文部省へ舎密せいみつ学校の設立を請願したが、その概略は次のようである。

舎密学校<sup>(ツマ)</sup>設建之儀ニ付願

御管下四郡売薬商業ノ者凡四千人ばかり、其他右ニ属シ候薬店ヲ始メ物品製造ノ者等数多コレアリ、然処一昨辛未年大学東校ヨリ御布令之趣モ御座候ニ付、旧来ノ弊習一洗仕リ、薬品ハ勿論方法等改正仕リ候エトモ、固ヨリ人命ニ関シ候品ニ付、今一層勉勵不仕候テハ、当今ノ時勢ニ相協スヤト深く心配罷在候処、文部省中ニ於テ御撰挙ノ薬法有之由伝承仕候ニ付、右法剂御授与ノ儀懇願奉リ、……(中略)

先般東京医学校中ニ製薬字一科ノ教場付属ニ相成リ、夫々御規則立テサセラレ候由謹承仕リ、旧来許多ノ製薬販売ノ土地ニ於テ、徒ニ手ヲ束罷リ在リ候義ハ実以慷慨ノ至リニ付、右御趣意ニ基キ当所ニオイテ舎密学校相設ケ、教師備入シ別教場ヲ付属シ、製薬学生徒ヲ取り、且諸家ノ薬方ヲ集メ教師之検査ヲ受、饒益之方法ヲ以普ク弘通仕リタク存ジ奉リ候、尤是迄相弘候製薬之儀ハ旧来人氣ニ服シ望之者モ有之候ニ付、両様之方剂ヲ学校ニ於テ調剂仕リ、漸々ニ旧法相改候得者、数千戸ノ者共活計ノ道モ相立チ申スべく候間、何卒文部省ヨリ右学校御許可ニ相成候様、御上達被成下度此段偏懇願奉リ候、以上

(『史料集』四四六―四四七頁)

学校名と養成目的および入学資格の変遷

校名	設立(改称)年	養成目的	課程	修業年限等	入学資格
共立富山薬学校	明治二十七年	薬剂師養成	本科	二か年(四学期)	年齢一七歳以上、高小卒、中学二年修了又はこれと同等のもの
		売薬行商人養成	速成科	一か年(四学期)	年齢一五歳以上算術に通じかつ筆記に差支なきもの

富山県立 薬学専門学校	富山県立 薬業学校	明治四三年	売薬行商人養成	別科	三か年	高小二年終了者
			薬剤師養成	本科	三か年	中学校卒業者、専門学校入学検定試験合格者
富山市立 富山薬業学校	富山市立 富山薬業学校	明治四〇年	売薬行商人養成	別科	二か年	高小二年修了者
			薬剤師養成	本科	三か年	予科卒業もしくはこれと同等の学力のあるもの
		明治三五年	売薬行商人養成	本科	三か年	
			薬剤師養成	別科	二か年	
		明治三四年	売薬行商人養成	本科	二か年	
			薬剤師養成	別科	一か年	
明治三三年	売薬行商人養成	本科	三か年	尋小卒業以上のもの		
明治三一年	薬剤師養成	別科	二か年	本科出身者又は高小卒業生		
	薬剤師養成	本科		年齢一五歳以上、予科卒又は同等の学力を有するもの		
明治三〇年		予科	一か年の予科	高小四か年の課程をおさめ又は年齢一四歳以上、同等の学力を有するもの		
明治一九年	売薬行商人養成	速成科		年齢一七歳以上、薬学大意を修めたもの		
		選科	本科課目中二課目以下選修			

(『富山県の教育史上巻』に補足)



(7) 共立富山薬学校

この請願から二十年経過して、薬学校設置の許可がおりた。時に明治二十六年八月三日である。『富山大学薬学部七十五年史』では、この「共立富山薬学校」について次のように述べている。

場所は富山市梅沢町広貫堂の向い側に、百七十六坪の敷地をもとめ、約二十坪の校舎を新築することになり、建物および敷地に千円、器械に五百円支出することに決定した。創立経費は、富山市の補助金三百円の外、広貫堂、師天堂、富山薬劑会社、保寿堂、弘明堂、精寿堂等、多数有志の寄附金によつてまかなわれた。

各資料を総合すると、次の人々の名が、代表として創立史の中に見受けられる。

売薬会社：広貫堂、師天堂、富山製劑会社、保寿堂、弘明堂、精寿堂

売薬業者：邨沢金広、阿部初太郎、松井伊平、密田林蔵、田中清次郎、日南田宇八郎、沢田金太郎、金井久兵

衛、志波久次郎、石井義春

富山県薬劑師会役員 会頭 中田清兵衛、副会頭 横江清次郎

幹事 桜井勘六、日野五七郎、大久保秀民、福島猪太郎、中村米次郎

東京帝国大学教授 下山順一郎、丹波敬三 助教授 丹羽藤吉郎

開校にあたって共立富山学校は、次のような新聞広告を出している。

「広告 本校ハ明治二十七年一月二十日ヨリ事業相始メ候旨広告致置候処、工事未ダ落成セザルニ付来ル二月一日ヨリ授業開始ス、但シ入学申込期日ハ本月二十五日迄延期ス……」

募集は、本科、撰科、速成科の三科で行われた。建設された学校の概要について『前書』は、「本館の階上は講堂、応接室、階下は事務、教員、薬品、小使の各室にあて、本館に続いた平家には、普通教室、製煉、天秤、蒸留、分析、調剤、衛生、裁判の各室があてられていた。」と述べている。

薬劑製造の中心の府として建設された共立薬学校は、地元の製薬会社、売薬業者と中央の大学とが、一体となって時代の先取りをする形でスタートを切ったのであった。

スタート後の薬業学校について『富山県教育史』では次のように述べている。

同校は本科と速成科とから成っていたが、本科は薬劑師の養成を目的とし、修業年限は二か年で、高等小学校卒業者若しくは中学二年修了者を入学させた。また速成科は薬業家の子弟及び売薬行商人に薬学の大意を授けることを目的とし、修業年限は一か年で年齢一五歳以上の者を入学させることとした。二月一日に開校式が行われた。入学者は本科二五名、速成科一五名であった。

開校後、半年もたたないうちに生徒の退学者が続出し、在学者は二三名という憂慮すべき状態となった。そこで一か年を二回にわけて入学生を募集したが、多い時で一〇名、少ないときは五、六名にすぎないという状態であった。ようやく第一回目の卒業生を送り出したのは、本科第三回募集生のうち三名で、それは明治三十年三月であった。

こうした状態の原因は夜学であったこと、また学校の性格があいまいで、上級学校への進学も難しかったことによると考えられる。このため学校を維持する上で大きな困難をきたし、職員にもじゅうぶんな待遇を与えることができなかった。そこで業界有志の間からは、わずかに一〇名内外の生徒のための年々一三〇〇余円の支出を

するよりは廃校し、相当の補助金を与えて東京へ留学生を三〇名出す方がよいのではないか、という意見も出てきた。その上富山市の補助金も三十年には二十七年からの三か年補助が満期となり、さらにこの上統けて有志の寄付を仰ぐこともできないため、関係者は市当局者に対し市立への移管の運動を行った。

私立学校としてスタートした共立薬学校は維持困難となり、売薬業者、薬剤師会ならびに市会議員横江清次郎等によつて、富山市および富山市議会に対して、市立移管の運動を行った。かくて、明治三十年五月十九日、富山市会は市立薬学校とすることに決定し、十月三十日認可を得て十一月一日、富山市立富山薬学校とした。

#### (4) 富山市立富山薬学校

明治三十三年五月二日に富山薬業学校と改称されて県知事により認可された。明治三十四年六月十二日の「富山日報」は当時の薬業学校を次のように紹介している。

当市梅沢町円隆寺堂内を仮用して授業中の富山薬業学校の在学生徒の昨月末の調査に依れば、総人員百十三名にして学級は別科一年、本科一年、二年の三教室なれば迫も該寺院にては充分なる授業をなし能はざるに付、当市南部高等(小)学校の開校を俟つて同校内に一時移転し、多分同所にて授業するに至らんと云う。

研究と人材育成の両面をねらつて設置された薬業学校も、初期には数多くの苦難を味わつたようである。

知事認可に先立つて、市立薬学校は教授陣の整備と施設の整備に意を注いだ。しかし、不幸にも、明治三十二年八月十二日午前零時三十分中野新町石油卸小売商方から出火し、厳しい南風にあおられた大火で同校も類焼してしまつ

た。類焼後は富山市総曲輪小学校に仮事務所を設け、九月から授業再開準備にとりかかった。しかし、市当局も大火災後の復興に莫大な出費がかさみ、薬学校に十分な援助をすることができない状態であった。

職員の熱心な交渉で、梅沢町の円隆寺えんりゅうの堂宇を借りて授業が再開された。しかし、設備の不備はいかんともしがたく、生徒間から不満の声が強くなった。薬業教育の発展のために多額の援助要請を市に要求することになった。

明治三十三年三月、富山市会の教育費査定中に、次の動議が出された。「就学生徒が少なく、かつ大火後の善後策のため数十万円の市公債を起す場合において、義務教育でない薬学校の経営はもちろん、校舎を新築するようなことは、市の経済の及ばないところである」とし、薬学校廃校案が提案され、可決されたのである。

この決議に対し、新聞、県薬剤師会は猛反発し、県薬剤師会は、市長、市参事会、市会議長に「薬学校存立建議案」を提出した。富山日報も「薬学校復興」を論説した。市会も曲折を経ながらも四月に富山市立薬学校として再発足することを決議した。大火後、当校は梅沢町円隆寺、三十四年には富山南部高等小学校に、三十六年には山王町小学校跡へと転々とした。このような苦境にあつて、明治三十六年には、山王町で、売薬青年会の薬学講習部を併置するまでになつてゐる。

富山売薬青年会薬学講習部は、「薬業に従事し又従事しようとする者に、簡易なる方法により、……毎日曜日午後六時より十時まで……薬業上必要な知識技能を授けると同時に、普通教育の補習も併せて行ふもの」であり、今日の学校開放に相当するものであつた様である。修業年限は二カ年で、四月から翌年三月を一カ年としている。

学科は理科、日本薬局方、生薬学、製薬化学、薬品鑑定、調剤学、生理学、病理学、衛生学であつた。

他に科外講義として、清韓語しんかんがある。これは当時既に半島、大陸へ配置業者の進出があり、二国語が必要となつてゐたことを示すものであつた。また研究科もあり、売薬処方ばいやくじやうを学んでいた。薬学講習部は、極めて実用的な学習をす

すめていたといえよう。

課程修了若しくは全教課卒業の認定には、試験を課さずに平常の成績を用いたし、卒業者は志望すれば研究生として在学することも認められた。

明治三十六年十月二十五日の「富山日報」は、薬学講習部の開講式に關し、次のように報道している。

富山売薬青年会の組織に係る薬業講習部の開講式は、昨日午後当市山王町薬業学校階上に於て挙行せられたり、定刻に至るや来賓一同着席、風琴の合図にて式を行はれ、先づ売薬青年会副会長大菅昇平氏の式辞朗読、次で李家知事の告辞に併せて講習生の前途に於ける覚悟及び売薬販路拡張等に就いて演説、次に講習員総代水上善平氏の答辞朗読、次講師総代堀大次郎、廣田竹太郎、幹事総代井黒義正、評議員総代岡本定義、同青年部会員室川安太郎諸氏の祝詞朗読終つて、予ねて同会に招聘したる神戸税関属托海外視察員宮崎俊二氏の、清国へ売薬を輸出する大々の好時機なる事、清国人の売薬を需用するに至りたる原因等に就き悉く演説せられたり、是れにて式を了へ直に会員諸氏等の發起にて八清楼に於て宮崎氏の慰労会を開きたるが、当日の主なる来賓は李家知事、古川視学官、廣瀬第四課長、杉村市立富山病院長、加藤富山市長、各新聞社員其の他斯道者、講習員等凡そ三百余名と註せられたり

県・市・業者が、この講習部に大きな期待を寄せていたことが充分に伺えるのである。

しかし、期待される一方で、校舎の新築運動は思うように進展せず、かえつて薬業学校規則改正がすすむことになつた。即ち、薬業学校を中等程度とし、売薬業者養成から薬剤師養成へと目的を切りかえ、研究科も設定することになつた。莫大な出費も併せ考えると、県立移管への考えが出てきた。市会でも県立移管なら敷地、校舎、機器を寄付

するといふ機運が高まった。明治三十九年十一月、富山県会で県立への移管案が提出され、十二月可決された。この時県会へ提出された予算案は六〇〇〇円、富山市から校舎新築費及び敷地買収費として一万二〇〇〇円が寄付されることとなり、うち半額の六〇〇〇円は売薬業者が寄付することとなった。こうして明治四十年三月、薬業学校は各種学校として認可され、四月富山県告示第四号をもって、「富山県立薬業学校設置の件」が布告された。

(ウ) 富山県立薬業学校

明治四十年四月一日、富山県令第二八号で富山県立薬業学校校則が定められたが、それを次に掲げる。

富山県令第二十八号

富山県立薬業学校規則左ノ通相定ム

明治四十年四月一日 富山県知事 川 上 親 晴

富山県立薬業学校規則

第一章 総 則

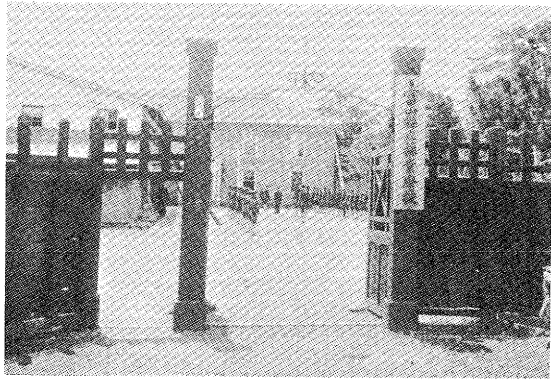
第一条 本校ハ薬剤事業ニ従事スルモノヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二条 本校ニ本科及予科ヲ置ク

第三条 修業年限ハ本科三ヶ年予科二ヶ年トス

第二章 学科程度及教授時数

第四条 本科及予科ノ学科程度並毎週時数ハ左ノ如シ



富山県立薬業学校

として、化学、薬用植物、分析学、生化学、裁判化学、生薬学の理論と実習をすすめる本科課程を発表している。

予科は二年で、高等小学校二年修了者に薬学の大意を修得させた。本科へは予科卒業者かこれと同等以上と学力のある者を入学させることにしていた。

こうして県薬業界待望の富山県立薬業学校の開校式が、明治四十年富山市山王町の仮校式において、県知事はじめ多数の来賓、業界関係者の参加をえて盛大に行われた。

同年十月二十六日には、初代校長として製薬士中西司馬が任命された。中西校長は着任以来、学校の設備の充実と教授法の研究に意を注いだ。また各種学校として出発した同校を、実業学校に組織がえすべきか、また進んで専門学校にすべきかについて職員や県当局、さらに文部省当局や東京帝国大学薬学科教授とたえず打ち合わせを行い、将来の専門学校

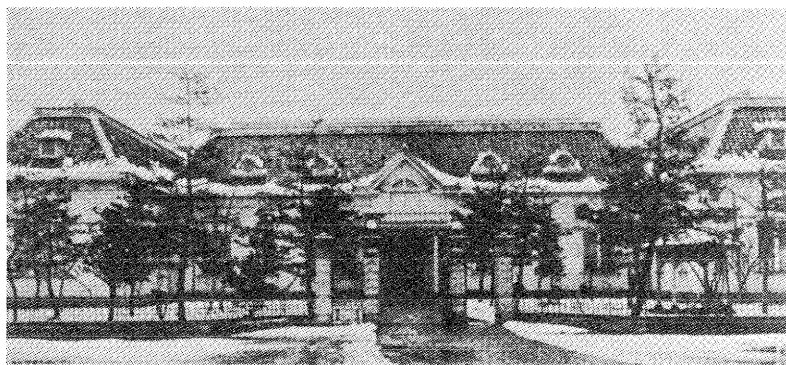
昇格への準備をすすめた（『富山県教育史上巻』）。

(二) 富山県立薬学専門学校

より深い薬学専門知識修得には、専門学科へ昇格させる必要があり、昇格運動が行われた。

学科課程及毎週教授時数

学 科 目	学 年		
	第一学年	第二学年	第三学年
	毎週教授時数	毎週教授時数	毎週教授時数



富山県立薬学専門学校

計	体 操	薬品工業学	機械学大意	薬化学	調剤学	薬品鑑定	薬局方	裁判化学	衛生化学	分析学	生薬学	薬用植物学	化学	鉱物学	独逸語
		実習	理論	実習	理論	実習	理論	実習	理論	実習	理論	実習	理論	実習	理論
二九	三									二		三	三	八	一
三四		不定時	二	三		五	一			二	九	二	二	三	
四〇		不定時	二		二		五	一	三	一	二	六			四
															六



別科の学科課程及毎週教授時数

学科目	学年及教授時数		
	第一学年	第二学年	
修身	道徳ノ要領	同上	
国語及漢文	国語、講読、文法、作文	国語、同上、漢文、講読	
独逸語	音讀、訳	訳解、文法、会話	
算学	術	代數	
歴史	日本歴史	日本歴史、外国歴史	
地理	日本地理	外国地理	
物理	物理ノ大要	同上	
化学	化学ノ大要	同上	
博物及生理衛生	普通博物、薬用鉱物、植物動物ノ概要	人身生理ノ大要衛生ノ要旨	
体育	普通体育操	同上	
分析学	同	同上	
生薬学	生薬ノ大要	同上	
薬化学	薬化学ノ大要	同上	
調剤学	調剤学ノ大要	同上	
薬局方	同上	本邦薬局ノ解釈	
薬業法規	薬業ニ関スル法規	同上	
計	三〇	三〇	三〇
	時数	時数	時数

(『県史資料篇近代上』より)

明治四十一年十二月十四日の県会で、宇佐美勝夫知事から、富山県立薬業学校を専門学校令による専門学校に組織変更する諮問案が提出され、満場一致でこれが可決された。この決議によって明治四十二年七月十七日文部省は告示二百十三号をもって、全国で初めて専門学校令による独立の薬業専門学校を県立として富山市に設置することを認可した。そして、同四十三年四月一日より開校することになった。四十二年八月六日、富山県は県令三十五号をもって富山県立薬学専門学校を同四十三年四月より開設し、富山県立薬業学校を同年三月限りで廃止する旨通達した（『富山県史通史編VI 近代上』一四〇〇～一四〇二頁）。

またこれと同時に十二章から成る「富山県立薬学専門学校規程」を定めた。それによると、本科、別科が設置され、本科は定員九〇名、修業年限三カ年、中学校卒業者を入学資格とし、卒業後は薬剤師の免許状が与えられた。別科は薬業に従事する者に必要な教育を施すことを目的とした。十四歳以上で高等小学校二カ年課程卒業者、又はこれと同等の学力を有する者を入学資格者として入学試験を行い、九〇名定員で三カ年間教育した。

明治四十三年十一月二十二日、かねて富山市総曲輪旧赤十字富山支部病院跡に新築中の校舎が竣工し、これに移転した。同年十二月四日、新装成った校舎の落成式を挙行し、式後富山県売薬同業組合の主催で祝宴を開いた。かくして、名実ともに薬都富山の薬業教育体制が整ったのである。

当日、来賓の一人として大日本薬学会々頭薬学博士長井長義氏が祝辞を述べられたが、薬学専門学校の責務とその将来について余すところなく以下の如く滔々と陳述された。

#### 長井博士の祝辞

知事閣下及び満堂の諸君！

本日は富山県立薬業学校専門学校の開校式にあたりまして、私よりも一言の祝辞を述べる機会を御与え下さいましたのは、私にとりまして光栄かつ欣喜の至りであります。

薬学専門学校という名称は、わが国において本校が始めて作りたる名称と信ずるのであります。直接薬学に関係のない方に取りましてはこの名称もさ程の感じはないかも知れぬが、私のごとき一身を薬学にゆだねている身に取りましては、誠に無上の感情を与えるのであります。そしてその土地は富山県富山市、この地の薬業は今を隔たる二百四十年の昔より、年を追うて盛んになりつつあります。当時有志の諸君が寄り合つて、明治二十六年に極めて小さい一つの教授場を設けられたのが始めて、それが基となりついに今日わが国未曾有の薬学専門学校の作られた事が校長の式辞によってわかりました。

さて私はこれから本校の開校式の祝辞を申し上げようと思ひますが、凡そ祝辞なるものには二つの区別があるうと思ひます。すなわち一つは過去の経歴を賀するのと、今一つは将来の発展を祝するとの二通りであります。一例を申せば古稀の祝賀は過去の経歴を賀するので、戦の門出は将来の成功発展を祝するのであります。

本日の富山県立薬業専門学校の祝意は、少なくとも私の祝意はこの双方を兼ねたものと御承知を願ひます。

過去の祝意は校長の先刻述べられた如く、小さいものが、段々と大きくなって、ついに本日の古来未曾有の薬学専門学校となりましたのは大いに祝さなければなりません。ことに私のごとき薬学者はなおさらに祝さなければなりません。将来のことについては諸君と共に祝意を表したいと思ひます。

薬学専門学校が始めてわが国に設けられたのはいささか奇異の感が起こります。当地は二百四十年前より薬品製造をもつて名高い事は、私どもは幼い時から聞き及んで居ます。薬と富山とはほとんど同一に考えられて居ました。すなわち富山が本位で薬が次か、薬が本位で富山が次か、子供には判断がでなかつた程富山の薬は

日本全国に知れ渡つて居ました。それが二百四十年以来年毎に進歩したが、それに学校はなかつた。しかるに現今はただ薬業学校と云うのみでなく、わが国で未曾有の薬学専門学校を要するのであります。とにかく日本で一番薬業の盛んな処、薬業学校のあつた所に薬学専門学校の出来たのはいささか奇異の感が起こります。

数万金を投じても学校を要する次第の解釈は、われわれの将来に向かつて大いなる教訓を与ふることと在じます。

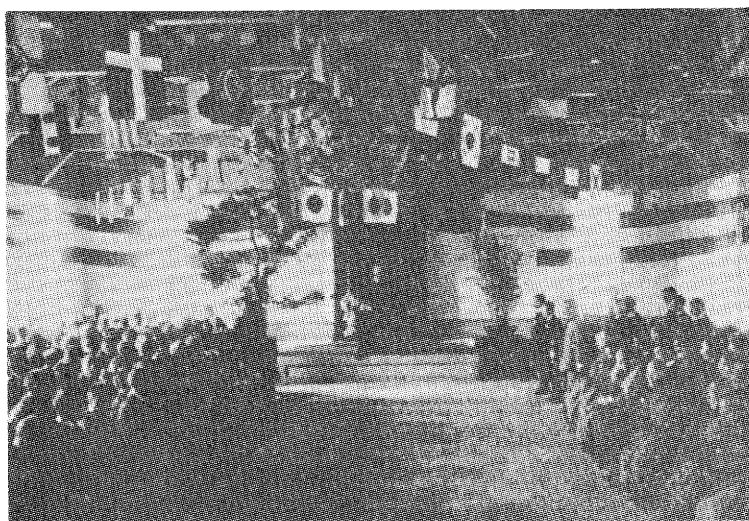
その解釈によつて専門学校にたいする奇異の感も解け、また我々に与ふる教訓もわかる事と思ひます。しかればその解釈はいかんと云うに、一言をもつてこれをおおえば、この変遷は維新の賜物で、もし維新の大業がなかつたならば、今日のごとき薬学専門学校を要するような事はなかつたらうと思ひます。

ところが今を隔る五十余年前浦賀にペルリ大將がわが門を叩きましたそれ以来、わが国における方般の変遷は私から今さら述べる必要はありません。それまでは外国からわが国に一品も薬品の輸入はありませんでした。ただ支那のみは特別で、それ以外の国から日本に薬品を輸入する事はいまだに聞かないところであります。しかるに現今は薬品のために数百万円の金を外国に出して居ますが、その薬品なるものはいかなるもの、またこれを製造するの道はいかんと、またその薬品を使用する医師はいかなる風に養成されたかと言ふに、皆学理にもとづき学理を考究し、学識を積んだものが製造しかつこれを使用するのである。その薬のためにわが国は数百万円の金貨を海外に流出せしめて居るのである。御当地のごとき、年々数百万円の薬を製造して不幸なる病者を救いつつあります、外国よりの輸入は年々増加して居ります。

この薬品にたいして勝ちを制するには、同じく学理にもとづき学理を考究し、学識を積んで薬品を製造する必要が生ずるのであります。その結果学校なしに年々多くの薬品を製造してきた富山も、学識をそなえて薬品を製



開校式に臨まれた長井博士(前列中央)歓迎記念



開校式式場

造するにあらざれば薬品に対して勝を制すことは出来ないであります。

しからば日本で始めての富山県立薬業専門学校も何時まで専門学校に止らずして、現在は県立の薬学専門学校であるが、本校の前身における歴史の示す如く、段々と膨大発表して官立の薬学専門学校となり、次に富山薬学大学というように漸次盛になることは火をみるより明かなことと私は確に信ずるのであります。諸君も私と共にそうなる事を信ずるようにと私はこの席から御勧め致します。

しかしながら現今までは御当地の薬品業者はただわが国の需要をみたすのほか、わずかに外国に輸出して居るのみであります。わが隣邦清国々民は我々と同種族でもあり、かつてはわが国も医学、薬学をこの隣邦からその教えを受けたのでありますから、今度はその恩に報ゆると云う点から考えても、わが国の医学、薬学を彼に伝えて彼等を救わねばならぬと思ひます。のみならず支那の病者を助ける趣意によつて薬品を彼の国に送ることは、往昔よりもはるかに容易であります。

されば将来は薬学専門学校が御当地に始めて起りたるごとく、薬学大学が御当地に始めてできる事をひとえに希望します。この事は学事に関係することでありまして、私もその学界の末席をけがせる一人でありますから、私の力の及ぶ限り、私の命のあらん限りは応分の援助を与える事を光荣と思つて居ると言う事をこの席で述べて置きます。

この学校の前途についてこの開校式を機とし、以上希望として祝しました。必ず達することができると信じます。

〔富山大学薬学部七十五年史〕 一一三―一二六頁

創立当時は別科生は一部が中学校の検査試験を受けて本科に入り、一部は編入試験を受けて富山中学校へ入学した。

入学及び卒業生

年	入学		卒業	
	志願者数	入学者数	回数	数
明治四三	三一	三一		
四四	四五	三一		
四五	二八	二八		
大正二	七一	四〇	一	二五
三	七五	四一	二	一八
四	六六	四六	三	一九
五	一一七	三八	四	二五
六	八七	三五	五	三二
七	一三三	四三	六	四三
八			七	四〇
九			八	三二
一〇			九	三七

(『富山大学薬学部七五年史』一三三頁)

専門学校としてはすつきりとした形となった。売薬行商人養成は薬業学校を設置することで解決した。

専門学校となつて最大の特徴は、県外から多数進学し、県外生が半数を占めるようになったことである。明治四十五年には中華民国から留学生を受け入れ、国際的な学校に成長した。明治末期から大正年代の志願者、入学者は表に示す通りである。